

砥 部 町 議 会  
令 和 7 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

## 令和7年第2回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和7年6月5日																																						
招集場所	砥部町議会議事堂																																						
開 会	令和7年6月5日 午前9時30分 議長宣告																																						
出席議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 大平将司</td> <td style="width: 33%;">2 番 木下いずみ</td> <td style="width: 33%;">3 番 佐野沙知</td> </tr> <tr> <td>4 番 高橋久美</td> <td>5 番 日野恵司</td> <td>6 番 木下敬二郎</td> </tr> <tr> <td>7 番 柿本 正</td> <td>8 番 東 勝一</td> <td>9 番 原田公夫</td> </tr> <tr> <td>10 番 小西昌博</td> <td>11 番 佐々木公博</td> <td>12 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>13 番 佐々木隆雄</td> <td>14 番 西岡利昌</td> <td>15 番 三谷喜好</td> </tr> </table>			1 番 大平将司	2 番 木下いずみ	3 番 佐野沙知	4 番 高橋久美	5 番 日野恵司	6 番 木下敬二郎	7 番 柿本 正	8 番 東 勝一	9 番 原田公夫	10 番 小西昌博	11 番 佐々木公博	12 番 松崎浩司	13 番 佐々木隆雄	14 番 西岡利昌	15 番 三谷喜好																					
1 番 大平将司	2 番 木下いずみ	3 番 佐野沙知																																					
4 番 高橋久美	5 番 日野恵司	6 番 木下敬二郎																																					
7 番 柿本 正	8 番 東 勝一	9 番 原田公夫																																					
10 番 小西昌博	11 番 佐々木公博	12 番 松崎浩司																																					
13 番 佐々木隆雄	14 番 西岡利昌	15 番 三谷喜好																																					
欠席議員	なし																																						
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">町 長</td> <td style="width: 25%;">古谷崇洋</td> <td style="width: 25%;">副町長</td> <td style="width: 25%;">門田敬三</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>大江章吾</td> <td>総務課長</td> <td>松田 勲</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>小中 学</td> <td>地域振興課長</td> <td>善家孝介</td> </tr> <tr> <td>商工観光課長</td> <td>森本克也</td> <td>税務課長</td> <td>佐々木毅</td> </tr> <tr> <td>保険健康課長</td> <td>岩田恵子</td> <td>介護福祉課長</td> <td>白形大伸</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>堀潤一郎</td> <td>建設課長</td> <td>門田 作</td> </tr> <tr> <td>農林課長</td> <td>池田晃一</td> <td>町民課長</td> <td>土居 透</td> </tr> <tr> <td>上下水道課長</td> <td>松田博之</td> <td>会計管理者</td> <td>古川雅志</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>伊達定真</td> <td>社会教育課長</td> <td>山本勝彦</td> </tr> </table>			町 長	古谷崇洋	副町長	門田敬三	教育長	大江章吾	総務課長	松田 勲	企画財政課長	小中 学	地域振興課長	善家孝介	商工観光課長	森本克也	税務課長	佐々木毅	保険健康課長	岩田恵子	介護福祉課長	白形大伸	子育て支援課長	堀潤一郎	建設課長	門田 作	農林課長	池田晃一	町民課長	土居 透	上下水道課長	松田博之	会計管理者	古川雅志	学校教育課長	伊達定真	社会教育課長	山本勝彦
町 長	古谷崇洋	副町長	門田敬三																																				
教育長	大江章吾	総務課長	松田 勲																																				
企画財政課長	小中 学	地域振興課長	善家孝介																																				
商工観光課長	森本克也	税務課長	佐々木毅																																				
保険健康課長	岩田恵子	介護福祉課長	白形大伸																																				
子育て支援課長	堀潤一郎	建設課長	門田 作																																				
農林課長	池田晃一	町民課長	土居 透																																				
上下水道課長	松田博之	会計管理者	古川雅志																																				
学校教育課長	伊達定真	社会教育課長	山本勝彦																																				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局長</td> <td style="width: 50%;">藤田泰宏</td> </tr> <tr> <td>専門員兼庶務係長</td> <td>酒井英生</td> </tr> </table>			議会事務局長	藤田泰宏	専門員兼庶務係長	酒井英生																																
議会事務局長	藤田泰宏																																						
専門員兼庶務係長	酒井英生																																						
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5 番 日野恵司          6 番 木下敬二郎																																						
傍 聴 者	15 人																																						

令和7年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

## 令和7年第2回砥部町議会定例会

令和7年6月5日（木）

午前9時30分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和7年第2回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 令和7年第2回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、御出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、御審議賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。さて、私が町長に就任してから4か月を迎えたわけですが、議員の皆様をはじめ、職員や関係機関の方々との対話を通じ、これまでの町政の取組による成果と、今後砥部町が直面する課題について、改めて認識を深めているところでございます。構造的課題である人口減少や、直面する物価高騰などに対しては、国の主導による対策が不可欠ですが、地方創生の名の下、地域間競争が激化していく中で、合併20周年を迎えた本町が更に発展していくためには、財政基盤の安定化を図り、多様化する行政ニーズに対し、選択と集中による効率的な施策を展開することが重要であると考えております。町長選挙に伴い、令和7年度当初予算が骨格予算となったことから、今回の補正予算が私のまちづくりの第一歩となるわけですが、まずは、既存事業の見直しを中心に進めており、新たな政策の予算は限定的となっております。小さな一歩と思われるかもしれませんが、まずは、しっかりと足場を固めながら、着実に歩を進めてまいりたいと考えております。さて、国政においては、来月執行の参議院議員選挙を控え、令和の米騒動とも言われる米価高騰への対応をはじめ、長引く物価高騰に対する経済対策、選択的夫婦別姓などが議論されておりますが、長期化するウクライナ戦争、トランプ関税問題など、石破政権は、内憂外患への対応が求められているものと思います。少数与党となった今だからこそ、野党の意見に真摯に耳を傾け、丁寧な合意形成を図るとともに、野党においても、責任を持って国政運営に当たり、着実な歩みを進めて欲しいと願っております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の承認が3件、報告が2件、出資法人の経営状況の報告が1件、繰越計算書の報告が3件、条例改正に関する議案が2件、補正予算が6件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番日野恵司議員、6番木下敬二郎議員を指名します。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月30日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間としております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの9日間に決定いたしました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告をします。次に、監査委員より4月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、委員会の委員派遣について御報告をします。議会運営委員会が5月14日から16日まで、石川県志賀町、石川県内灘町において、災害時における議会運営・議員活動についての視察研修を行った旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和7年3月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）長年にわたり地方自治の振興発展に尽力された前砥部町長の佐川秀紀様が、春の叙勲「旭日双光章」を受賞されました。（2）5月11日、出水期に備え、八倉地区の重信川河川敷で、水防工法訓練を開催しました。参加者は記載のとおりです。（3）5月18日、大洲市の肱川河川敷で、10年ぶりとなる総合水防演習が開催され、砥部町から消防団員20人が参加しました。企画財政課。2月17日から5月19日までの落札の状況です。入札件数48件、設計総額3億1,656万3,000円、落札総額2億7,910万1,000円、落札率88.2%。内訳は表のとおりです。次のページをお願いします。商工観光課。（1）4月19日、20日の2日間、陶街道ゆとり公園及び砥部焼伝統産業会館で、第40回砥部焼まつりを開催し、約7万3,000人の来場がありました。（2）5月24日、25日の2日間、松山市の花園町通り商店街で、窯元との対面販売方式による砥部焼まつりを開催し、約2万人の来場がありました。介護福祉課。物価高騰による生活費の負担増を踏まえ、令和6年度市町村民税非課税世帯に対して、（1）物価高騰支援給付金及び（2）子ども加算金を支給しました。詳細は記載のとおりです。次のページをお願いします。子育て支援課。5月1日現在の学級編成です。保育所の総園児数は174人、

部屋数は12室。認定こども園の総園児数は77人、部屋数は5室。幼稚園の総園児数は32人、部屋数は3室。放課後児童クラブの総児童数は309人、クラブ数は9クラブです。各施設の詳細は3ページから4ページにかけての表のとおりです。4ページをお願いします。表の下のところ、上下水道課。5月末時点の主要工事の進捗状況です。令和6年度からの繰越分の①第7配水池築造工事1期の進捗率は84%、②第7配水池電気計装、滅菌設備工事1期の進捗率は52%となっています。次のページをお願いします。学校教育課。5月1日現在の学級編成です。小学校の総児童数は1,010人、学級数は46学級。中学校の総生徒数は501人、学級数は17学級です。各小中学校の詳細は表のとおりでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（東勝一） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（東勝一） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、その旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をしてください。それでは、質問を許します。9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 9番原田でございます。今回も2問質問させていただきます。まず1点目ですが、補助金単価の見直しはということで、町より行政区に対して補助金を交付している事業があり、要綱を定めて対応していただいておりますが、人手不足による人件費高騰や物価高騰により、現状に即していない状況が生まれているのではないかと思います。例として、コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱では、補助率等の基準単価が17万円となっておりますが、この金額は平成27年の基準であり、令和7年2月分建築着工統計調査では25万円となっております。このように、現状にそぐわない単価の見直しは行わないのか、町長にお伺いします。2問目、学校端末タブレットについて。GIGAスクール構想の定着から、端末の更新時期となり、NEXT GIGAの時代となりました。1人1台で授業や学習に利用されていますが、子どもが授業や学習とは関係のない目的で、学校から配付された端末を利用している現状があるようです。端末の利用を制限するフィルターを解除する方法が児童の間で広がっていると言われ、文科省が2022年10月に行った調査では、「児童生徒が授業や学習とは関係ない目的で利用しているか」の問いに、「とてもそう思う」「そう思う」と答えた割合は小学校で計29.6%、中学校で計34%に上っています。授業で使う頻度が高い学校ほど、その傾向が強かったと分析しています。本町の現状と今後の対策について、どのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えします。初めに、補助金単価の見直しはどの御質問ですが、原田議員の御指摘のとおり、コミュニティ施設整備事業費に係る現在の補

助金単価は、昨今の物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢を鑑みますと、見直しが必要であると考えております。また、本補助金の財源となります自治総合センターの宝くじ助成金につきましても、今年度から上限額が引き上げられたことを踏まえ、本町におきましても、令和8年度以降の基準単価につきましても、令和6年度建築着工統計調査の調査結果を基に、愛媛県の木造工事の予定額から算出した1平方メートル当たり単価の23万円に見直すとともに、補助金の上限を2,000万円とする方向で検討してまいりたいと考えております。次に、学校端末タブレットについてとの御質問につきましては、教育長が答弁いたします

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをいたします。学校端末タブレットの利用状況についての御質問でございますが、本町では貸与時に「学校教育以外の目的で使用しないこと」、そして、「学習に必要なウェブサイトを閲覧しないこと」などのルールを児童生徒、保護者へ周知をし、保護者から同意を得ております。本町におきましては、フィルタリング対策をとっておりますけれども、全てのサイトをブロックすることはできません。そのため、目的外のアクセスが発覚した場合には、その都度手動でブロックリストに登録して対応をしているのが現状でございます。次期GIGA端末におきましては、校内と家庭滞在時間で強弱を変えるフィルタリング制御機能を強化をいたします。家庭滞在時間は目的外の使用防止を強化するとともに、児童生徒及び保護者に対して、適正利用を促してまいります。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 補助金単価の見直しということで、現在の経済事情から考えると見直しが必要ということで、令和8年度から23万、上限2,000万というふうに考えているというようにございました。ということは、来年度ということなんですが、前倒しで、早い時期から対応できるということは難しいでしょうか。それと、今回も補正予算で、何件か事業が、補正が上がっておりますので、そういったことも考えると、年度の対応ということが正しいのかもしれませんが、今年やらずに来年したらよかったということも考えられます。そういったことがないように、なるべく見直しについては、できる限り早い対応でしていただくと、地域の方も若干負担が少なくなってくるのではないかなというふうな気もいたします。ここ5年間ぐらいの間で、政府の建築着工統計調査では、1平米当たりの工事予定額が、5年間で30から40近くまで上がっておると。そういった、過去5年間でも、そういった状況がございます。そういったことを考えますと、来年と言わず、前倒しで少しでも早く対応していただくことは難しいでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えをいたします。まず、現状といたしましては、今年度、令和7年度についてですね、その各自治体からの要望というのが出てきていない状況でございます。そして、またですね、国の補助金の、その先ほど御説明した単価の見直しが来年度行われることを踏まえまして、おっしゃることは十分に御理解できるんですけども、来年度からの制度変更というのが正しいのかなというふうに考えている次第でございます

います。以上です。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 来年度からということで、前倒しは難しいというようなことでございました。物価高騰対策ということで、個人や中小企業等に対する対策は既に実施をして、今回も追加で、補正で提案されている部分もございしますが、行政区編というような意味合いで、地域に直接影響することによってございしますので、実情に合った見直しをなるべくしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。また、コミュニティ施設だけではなく、別に、例えばLEDの防犯灯設置事業費補助金交付要綱とかいうのもございしますが、それについても、上限額、例えば新設部門とかいうような縛り、ございしますが、これについても、事業費は物価高騰で上がっていると思っております。そういったことを考えますと、上限がある部分で考えると、実質の補助金が目減りになってるんじゃないかと、そういうふうにも考えられるんじゃないかと思っております。LEDの防犯灯につきましても、今回補正予算で出ておるようございしますが、そういったことも考えますと、今年、例えば来年からやるのであれば、今年も補助金申請せずに来年に延ばすというようなことも考えられてるんじゃないかと思っておりますが、もし、例えばそういったふうに、実績で現在は出しておるけど、来年に延ばした方が地元にとっても有利というようなことも考えられますが、そういったことに対しては、もし、地元がそういう要望が出た場合は、どう対応されますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 原田議員の質問にお答えいたします。そのあたりはですね、地域のその一つの事象であったり、事案の切迫度であったりにもよると思っておりますし、その地域の財政の状況にもよると思っておりますので、そのあたりは地域、自治会一つ一つ、しっかりと相談していただいて、判断いただくのが適当かなというふうに考えます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） そのあたりは地域の事情によるというようなことで、多分地域にとっては、やっぱり有利な方を選ぶんじゃないかというような気はいたします。また、ほかにもこういった新設だけでなく、要綱では、修繕とかそういった部分にも、補助の要綱ございしますが、そういった部分も含めまして、いろいろ地元では検討されていくんかなというふうには思います。修繕等につきましても、補正予算の方に、何件かやはり出ておったようございしますが、そういったことも含めて、地域がどういった対応するかというようなことも、今後の問題点となってくるんじゃないかと思っております。そういったことで、来年度から必要で、見直しをしてくれるということでございしますので、それに対応する行政区がどういうふうにか考えるかということが、今後の課題になってくるんじゃないかと、そのように思います。補助金単価の見直しにつきましても、来年度からということで答弁いただきましたので、続いて、2点目の学校端末タブレットについて御質問させていただきます。学校のスタンスとしては、学校教育目的以外には使わないということで周知をしていると。もしそういった内容があれば、ブロックして対応していくというようなことでございました。また、フィルタリング機能を強化すると。家庭での使用については、それ以外のことを許可しているとい

うようなことの答弁であったかと思えます。文科省の調査で、先ほど言いましたが、そういったことに対して、砥部町としては、現実的にそういった事例があったかなかったかということを、もしわかっておるようであればお知らせください。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。文科省の調査の関係でございますけれども、砥部町に関しましては、「ややそう思う」と答えた学校が2校ございました。これにつきましては、根拠があるわけではございません。校長の主観ということでですね、回答をしたということでございます。恐らくこの調査に関しましては、他の市町もですね、同じような感覚で回答をされたんじゃないかと、そういう校長が多いんじゃないかというふうに思っておりますけれども。現状でございますが、中学校がフィルタリングを解除しようとしたケースはございますが、成功をしております。そういったケースは、1件ございました。また、目的外利用に関しましては、2件学校から報告がございます。これにつきましては、家庭で利用中にフィルターがかからないサイトにアクセスをしておいて、そして次々と展開していくうちに、不適切と思われるサイトに誘導されたというような事例でございますけれども、これにつきましては、保護者がその事例に気づきましてですね、学校に報告し、そして学校から教育委員会の方に報告が上がってきたというような事例でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 砥部町でも、学校で目的外が2件あったと言うようなことでございます。校長の主観というようなことではございましたが、やはりあるというふうな、全国と同じような傾向にあるのではなかろうかというふうに思います。全国の公立小中学校長が回答している部分で、「とてもそう思う」というのが小学校が4.2%、中学校が4.9%、「そう思う」は25.4%、中学校が29.1%、「あまり思わない」というのが小学校が58.3%、中学校が56.4%と、「全く思わない」というのが小学校12.2%、中学校が9.6%ということで、大体の部分では、あまり目的外使用はされていないというようなことのようにございます。文科省が毎年実施している全国学力学習状況調査のアンケートなんでございますが、端末を持ち帰らせていると回答した小学校は2024年度で86.1%、時々も含むというようなことではございましたが、ほとんどが家庭へ持ち帰らせておると。それと、あと私有端末なども含めたインターネットの利用時間についても、こども家庭庁の調査では、小学生のうち、10歳以上の子の平日1日当たりの平均利用時間が3時間44分。24年度で。5年前からは1.5時間ほど増えておるというようなことで、家庭でも利用しているのが多いと。中学生については1日5時間2分ということで、2時間以上増えたというようなことで、家庭で使ってインターネット等で学習のために使うこともあるんかと思うんですが、そういったことで使うことが増えておると。私も孫が毎日来ておりますけど、必ずタブレットを持っております。開けて宿題もそれでやっておりますが、すぐにその宿題終わったら、私の方のタブレット、家の方のを使ってゲームしたり、YouTubeを見たり、そんなことばかりしておりますので、先ほど質問しましたように、子どもがフィルタリング解除してほかのことに使うことは、やはり先生より

は、そういった機械について、子どもの方が熟知しておると。先生は、あまり授業に使う内容ばかりで、そういったソフト面をいじってみようとかいうような気持ちは多分ないと思うんですが、そういったことございます。よその県の事例で、やはり学校の授業で、プログラミングの内容で、ゲーム形式で授業をやるとか、そういった形で推奨しておったら、なかなか子どもがゲームをしても、それがいけませんというように言えないというような現状も、よその県ではあるようでございます。そういったことで、プログラミングでのソフトでは、ゲームの禁止ということも強く言えなかったと、歯止めがかからなかったというようなことがあるようでございます。児童は、端末でゲームをする方法やその内容について、多くの教員に知識がないというふうに感じておるといようなことも言われております。そういったことから、ゲーム等を、自分でプログラミングを入れることができるとかいうようなこともやっておるといようなところもあるようでございます。また、文章を書く宿題を出した場合に、多くの子が生成AIを利用して、できた文章をそのまま出すとかいうようなこともあるようでございます。先ほど教育長が言いましたように、文部科学省が、21年に全国の小・中・高校などに出した通知では、適切な利用、利活用の指導やルール設定を求め、ルールの例として、学習に関係のない目的では使わないということを通知しておるようでございます。また、文科省の担当者の話として、情報端末は、それぞれの学習進度にあった個別最適な学びや発表資料をともにつくるといった協働学習に必要なものと意義を説明、その上で、学習に関係ないことに使うのは想定していない、学校は適切な利用制限や子どもへの説明などを通じて指導して欲しい、学校でどう使っているか、どんな宿題を出すかなど、保護者に説明するのも有効だというふうに話しておるようでございます。そういったタブレットの使用時間、長時間になるというようなことで、最近、子どもの読解力や表現力が落ちているのではないかとというようなことも危惧されているようでございますが、砥部町においては、そういった弊害みたいなものは出ていないでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。端末タブレットで学習することに対する弊害というようなことでございますけれども、如実にその出ているかって言いますと、そのあたりは、まだわかりませんというのが正直なところでございますが、少なくともその書くこととかですね、そういったことに対しては、力が低下してきているというようなデータは出ているというふうに思います。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番(原田公夫) 多少影響があるのではないかとというようなことであつたかと思ひます。また、タブレットを使って、インターネット上でいろいろな情報を収集したりして、授業で使う場面も増えてきているように思ひます。そういった中で、インターネット上では偽情報とかいうのも結構出回っているというふうに思ひます。そういったことで、正しい情報を見抜く力を身につけるための取組が必要かというふうに言われておるんですが、そういったことを学校で、生徒に指導的なことはされておりますか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。本当か嘘かを見抜く力ということでございます。これにつきましては、おっしゃられるように、これからの世の中、本当に不確実ですね、先の見通しの立たない世の中でございますので、何が正しいのか、何か正しくないのかっていう力をつけるというのは、喫緊の課題でございますが、それに対して、小学校・中学校、学校でどのような授業を展開をしているのかということにつきましてはですね、こういった授業をしてますというようなことにつきまして、私今のところですね、細かなデータと申しますか、それを持ってございませんので、お答えできませんが、少なくともインターネットの使い方であるとか、その情報モラルの授業の中でですね、そういったことにつきましては、子どもたちに対して、学習、子どもたちが学習しておるといふふうに思っております。以上でございます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 今後、指導をよろしくお願いしたらと思います。今回、そのインターネットのことにつきまして、総務省の教材で、ネットやSNSの利用時に覚えておきたいポイントというのがございました。投稿した内容を消し去るのは難しいと。内容次第で被害者や加害者になりかねない。投稿者は名前や性別などをごまかせる。誰でも偽情報にだまされるおそれがある。検索システムの仕組みで、自分好みの情報や意見ばかりを見ている可能性がある。新しい情報や極端な意見に触れた場合は、他の人やメディアがどう伝えているかを確認すると。投稿された内容の根拠や情報元、発信者の専門性、金銭的動機の有無などを確認する。偽情報の拡散は社会に悪影響を及ぼすおそれがある。拡散時には一呼吸を置いて再考すると。そういったことが総務省の教材で出されております。主なSNSなどの利用率でございますが、総務省の2023年度の調査なんでございますが、SNSで一番多いのはLINE 94.9%、YouTubeが2番目で87.8%、インスタグラムが56.1%、Xが49%、TikTokが32.5%、Facebookが30.7%、ニコニコ動画が13.7%というようなことで、利用率が並んでおりますが、やはり私もLINEは使いますが、やはりLINEが一番多いというようなことでございます。同じ総務省のもので、各メディアの信頼度についても言われておりますが、大体新聞とテレビというのが信頼度としては60%ぐらいと。インターネットは29%ぐらい、30%とかそのあたり。雑誌は19か20ぐらいということで、信頼度がだんだん落ちておるといふことでございます。こういったことで、子どもたちは結構SNSやあーいったインターネット上で、いろいろ学習やっておるとは思います。そういったことで、子どもとSNSということで、先般、昨年ですか、海外でオーストラリアでは16歳未満のSNS利用を禁止する法案が可決して、法律が施行されたというようなこともございました。なぜかという、多感な時期の子どもが感じる大きな不安や脆弱性を増幅させる、健全な成長のため、年齢規制が必要だという意味で、そういうふうにしたようでございますが、こういったことで、リスクにどう対応したらよいかということで調べておりましたら、まずSNSに投稿する前に6秒間待つと、一呼吸置いて考えるという時間を置くということが言われております。インターネット5つの約束ということで、1つ目が、SNSで悪口を書き込むなどして人を傷つけない、2つ目で、ネットで知り合った人に自分に関する情報、例えば

名前や住所、連絡先などを教えない、3つ目で、ネットで知り合った人と会わない、4つ目、人のIDやパスワードを勝手に使わない、自分のものも人に教えない、困ったことが起きたら、すぐに保護者や身近な大人に相談すると、そういったようなことが書かれておりました。そういったことで、学校端末タブレットの利用方法については、十分いろんなことも対策を立てていきながら、学習に十分役立てていただけたらと思います。そういったことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（東勝一） 原田公夫議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時30分の予定です。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。2番木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 2番木下いずみ。議長に発言を承認いただきましたので質問させていただきます。本日は、3点の質問をさせていただきます。1つ目、地域防災力の向上について。本町においても、発生の懸念される南海トラフ地震や様々な災害に備えるため、砥部町防災計画を策定しています。令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画において、町の努力義務となりました。支援を必要とする高齢者や障がいのある方にも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域と行政が一体となって地域防災に取り組むことが重要だと思います。今後の地域防災の取組について町長の御所見をお伺いします。2つ目、地域交通について。人口減少・高齢化により路線バスの利用者が減少しています。また、バス乗務員の慢性的な不足により廃止となった路線も多く、高齢者が運転免許証を返納すると、交通手段に困る方が多くいらっしゃいます。町内で利用可能な交通手段として、とべ温泉運行バスやのりあいタクシーがありますが、利用方法がわからないという声をよくお聞きします。町ホームページには掲載はありますが、ネット環境がない方にとっては、確認しづらいのではないのでしょうか。そこで、以下の点についてお伺いします。1つ目、利用促進を図るため、運行概要や利用方法の周知についてのお考えは。2つ目、のりあいタクシーの運行区域の見直しについて検討したいとお聞きしていましたが、現在どのような協議がなされているのか、町長の御所見をお伺いします。3つ目、インクルーシブ遊具の活用について。障がいの有無や年齢に関係なく利用可能な遊具「インクルーシブ遊具」を導入している自治体が全国各地に広がっています。多様性を認める考え方の浸透や、遊具の老朽化による更新時期などに検討を行う自治体もあるようです。遊び

を通して障がい者への理解が深まることに期待を寄せられる声もあり、子育て支援に力を入れている本町におきましても、障がいのある子どもたちのための遊具活用について、町長の御所見をお伺いします。以上です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをします。初めに、地域防災力の向上についての御質問ですが、5月末現在、避難行動要支援者名簿に登録されている要配慮者は2,779人で、そのうち、今回の法改正による個別避難計画作成の前提となる登録台帳への登載同意が得られている方が244人となっております。この方々も含め、今後、法の定める個別避難計画を作成していくわけですが、まずは、要介護度4、5や障害支援区分5、6など、より優先度が高い要配慮者の計画作成を進めていくため、本定例会におきまして、ケアマネージャーや相談支援専門員への計画作成に係る委託費用102万9,000円の補正予算を要求させていただいております。本町としましては、今回の法改正を重く受け止め、できる限り早急に作成を進め、関係機関とも連携を密にしながら、誰一人取り残さない防災の実現を目指してまいりたいと考えております。また、今後の地域防災力の向上のためには、住民の皆さんによる主体的な取組が不可欠であり、平時から、顔の見える関係を構築し、いざというときに連携できるよう、役割分担や情報共有体制を整えておく必要があると考えております。誰もが参加しやすく、また、地域の実情に応じた柔軟な町総合防災訓練の実施を通じ、住民の関心を高めながら、自主防災組織への支援を強化することで、自助・共助・公助のバランスがとれた、災害に強いまちづくりを目指していきたくと考えております。次に、地域交通についての御質問ですが、まず、利用促進を図るための運行概要や利用方法の周知についての考えですが、昨年8月に、砥部町地域公共交通計画の策定に当たり実施した町民アンケートの結果、「砥部のりあいタクシーの利用方法がよくわからない」という回答が2割程度あり、また、「のりあいタクシーの乗り場までが遠くて利用できない」という制度そのものを御理解いただけていない実態が判明しております。そのため、砥部町地域公共交通計画において、のりあいタクシーの運行概要や利用方法等をわかりやすく示したチラシの作成や、町ホームページや広報とべを活用した周知に取り組むこととしております。広報とべの活用におきましては、先月発行の5月号から「地域交通ニュース」のコーナーを設け、のりあいタクシーの利用方法について掲載したところであり、今後も継続的な発信に努めてまいりたいと考えております。次に、のりあいタクシーの運行区域の見直しについてですが、のりあいタクシーを含む町内の公共交通については、砥部町地域公共交通会議において協議を行うこととなっております。この会議は、路線バスの運行事業者やタクシー事業者、国や県の担当者のほか、地域住民の代表者などで構成された法定協議会となっております。のりあいタクシーの運行開始に当たりましては、松山市や久万高原町を結ぶ路線バスやタクシー事業者などの地域公共交通を将来にわたって持続させることを前提に検討が行われ、現在の運行区域が設定された経緯がございます。そのため、運行区域を大幅に変更することは現時点では難しいと考えておりますが、砥部町地域公共交通計画の策定の際に実施した町民アンケート

におきまして、「各区域から役場への移動を可能にしてほしい」といった意見が特に多かったことから、今年度開催の砥部町地域公共交通会議において検討していただくよう担当課で準備を進めているところでございます。最後に、インクルーシブ遊具の活用についての御質問ですが、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に利用できる遊具や公園整備に対する関心は、近年高まっているものと思います。本町におきましては、砥部町陶街道ゆとり公園や保育所、児童館などの公共施設において、様々な遊具を設置し、適正管理に努めているところですが、整備段階においては、インクルーシブの概念が浸透されていない時期であり、導入実績がないのが現状であります。議員御指摘のとおり、インクルーシブ遊具の導入により、遊びを通じて障がいに関する理解を深める効果も期待されることから、本町においても、老朽化による遊具更新に当たり、導入を検討してまいりたいと考えております。以上で木下いずみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 古谷町長ありがとうございました。砥部町における防災計画の中で、個別避難計画を、今後対象者2,779人のうちの244名が、今回順次計画を進めていくと言われていますが、要介護4、5と障害支援区分の方に対して、前段階でやっていくと言われていますが、障害支援区分は、おうちの方でサービスを受けている方、すいません、聞こえてましたかね。障害支援区分に関しては、いろいろな様々なサービスを利用されている方、御自宅の方でいらっしゃるりとかされる方で、中には、サービスを受けてないから支援区分が出ていない方も、障がいを持たれてる方でもいらっしゃると思うんですけど、そういったところは、保健師であったりとか民生委員さんとか、いろいろ地域にいらっしゃる方との、いろんなすり合わせみたいな感じで行いながら、その対象者っていうのも選定することとかっていうのも必要になってくるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの木下いずみ議員さんの質問にお答えいたします。確かに障害支援区分5、6の方という形では、予算の方は計上しておりますが、そのほかに、その他御希望される方につきましても、一応予定をしております。障害支援区分担当の相談支援専門員であるとか、そういった方にもお話をもちかけて、その他いろいろな関わってる方等との話の方も、また協議を詰めさせていただいて、作成するように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 白形課長ありがとうございました。それでは、その支援区分の方たちには、相談支援専門員さんたちと連携しながら計画を進めていくと言われていますが、避難行動要支援者の御本人さんとか御家族、福祉専門職とか住民の皆さんの間で、顔の見える関係性をつくっていくことが、これからの地域防災を高めるために特に必要だと思っております。避難計画ができて、結局それを実行できるかどうかっていうのは、日々の地域の中での関わりが大切だと思っております。近年、地域ではやはり隣同士の方、地域の方との関係性が薄くなってきた、お隣に住んでるのが誰かもわからないし、どんな病気があるのかもしれな

いし、障がいがあるかもしれないっていったところが、なかなかそのコミュニティーの強化っていうのができてないのが現状やと思っています。そこで、計画はできたけど、実際災害が起きて、じゃあそのとおりに避難できるのかっていうところに関しては、なかなか計画どおりには進まないと思います。そして、その対象のなる方が、もうその計画をこれから作成していくんだよっていうことを、ケアマネさんとか相談支援専門員さんから御説明があると思うんですが、そのことを、ほかの町民の方もわかっていないと、そういう計画をもとに、その対象者の方が避難をしていくんだよっていう、そういった周知とかも進めていっていただきたいと思うのですが、リーフレットとか、そういった周知方法などのお考えは、どのように考えておられますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 木下いずみ議員の御質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおりですね、要支援者の方の避難計画ができて、地域の方が、それを十分知らなければ、十分な連携ができないのではないかと考えています。自主防災組織というのがですね、町内全域で組織化がされておりますけども、まだまだその活動についてはですね、熱心なところとそうでないところがあると思っております。砥部町では、砥部町の地域防災計画の見直しを8年度早期までにやりたいと思っておりますが、その際にですね、それぞれ自主防災組織の方で、地区の防災計画というものも定めていきたいというふうに考えております。まずモデル的にですね、熱心に取り組んでおられるところに、そういう地区の防災計画をつくっていただいて、そこで、その要支援者の方の避難行動計画と連動するような形でですね、協力ができるようにしていきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 地域の防災力を高めるために、これから準備を進めていただきたいと思っております。そこで、いろいろなことを調べていると、平成25年に創設された地区防災計画制度というもののなかで、地域コミュニティの防災活動の活性化を目指すために作成されたものです。平成19年の3月に石川で発生した能登半島地震により、高齢者65歳以上の割合が47%を超える輪島市の旧門前町というところでは、29の方が負傷されて、うち22人が重症、住宅の全半壊が合わせて約1,000棟など大きな被害が生じました。住民の救助活動に当たっては、民生委員さんがあらかじめ作成していた「地域みまもりマップ」というものを活用して、高齢者等の要支援者の安否確認を迅速に行ったことがあるそうです。地域マップは、寝たきりやひとり暮らしの高齢者など、所在地を蛍光ペンで色分けして明らかにした地図で、地震や台風・火災等の災害時における安否確認等や福祉サービスとしての見まわり活動の基盤として、阪神・淡路大震災後に、石川県が作成を推進してきたものだそうです。このマップは、今、個人情報保護の観点から多くの市町村で作成が中断されているようです。旧門前町では、民生委員さんの判断によって毎年更新をされていたようです。地域マップが発災直後の安否確認に有効に機能したのは、平時から民生委員や福祉推進員さんが日頃の見まわり活動など、高齢者等の所在地が頭に入っていたこと、高齢者等と顔なじみに

なっていたことが指摘されています。地域マップは、災害直後の避難誘導だけでなく、発災から数日が経過した後、保健師や要支援者を訪問する際に、他の地域から支援活動に来られたボランティアの案内人としても役立ったとの報告があります。個人情報保護の観点もありますが、地域マップの作成について、砥部町としてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 木下いずみ議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど私の方が言いました地区防災計画、こちらの方はですね、基本的には自主防災組織の方に主体的に立てていただく計画になります。その中にはですね、それぞれ地区ごとの事情によって、避難経路であったり避難場所であったり、そういったことを地域の方で話し合っていていただくわけなんですけども、その中にですね、例えば役員の方に、その民生委員の方なり入っていただいて、もし情報提供が可能であれば、その避難経路の中に、そういう情報を落とし込んでいくこともできると思いますし、そのあたりはですね、今後また調査研究をさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） ぜひとも地域防災力、私たちも砥部の住民として、行政とも地域ともつながりながら進めていきたいと思っております。それでは、2つ目の地域交通について。温泉バス利用促進を図るために、チラシとかホームページの方も拝見させていただきました。でも、やっぱり温泉バスって書いてあるので、どうしてもその利用が温泉にしか行けないかなど。お買い物もどうぞみたいなことを書かれているんだけど、やはり温泉行かないから乗れないわねとかいうお声を、よく聞かさせていただきます。広報活動も、砥部の広報に、5月号に掲載があったように、その広報をととても大好きで毎月見てくださる住民の方もいらっしゃるし、その地域によっては、マンションに暮らしている方とかには広報が届かない住民の方もいらっしゃるのかなってことで、その広報を見る機会もない、組内に入っていないから回覧版とかも回ってこないからわからないかっという方もいらっしゃいます。そこで、やはり砥部町としての交通機関として、やっぱり住民の皆様方にサービスを提供していくことが本来の形だと思うので、そういった周知方法っていうのも、ただ広報や回覧版とかインターネットだけではなくって、各地域の掲示板とかっていうのが多分ある地区もあると思うので、その掲示板におっきく、高齢者やったらちっちゃい字は見えにくいと思うので、大きくポスターぐらいの大きさの掲示物として、何か雨に濡れてべろべろに破れちゃうんではいけないので、ラミネートとかをして常時貼っておけるような周知方法とかっていうのをしたらいかがかなと思うのですが、そのような方法はいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの木下いずみ議員さんの御質問にお答えいたします。このとべ温泉の運行の広報については、先ほど御紹介いただきました広報であるとか、そういったところ、またホームページの方でも上げておりますが、御質問のとおり、そういったところを見ない方についてはどうかというところで、先にちょっと出てしまったんですが、

回覧版ですね、このあたりで使えるような紙ベース、もっと誰でも使えます、乗れますよといったようなものを、もうちょっと前面に出したようなもののチラシといいたいでしょうか、そういったものについては、一応当課としても考えておりました、広報配布時にですね、各区の方に配布するように考えておりました。後段の方におっしゃられましたですね、掲示板への掲示物、これについては今伺いましたので、また要望がございましたとおりですね、また検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 掲示方法については、検討していただけるということで楽しみにしておきます。周知をされて、利用されている方って、1日大体どれぐらいの方が温泉バスには利用されているのでしょうか。路線がいろいろ何パターンかあると思うんですけど、大体平均的にどの地区の路線が多いとか、そういったところの把握はされていますか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの木下議員さんの御質問にお答えいたします。各曜日、週3回、それぞれの方面で運行しております、ちょっとすぐ手持ちの方で、それぞれの便数の人数はちょっとお答えしかねるところはあるんですけども、年間の利用者数といったところで、ちなみに令和6年度を申し上げますと、砥部の路線で1,102人、広田便で225人で、年間計1,327人の御利用がございました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 利用者の人数は、今お聞きしたのでわかったんですが、それが多いのか少ないのかっていうのは、今の段階ではわからないんですけど、今回、この温泉バスの運行路線というものは、担当、皆様方とか地域の方といろいろ協議をして路線を決めたのかなと思うんですね。今の形になったのも、大変な御苦勞でルートが決まったと思われま。でも、その作成、このルートになったのがいつなのかっていうことも、私も勉強不足でわからないんですが、このつくったときに、健康で元気で移動ができた方も、時間とともにだんだんお年も取ってきて、生活環境も変わってきた方もたくさんいらっしゃると思います。なので、今の路線では乗れない地域、特にちょっと小高い丘にある地区とか、そういったところって、その乗るバス停まで行くのが大変ということ、やっぱり耳にします。私もそのうちたどる道だとは思いますが、いろいろ時代が変わってきて、その環境も変わるとともに、やっぱりその路線も変える、でも、その路線を変えると、やっぱりそこにはお金がたくさんかかってくるということもあるので、そのお試的に、その1か月のうち1回は今までのルートの沿線上で止まらなかったところにちょっと回るよとか、そういった配慮をしていただけると、そのほかの住民のサービスとしてもいいのではないかなと。本当に活用されてる方にとっては、すごくその温泉バスはもう本当によかったんよとかっていうお声はやっぱりよく聞きます。でも、そこまでがね、行けれんよねとかっていう声も、正直あるのは間違いないので、そういったところも検討していただけたら、すぐにできることではないと思っているので、やっぱりその地域の方とも区の人とも協議をしてみたりとか、別にいきなしもう全部の路線を変えろって思ってもないので、そういうことは、ただその沿線上で、ち

よっと1回だけ、この日にはここの地区にも回れますよみたいなお知らせとかができたら、とっても住民にやさしい砥部町になるんじゃないかなと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをいたします。先ほどの温泉バスの件についてですが、様々な要望・ニーズがあるということは重々承知しているところであります。ただですね、砥部町の地域公共交通というのは、民間事業者の取組もあります。バス路線もございます。タクシー事業者のそういった事業もございます。そして、のりあいタクシーもございます。そういったですね、様々なサービスを複合的に提供することで、そのニーズにお答えをしたいというところがございます。ですので、そういった要望については重々承知しているんですが、常にこの地域公共交通には検討を進めながら、検討をしっかりと行いながら進めていきたいというふうに考えておりますので、そのように御承知おきいただければ幸いです。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） わからないまま質問して申し訳ございません。今後よりよく交通ができるように、また御検討ください。次に、のりあいタクシーに関してですが、先ほど古谷町長からも、その課題はあるけれど、すぐにはやはりいろんなタクシーであったりとか、路線バスであったりとか、そういったことの絡みでなかなか前に向いて進まないといったことをお聞きしました。でも、これは諦めずに前向いて進めるように、検討を、また協議を進めていっていただきたいと思います。それでは、最後にインクルーシブ遊具について。インクルーシブ遊具は、障がいのある方とか、そうじゃない子どもと一緒に遊べるように設計された遊具です。これ、私はどうしてもやっぱりその障がいに関して、やっぱり気になって仕方がないので、子どもって、元気な子どもやから遊具で遊べるとかそういったことではなくって、みんな子どもって平等に、同じように遊ぶ機会も与えてあげないといけないし、そして、その遊具で遊ぶ、公園で遊ぶことによって、周りの子どもたちとコミュニケーションが養われていくのではないかなと思っております。この近辺で、そういった遊具が実際あるところというのは、多分愛媛県ではないんですかね。新居浜か何か今治の方に、何か遊具があるらしいような話は聞いたことがあるんですけど、それが実際自分も見に行ったわけではないのでわからないんですが、その遊具自体いろんなものがあるらしくて、その車椅子のまんま乗れるブランコであったりとかすべり台とか、そういうものって、もう想像がつかないんですけどね。でも、そういったものを全てを整備して、インクルーシブに特化した公園を整備して、そんなことじゃなくって、もう本当一つからでも、町が管理している公園であったりとか児童館であったりとか、そういったところに一つでもあれば、その地域に行ける障がいのある方、そうじゃない方も、こんなことが砥部にできたんやみたいなことを知っていただくことによって、砥部にも関心を寄せてもらえるようなことになるのではないかなと思っております。それが、みんなでも一緒に遊ぶことが、共生社会の実現に近づけるのではないかなと思っております。その中で、障がいの理解を深めていく、ここに関しては、町としても、いろんな機会が与えられるように努力していただきたいなと思います。

○議長（東勝一） 答弁いますか。

○2番（木下いずみ） お願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをします。いずみ議員のですね、その思いというものは受け取らせていただきました。確かに私も町内の公園であったり、遊具をですね、間もなく2歳になる子どもと遊ぶんですが、もうやっぱり、なかなか介助がないと遊べないという状況はあるなというところは感じました。ですがですね、今砥部町の様々な公共施設において、その更新であったりという状況を踏まえながらですね、考えを必要になってくるのかなというふうに思います。更新であったり新設に当たりましてはですね、そのインクルーシブ遊具ということも十分にスコープに入れながらですね、今後の町政として考えていきたいなと思っている次第でございます。答弁としては以上でございます。

○議長（東勝一） 木下議員、終わりましたか。

○2番（木下いずみ） はい、終わりました。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員の質問を終わります。4番高橋久美議員。

○4番（高橋久美） 4番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目です。タブレット端末を利用した心の健康観察の実施を。コロナ禍が終わり、学校は日常に戻ったように見えますが、不登校は増え続け、子どもの心身の変化を指摘する声は少なくありません。ここ数年の変化とは、子どもがおとなしくなったこと。給食の時間に活発に話す児童や昼休みに外遊びをしたがる児童が減ったと感じているという記事を目にしました。一斉休校や学校行事の中止、マスクの着用や黙食など、活動制限が、特に低年齢児の言葉の発達やコミュニケーション能力に影響を及ぼした可能性が高く、その子どもの心身への影響が長く続く傾向にあるとのことでした。自分の思いをうまく伝えられない子どもへのケアが必要と考えます。児童生徒の小さなSOSを察知し、いじめや不登校を未然に防止し、心の異変を早期発見するため、町内の小中学校でタブレット端末を活用した心の健康観察を実施してはいかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。2点目です。介護保険サービスに立替え不要の受領委任払いの導入を。介護保険の制度を利用すると、入浴用の椅子など福祉用具の購入に上限10万円、手すりやスロープ設置などの住宅改修費に上限20万円の補助を受けられます。この制度は、利用者が全額支払った後に、手続を経て自己負担分を差し引いた金額が払い戻される償還払いのため、一時的ではありませんが、経済的負担が大きく、返還まで約2か月かかります。介護を担う家族が、介護保険の制度を理解するのは容易ではありません。利用して初めて手続の煩雑さに驚き、時間的、精神的な負担は計り知れません。私も夫と自身の両親の介護を同時期に経験し、子育てをしながら、働きながら介護をしてきました。福祉用具の購入や住宅改修のサービスも利用しましたが、立替払いはしんどいなというのが実感でした。本町も、各種手続で書かない窓口等を導入しておりますが、高齢の方は利用しにくく、手続のために役場まで来る交通手段も限られる中、少しでも負担を軽減できる方法として、立替払い不要の受領委任払いを導入してはいかがでしょうか。この受領委任払いとは、介護保険における福祉用具の購入費、住宅改修

費の支払いの際に、給付対象の1割分を利用者が事業者払い、保険給付対象の9割分を利用者から委任に基づいて、市が事業者へ払う制度です。近隣市町では東温市や新居浜市が導入しております。この導入を町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。初めに、1点目のタブレット端末を利用した心の健康観察実施をとの御質問ですが、私の答弁の後、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。2点目の介護保険サービスに立替え不要の受領委任払い導入をとの御質問ですが、本町におきましては、介護保険制度の創設以来、住宅改修費及び特定福祉用具の購入費に係る保険給付については、償還払い方式により対応してきたところでございます。しかしながら、先程の御質問にもありましたとおり、県内においても先行導入している自治体もあり、利用者の一時的な経済的負担を軽減するとともに、介護サービスをより円滑に御利用いただけるよう、受領委任払い方式の導入を速やかに進めてまいりたいと考えております。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。タブレット端末を利用した心の健康観察実施という御質問でございますけれども、今年4月から、小学5年生から中学3年生までを対象といたしまして、県教育委員会が開発しました「ジブンミカタプログラム」によりまして、児童生徒を支援をしております。この「ジブンミカタプログラム」でございますけれども、これは、愛媛県が人間環境大学総合心理学部と連携・協力して開発したプログラムでございます。児童生徒は、毎月1回程度、心と体の健康や学校生活についてのセルフチェックを行い、アドバイス等を受けながら、人とよりよく関わっていくためのスキルを自ら育むことができます。また、教職員は、児童生徒のセルフチェックの結果や、実践・振り返りの状況を確認をし、教職員間の情報交換等を通じて児童生徒や学級の状況を把握し、児童生徒の理解につなげることができます。これからも、このプログラムを積極的に活用いたしまして、児童生徒の心の健康観察に取り組み、児童生徒の適切な支援に努めてまいりたいと考えております。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 先に町長の答弁の方から質問させていただきます。速やかに受領委任払いを進めていただくということで、本当にありがとうございます。この受領委任払いのメリットとしては、一時的な経済負担の軽減、手続の簡素化、保険者側の事務負担の軽減などがあります。また、住宅改修の事業者にとっても代金が確実に回収されるという利点があると伺っております。それに対しまして、デメリットも言われておりまして、これが不正請求のリスクがあると心配されております。これは、保険者側が工事の内容や金額を被保険者から確認できないために、範囲を逸脱したものを見逃す可能性があるというものです。やはり水増し請求等があると、やはり信用性にも関わりますし、制度自体が、また見直されることにもなると思いますので、このあたり、不正請求に対する監視体制の整備などは、どのように

お考えでしょうか。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。不正請求に関する事なんですけれども、現在本町につきましては、特に住宅改修につきましては、事前の審査というものを行っております。まず、担当のケアマネさんであるとか業者の方から、個々の御家庭についてはこういったことがお困りで、それについての情報もいただきまして、こういう工事をしますよというところで、一旦預かって、そこで認める決裁もこちらの方でして、Goが出たものについてのみの許可ということになっておりますので、事前に一旦こちらの方で確認させていただいて、そこで工事を行って、その後お支払いをするというような手続をとっておりますので、一応そこらあたりで不正請求は防げるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 重ねて申しましたら、町内の業者さんなど使われる場合ですね、信用性もあると思うんですけれども、空き家対策のときに使いました事前の登録制みたいなのも、何か検討されてもいいのかなと思っております。しっかり不正を防ぎながら、皆さんが介護のサービスを受けれるように、いろんなセーフティーネットをかけながら、対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。続いてですが、2点目の、先ほどの答弁がありましたけれども、ジブンミカタプログラム、これは、私も一般質問で取り上げるために調べさせていただきました。私に取り上げたものはですね、文部科学省が推進する心の健康の分でありまして、1人1台の端末を活用した心の健康観察がメインのものです。この言われました愛媛県の教育委員会が進めるジブンミカタプログラムなんですけれども、これは、何か目的として、人間関係構築力の育成を目的としておられて、あらかじめ自己分析のような6つの指標がありました。自分を大切にする態度、周りの人からの支え、周りの人と関わる力、健康に関する力、相手を理解する力の中の1つとして、心の健康がありました。内容を読むと、令和6年度にいじめストップの取組と連動して、このプログラムを先行実施した協力校の児童生徒の意見が出ておりました。これは、よりよい人間関係を築くために自分のできることをしております。個性を尊重し、違いを否定しないで認め合う。よいこととよくないことをしっかり考えてから行動する。自分からよいアクションを起こす。本を読んで視野を広げる。人の意見を一度受け入れて、考えてから行動する。いろいろな人と話をして、違いを認め合う。自分を大切に、周りに流されないなどという意見が出ておりました。とても前向きで、こうありたいと思う理想の形のお答えでしたが、ただ、現実はいかにないために、悩んで人に言えない思いを抱え込んでしまうのではないのでしょうか。これは、我々大人も経験してきたことです。私が言いました文科省のものと、あと、県が今実施しておるジブンミカタプログラム、セルフチェックは同じですけれども、文科省の分は毎日入れるセルフチェックです。これは、気分は毎日変わりますし、1日の中でも変化があります。毎日の気持ちの変化を継続して見ていくことで、傾向性がわかり、これは見守りだけでいいのか、時間を置けば自ら気持ちを立て直せるのか、今まさに深刻な状況が続いているのか

わかります。月に1度では、その日だけの気持ちしか把握できずに、辛いときや助けが欲しいときを見逃してしまうのではないかと心配です。また、決まった日を設定してしまうことで、チェックのためのチェックのようなものになり、実態とかけ離れていく場合もあるのではないのでしょうか。この心の健康観察とジブンミカタプログラム、読んでみますとどちらも素晴らしいものではありますけれども、ちょっと目的が違うように思われます。これも、ちょっと私の説明不足もあるかもしれませんけれども、聞かれてどう思われますでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。確かにこのプログラムにつきましては、単にその児童生徒の心の状態を把握するということのみだけではなくてですね、おっしゃられたように人とのよい関係を築く力の育成であったりとか、また、個々に応じたフィードバックが日常、実践につながる大きな特徴ということになっておりますので、おっしゃられた心の健康アプリとは狙いというものが、そして、期待される効果というのが大きく異なるものでございます。今現在、小中学校に関しましては、月1回、その紙ベースで調査をかけております。端末で調査をするといいますか、気軽に自分の気持ちを毎日伝えることができるということにつきましては、確かにおっしゃられるように、心の変化であるとかそういったものですね、毎日逐次把握できるという利点は当然でございます。ですので、ちょっと私、そのあたりのところですね、関係性というものをちょっと見落としたところもございますので、ここにつきましては、教育的な観点ということも含めましてですね、学校とですね、十分協議をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） これは、大阪府吹田市の教育委員会の例なんですけれども、デジタルで健康観察というのがありまして、最初に、今日の体温を教えてくださいというので入力します。今日の体調はどうですか。幾つでも選ぶことができます。元気です。お腹が痛い。頭が痛い。気持ちが悪い。寝るのが遅かった。そういうのをチェックを入れていきます。これを表にしまして、チェックを入れていくんですけれども、この中で浮かび上がってきたのは、小1の男児ですが、お兄ちゃんに、お前が生まれてきたせいで家族全員が苦しんでるぞと言われる。電車に飛び降りようとしたことがある。小4の男児は、児童クラブで仲間外れにされている。父に殴られても母は止めてくれなかった。父を殺そうとしたことがある。勉強に集中できない。変な空想が始まる。こういったことを入力しています。これは、昨日今日始まったことではなくて、ネグレクトやDV、いろんなことに関していると思うんですけれども、こういうリスクの高い児童を早期発見するためにも、毎日の体調管理というのは、とても大事だと思います。睡眠や食事、適度な運動、いろいろ言われておりますけれども、こういう、今デジタルがあるからこそ、一人一人の心が伝わるようなツールとして使われるべきかなと思っております。やっぱり言葉で伝えたり、先生に話すのが苦手な生徒もいらっしやると思います。また、アプリのフォームに沿って相談することができるので、これは子どもにとっても相談しやすいのではないのでしょうか。今、親は共働きの世帯が多いので、な

かなか一人一人の子どもに目を配ることはできません。相談の内容には、こんなことって思うのかもしれませんが、それは、いじめの入り口になっていたりもします。だれだれさんにちょっとかけられたなど、わざわざ先生にはよう伝えない話でも、文字にして伝えることで、相談のハードルが低く感じられます。これは、朝の健康観察と重ねて実施をしておられ、出席状況などと併せて、全職員が共有されておられるそうです。全ての児童の状況を一瞬にして確認できるこのツール、利用しない手はないと考えます。これは、やはり見守り活動にもなると思いますし、担任の先生の負担は考えるとつらいところがありますけれども、やはり早期発見をする一番の窓口がやっぱり担任でありますので、この先生をサポートしながら、こういうものも動員して、子どもの健康を守っていただきたいと思いますと思っております。このような例がありますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。確かにデジタルで一瞬に、そして、把握できるというようなことで、非常に便利なものであるというふうなことにつきましては、認識をしておるところでございます。先ほど、ちょっとお話の中で出ましたけれども、やっぱり朝の時間帯を利用して、そしてするというようなことで、先生の負担になるというふうなお話もございましたけれども、そういったことも含めて、そして、私から教育的な観点でというふうなことを先ほどお伝えしましたけれども、やはり最近のこれ、原田議員さんの御質問の時にもちょっと触れましたけれども、やはり子どもが書いて、そして伝えるっていう、このことがかなり低下しているというふうなこともございます。そのようなことで、書いて伝えるということを十分考えていかなければいけないということで、教育的観点ということですね、お話をさせていただいたんですけども、これにつきましては、教育委員会サイドがですね、押しつけるのではなくって、実際教育現場、学校はどうか、先生がどうかということもですね、含めて十分議論をした上で、導入するのであれば導入する、そのあたりを判断をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 書いて伝える重要性は十分わかっておりますが、今回の、この心の健康観察については、デジタルということで取り上げておりますので、また、分けて考えていただきたいと思いますと思っております。また、普段の様子からは気づけない部分を可視化できるこのシステム、児童の姿を客観的に見つめ直すことにもつながります。導入校では、結構業績を上げておるといふのを聞いておりますので、ぜひこのジブンミカタプログラムとともに、こちらも検討していただいて、しっかり子どもの健康を守っていただきたいと思います。国の推奨する10億円規模のこのプログラムと、また、愛媛県で開発するジブンミカタプログラムの開発が、ちょっと同じ方向性ではあるんですけども、ちょっとずつずれている感がちょっと否めないんですけども、しっかり子ども目線で、また、使いやすい、先生にも配慮したものができていくように要望いたします。これをもって私の質問を終了させていただきます。御清聴大変にありがとうございました。

○議長（東勝一） 高橋久美議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時30分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。13番佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄でございます。私、5期に入りましたが、今日でまたまなんですけども、一般質問66回目になります。ありがとうございます。この66回を振り返ってみますと、今回のように、10人一般質問があるのが令和2年の6月議会で、やはり10人。あとは、私が議員になる前に、過去に2回ほど、やっぱり10人の一般質問があったようです。一般質問でたった1人しか、私以外の方がされなかったという議会も、1回だけなんですけどももあります。そういった意味では、今回10人の一般質問があるってことは、非常に個人的には嬉しいなというふうに思っております。昨年、佐賀県の基山町というところに議会運営委員会でお邪魔しました。13人の議員がいるんですけども、議長を除いて残りの12人は、ほぼ毎回一般質問をしてると。それから、議長も年に1回はやりますということ、もうだから、年間で全議員が必ず一般質問をしてると。そういった活発な議会活動がされてるところでした。傍聴席が50席ほどあるんですけども、立ち見が出るだとか、当然その日だけではなくて、別の日も含めると、多いときには190人近くが1議会で傍聴に来たというふうな、そんな議会でした。そして、事前にそれぞれ細かい中身は別にしまして、この議員がこういった質問がありますというのが、全町民に行き渡ってると。そんなこともあって、自分が関心を持ってる項目で、この議員が質問するんだったらちょっと聞いてみよう、行ってみようというふうなこともあるようです。それから、年に1回、6月議会だったと思いますが、日曜日に開催してると。非常にそういう意味では、議会運営に力を入れている。それから、身近な、当然質問が重なって出る場合もありますが、人それぞれの捉え方が、やっぱり違うんじゃないかというふうなことで、全議員が自由に発言をできるというふうな、そんな状況と町でした。今、ちょっと事務局で、この間のライブ通信の視聴数も、見てもらったんですけども、昨年、前佐川町長が退任されるときが、99という数字だったようです。新町長になって、最初の所信表明がある数字が、ちょっとすいません258、それから、2月28日に私どもがやった一般質問のところでは、284視聴があったというふうなことです。この数字がですね、これからもどんどん大きくなるように、ここにいる議場の皆さん、議員の皆さん、理事者の皆さん、町民にとって議会が本当に身近なものになるように、お互いに努力をしていこうじゃないかという呼びかけを、まず最初にさせていただきたいと思っております。それでは、質問の方に移らせていただきます。今回は2点あります。1点目は、物価高騰から暮らしを守るためという項目でございます。物価高騰が暮らしと営業を直撃しています。

町民から切実な声も私も聞いております。暮らしや営業を支援するには、私は、消費税率引下げが最も効果的ではないかなというふうに考えております。この消費税率の引下げを国に対して、町長の方からも声を届けていただきたい。それと関連して、町独自で支援策を打ち出すべきではないか、このように考えております。町長の御所見をお伺いいたします。2点目は、児童館の運営に対しての質問でございます。町内には砥部児童館、麻生児童館の2児童館があります。決算の数字を見ますと、令和5年度では、麻生が23,960人、砥部が16,884人が利用しております。令和6年度、これまた決算のときには改めて出てくる数字だとは思いますが、利用傾向がどうなってるのかということで、その数字と、それから年齢別あるいは校區別、さらには指導員の方の数、それから運営費用、こういったものについて、見直しはどうなってるんだろうというふうなことでございます。砥部児童館の方は確認できておりませんが、麻生児童館では、現状では中高生の利用も多いんですというふうなことも聞いておりますが、中高生の利用になると、どうしても今は6時で閉めておりますが、もう少し時間延長をして利用できるようにしていったらどうかというふうなことで、そういった時間延長や、またそれに伴って、指導員の増員などが必要ではないかというふうに思います。これも町長の御所見をお伺いいたします。以上2点です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。初めに、物価高騰から暮らしを守るためにとの御質問ですが、物価高騰は、町民の皆さまの暮らしに大きな影響を与えており、私といたしましても、この状況の深刻さを強く認識しております。本町におきましては、給食費など公共料金の一部負担軽減やプレミアム商品券の発行といった、即効性のある独自の支援策を講じており、多くの皆さまに御活用いただき、一定の効果があつたものと受け止めております。一方で、佐々木隆雄議員の御指摘のとおり、物価上昇の影響が長期化する中、継続的に生活や経済活動を支える取組が必要であります。町の財源には限りがあり、今後は、より対象を絞り、実効性の高い支援に集中していくことが重要であると考えております。消費税の引下げにつきましては、その影響と効果の検証が必要であり、国において議論されるべきと考えますが、今後の経済対策を踏まえ、町による支援の検討に当たりましては、町民や事業者の皆さまの声にしっかりと耳を傾けてまいります。次に2点目の児童館の運営の見直しをとの御質問ですが、まず、令和6年度の利用者数は、麻生児童館が延べ2万2,156人、砥部児童館が延べ1万9,246人となっております。年齢別の内訳です。麻生児童館は未就学児が4,528人、小学生が9,042人、中高生が1,274人、保護者が7,312人、砥部児童館は未就学児が2,552人、小学生が14,601人、中高生が374人、保護者が1,719人となっております。校區別の内訳は、麻生児童館はおおよそ6割が麻生小校区、砥部・宮内小校区がそれぞれ1割で、町外からの利用者がおおよそ2割となっております。また、砥部児童館はおおよそ9割が砥部小校区、宮内・麻生小校区及び町外がおおよそ1割となっております。指導員数につきましては、麻生児童館が児童厚生員3人、補助員2人の計5人であり、砥部児童館が児童厚生員3人、補助員1人の計4人となっております。運営費用につきましては、人件費を含め、麻生児童館が1,514万5,053円、砥部児童館が1,104万8,093円となってお

ります。次に、麻生児童館の中高生の利用に伴う時間延長や指導員増員の必要性についてですが、令和6年度の利用者は延べ1,274人で、5%程度であり、利用者からの要望もないことから、現時点で閉館時間の延長等が必要であるとは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まず、最初に私、町民から声を聞いてますと言いましたんですが、少し紹介させてください。物価高で毎日の生活が苦しい。2人とも心臓病で病院通いをしている。この先、とても不安です。これ、70代の御夫婦でした。あまりにも物価、ガソリンなどが値上がりし、生活が追いついていない。政治家にはわからない価値感、生活感の違いにがっかりする。これは、50代の働いてる方でした。年金の支払いが大変だ。ずっと長く書いてあったんですけども、その中で、カナダでは医療費が無料とテレビで言っていたよと。80代になる男性でした。とにかく、減税、社会保険料引下げ、賃上げなどで手取りを増やしてほしい。これは、30代の方でした。最後に、30代のお母さんから。子どもが1歳になったため保育園に入れて職場復帰したが、保育園料が5万円弱、学資保険や医療保険にも加入したし、食費や子どもの衣服、おむつなど、とにかく出費が多い。これで、将来の貯蓄もしないといけないのは正直きつい。最後に、子ども2人欲しかったのに、1人で打ち止めだと思う。非常に悲しい感想を書かせていただきました。そんな中でですね、町の方でも、答弁にありましたように、様々な対策も打ってこられましたし、今日の行政報告の中にも、非課税世帯の対応についても報告もありました。残念ながら今期は独自にですね、町として何かをしようというふうなところでは、町長のところからは、お金の問題もあって難しいんだというふうな答弁でございました。これは、一定、私も理解はしておるつもりでございますが、やはり今言いましたように、声にならない声も含めて、本当に物価高で苦しんでる方はたくさんいると思いますんで、町がやっぱり、こんな形で応援しますというのを、ぜひ打ち出していきたいなというふうには思います。それから、今回の資料の中に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,541万9,000円、国から出てるというふうな文書がありましたんですが、これは、もう全て全額、何らかの形で活用されることにはなってるんでしょうか。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。1億2,000万、臨時交付金が決定いたしました。今のところ使い道が決定しているのは約5,000万、7,000万は今後検討していく予定にしております。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） じゃあ、まだ決まってない部分については、できる限り私が申しましたように、物価高騰で苦しんでる方に、町民に有効に活用できるように、大いに悩んでいただきたいと思います。あと、消費税に関する町長の答弁で、少し消費税について整理しながら、やはり今国会でも当然議論もされてますし、自民党以外の各党は、それぞれいろんな違いはあるんですけども、消費税を何とかせんといかんというふうなことは、ずっと言っております。おさらいの意味で述べたいと思います。消費税は社会保障の財源であり、消

費税法には、「医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」、このように書かれております。しかし、消費税は復興特別所得税のような明確に人を限定する目的税ではなくって、所得税や法人税などと同じ一般財源として、全ての歳出予算に充てられる税金です。一般財源であることは、政府の歳入歳出の説明からも明らかです。社会保障費の主要な財源は国債です。少し古いんですが、2020年時点で36.7%です。社会保障給付は保険料などの国民負担で支えているのが実態です。それから、消費税が導入されたのが1989年です。2024年4月1日付けの新聞赤旗によりますと、2024年までの消費税の累計が539兆円、同じ期間の法人税318兆円、所得税と住民税合わせて295兆円、合計613兆円が減収となっております。ということは、数字で見れば、ほとんどが大企業などの減税の穴埋めに使われてる、そういったことになりましたが、町長はこういった御認識はおありでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。先ほどの内容につきまして、これがですね、税制の改正というところで、様々国の制度を含めて検討されたものだというふうに私は理解をしております。先ほどもですね、先ほど当初の質問にもございましたけれども、そのあたりは、やはり砥部町としてではなくて、国のその後の政治の判断も十分に行われるところだと思いますので、そのあたり、十分に注視をしながら、砥部町としてできることを考えていくべきかなというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） もちろんね、この制度そのものを含めて、最終的に国で、国会で決めることではあるんですが、やはり何度も言いますように、本当に、今多くの方が物価高で苦しんでる中で、しかもそういうふうに、今議論がどんどん広がっております。地方から、やっぱり早く消費税を引き下げろ、場合によってはなくせという声が、たくさん出てると思うんですけども、町のトップとしてもですね、そういった声を、是非とも国の方に上げてほしいなというふうには思います。それから、たまたまなんですが、町長とこの前御一緒する機会があって、お話したときに、地元から選出されております村上総務大臣と少しお話したというふうなこともお伺いしたんですが、その辺のことについては、御紹介いただける範囲で、御紹介していただけないでしょうか。難しいですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木議員の御質問にお答えをしますが、そのあたりについては、もう一般的な町村会としてのですね、要望に上がった次第でございますので、そのほかはですね、ここでお話することではないのかなと思いますというところでございます。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 消費税のことも少し村上大臣と話したようなことをお伺いしたものですから、紹介していただけるかと思ったんですが、そういった中身については、また別の機会にお尋ねしたいなと思います。少し消費税を引き下げること、税率を引き下げること、私自身が一番大きな経済対策になるんじゃないかというふうなことを申しておりますので、

改めてこれ以上突っ込んでやりませんが、財源についてよく議論がありますが、とある政党は、国債をどんどん発行したらいいというふうなことも言ってるようですが、私はそうではなくて、やっぱり今の不公平税制、特に大企業のところの、これだけ税率を引き下げてきてるのを、少し増やそうじゃないかというふうなことなんかを考えておりますが、これももちろん国政レベルの問題なんで、今現実に町議会でね、それをどうこうしろということではないですけども、そういった声があるということは、しっかりと受けとめていただきたいなと思います。再度、国に対して、町のトップとして、議会でそんな声があったというふうなことを、何らかの形で伝えるように強く申し入れをしておきたいと思います。2点目の児童館の関係に移ります。今月の広報に、児童館の麻生児童館で、小中学生タイム、17時から17時40分まで延長を再開しますというふうな、ちっちゃな囲み記事がありました。これについては、この経過なり、それからこういった使い方をするのか、それをまず紹介してください。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。今回、児童館の利用者数っていうのを、お知らせしたとおりですね、麻生児童館におきましてはですね、大体1日77人程度の御利用がございます。大盛況というところですね、その住み分けといいましょうか、小学生の方の遊び、中学生の遊びっていうのは、やっぱりどうしても体格差がありますんで、どうしても一緒に遊ぶ、混在して遊ぶっていうのが、なかなか難しいというケースもございましたので、これ、以前もあったんですけども、そういったところ、小学校の方は小学校の方で遊んでいただく、もちろん、小学校でもですね、低学年用とか高学年用に分かれて時間を設ける。そして、今度は新たにですね、17時から中高生、大きい方でも遊戯室で遊べるようにということで、時間を区切るということをしていただいた次第でございます。これについては、混在して遊ぶということも構わないんですけども、どうしても大きい方とちっちゃいお子さんが混じって遊んでしまうと、けがの恐れもあることからですね、こういったタイムを設けさせていただいたということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 中高生は、砥部児童館はもうほとんどね、利用がないということで、今のお話のように、麻生児童館は、そうは言っても1,000人余りの中高生が利用してて、一定スペースを確保したというふうなことでございますが、中高生からすると、時間的にはもう少し長く利用できたらいいなというのが、実態としてはあるんじゃないかなというふうには思うんですが、それについては、課長はどうお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるとおり中高生が利用できるというところについてはですね、18時までというのは不便かなというところはあろうかと思うんですけども、この18時まで延ばしたっていう経緯、冬の場合はですね、17時までということで、この1年間17時やったのを18時、夏時間という

か、4月から9月まで延ばしたっていう経緯の中にですね、やはりあの、中高生の方が少しでも児童館で遊べる時間をつくれなかっていう要望があったというふうに聞いておりました、それにお応えする形で1時間延ばしたんですけれども、ただ、その議論の中にはですね、やはり児童館というのは子どもが1人で来て遊べる場所でございます。てことは、1人で帰っていただくっていう場所でもございます。そういったことを踏まえると、やはり家に真っ暗になってから児童館を出てもらうということについても、やはり抵抗があるだろうと。そういう中でですね、19時という形で決まったという経緯があると聞いておりますんで、もうちょっと区切ってですね、夏やったら7時ぐらいまではまだ明るいですから、そういったところで、今後ニーズがあれば考慮するところはあるかとは思いますが、今18時にしたっていうのは、やはりお子さんがですね、必ず明るい時におうちに帰っていただくというところもありますんで、延ばすことはやぶさかではないとは思いますが、伸ばしたときにはですね、例えば中学生やったら19時までとか、高校生ならまあちょっと暗くてもですね、まあ大丈夫やろうからというような形で、時間を延長するにしても、利用者の限定っていうものをかけて運用していくっていうことがいいのかなと。これは、ニーズは今後あればということであるんですが、そのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 今の答弁の中にも少し入ってる部分がありますが、改めてですね、この、児童館とここでは放課後児童クラブという名称なんですけど、俗に学童保育、大きな違いというのは、どんなところにあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。まず、児童館につきましてはですね、児童の定義、法律上18歳以下の方、18歳以下の児童の方がどなたでも利用できる場所というのが児童館でございます。また、放課後児童クラブにつきましては、限定されておまして、小学校1年生から6年生までが、当然学校に通われている児童の方で、なおかつ放課後にですね、おうちに帰っても保護者の方がいらっしやらない、保護者の方が就労等でですね、いらっしやらないという方に限定をさせていただいて受け入れをさせていただいてる施設という、大きな違いがございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 今の説明もいただきましてですね、特に放課後児童クラブの場合は18歳までという、年齢も幅広いというふうなことで、やはりどうしても対象も違うし、対処の仕方も違うというふうなことなので、今後いろんな要望も把握していただきながら、そういった利用ができるように検討もしていただければと思います。あと、児童館の関係では、住民あるいは地域の団体等の方と色々な事業をしてるかと思いますが、ここでそういった事例の紹介をしていただきたいのと、麻生児童館、前も質問もしたこともあるんですが、自動販売機が設置されたのがなくなってしまって、その後、新たに設置はされておられません

が、その辺については、現場ではどういう形で対応していくんでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。児童館の活動内容でございますけれども、麻生地区のですね、老人会さんなんかいろいろとお手伝いをいただきまして、その時期ごとにですね、応じたイベント等をさせていただいております。例えば、お正月であればお餅つきをしたり、5月ぐらいの端午の節句ぐらいのときにはですね、そういった形、またお餅つきとか、なんて言うんすかね、柏餅ですか、そういった作りをですね、地元の老人会さんとかに御協力いただきながら、密着して活動の方をやらさせていただいております。また、自販機の撤去につきましてはですね、常にやかんの中ですね、麦茶等を用意させていただいて、基本原則としてはですね、お子様に水筒を持ってきていただいてというような形で対応させていただいてるんですけど、もしなくなった場合についてはですね、児童館の方で補充をするというような形でですね、今後暑い時期を迎えますので、熱中症対策っていうことに対しても十分注意しながらですね、水分がないというような状況がないようにはしていきたいなというふうには考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 質問の最後になりますが、今児童館の役割も本当に大変なものだというふうなことも理解したつもりでございます。ところが、こういった児童館に対する国あるいは県からの公的な補助っていうのは、あるんですかというのをお聞きしたいなと思うんですね。今答弁でいただいたように、一生懸命現場も含めてやってる中で、公的な補助があれば、もう少し違った、さらに活用の仕方もあるかなというふうに思うもんですから、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。まず児童館の補助に関しては、建物を建てる際にはですね、実はかなり少ないんですけども、若干の補助はございます。運営費につきましてはですね、全くいただいてないという状況でございます。余談になりますけれども、愛媛県20市町でございますけれども、児童館がない市町も3市町か4市町あったと記憶しておりますが、ひょっとしたらそういうところが原因なのかもしれないです。以上です。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 最後、町長に公的支援をぜひ求めるように、呼びかけをしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをします。すごくこれは答弁になっているかというところ、あるんですが、公的支援がなくてもできるような子どもの居場所づくりなどは、可能性があるんじゃないかなというふうに感じております。というのは、これまで、従前から何度もお伝えをしてきていますように、中央公民館の空き教室を使って、子

どもたちが勉強できるスペースができないかということで、そういった取組、これ、ほとんどですね、持ち出しも必要ありませんし、そもそも公的補助を求める必要もないような取組を、実はですね、この夏休みごろからできないかということで、担当課と調整をしています。ですので、そういった児童館という以外にも、何か頭を使い、有る物を使いながらですね、できる方法を町としても考えていこうと思っておりますので、そのあたりもですね、もう少し進捗すればお伝えできる場所があると思っておりますので、お待ちいただければ幸いです。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 子育て支援、ますますいろいろないい政策が今後出てくることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。3番佐野沙知議員。

○3番（佐野沙知） 3番佐野沙知でございます。私からは3点質問をさせていただきます。まず1点目ですけれども、町内の小中学校の体育館への空調設備の導入についてです。夏の暑さ対策として、町内の小中学校などへスポットクーラーが導入されていますけれども、夏の暑さは年々増しており、スポットクーラーだけでは断熱性能の低い体育館など、広いスペースへの対応が難しいのではないかと考えます。また、災害が起こった場合、小中学校は指定避難所となっており、夏の暑い時期だけではなく、寒さが厳しい冬には、過酷な状況で避難生活を送らなければならないと予想されます。そこで、災害時にも復旧が早いとされるLPガス災害バルクを使った空調設備の導入を検討すべきだと考えますが、町長の御所見をお伺いします。2点目ですけれども、子どもへの主権者教育についてです。議会では、子どもたちが政治に関心を持つための取組として、砥部中学校の生徒を対象に3年ごとに「こども議会」を開催しています。また、生徒会選挙においても、選挙で使われる投票箱や記載台を使っただけの選挙が行なわれているかと思えます。このような取組、非常にいいことだと思えます。しかし、将来の有権者である子どもたちに、もっと政治について考えてもらうための主権者教育は重要です。中学生だけでなく子どもたちの年齢に合わせた主権者教育が必要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。最後の3点目ですけれども、親子連れ投票の啓発についてです。公職選挙法の改正により、平成28年6月から投票所に同伴できる子どもの範囲が、幼児から18歳未満に拡大がされました。県内の自治体においても、親子連れの投票を推奨するためチラシを作成したりして、小中学校に配布するなどの啓発活動を行っています。若い世代の投票率の低下や政治離れが進んでいますけれども、親が投票する姿を子どもに見せることで、将来の有権者にとって有効な啓発になると考えます。本町においてもチラシ作成や広報誌、ホームページなどにおいて親子連れ投票の啓発を実施してはとありますが、町長の御所見をお伺いします。以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えします。初めに、2点目の子どもへの主権者教育についての御質問ですが、私の答弁の後、教育長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。1点目の町内の小中学校体育館への空調整備の導入についての御質問で

すが、空調整備の導入については、近年の猛暑や災害時の避難所としての利用などを踏まえ、重要な課題であると認識をしております。しかしながら、体育館全体への空調設備の導入には、多額の費用や施設の構造的な制約が伴うため、段階的な検討が必要となっております。そうした中で、児童生徒の熱中症対策や、学習・運動環境の改善を目的として、スポットクーラーを導入したところであり、まずは、導入効果の検証を行ってまいりたいと考えております。佐野議員御提案のLPガス災害バルクは、設備の強靱化や停電時における電源確保に質するものと考えておりますので、将来的なエアコン設備の導入に向けて、調査・研究を進めてまいります。3点目の親子連れ投票の啓発についてとの御質問ですが、総務省が実施した調査結果からも、親子連れ投票は、子どもの将来の投票率向上につながる有効な啓発であることから、本町におきましても、ホームページ等により啓発してまいります。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐野議員の御質問にお答えをさせていただきます。子どもへの主権者教育についてとの御質問でございますけれども、小中学校におきましては、社会科や道徳などの授業において、国民の権利や義務、そして、法律、社会参加、政治や選挙などを学習するなど、主権者として必要な資質、能力を育む教育を行っております。学習におきましては、教科等横断的な視点から教育課程の編成を行い、事実を基に、公正に判断する力や諸問題の解決に向けて協働的に追求し合意を形成する力、また、国家、社会の形成に主体的に参画する力などを育成をしております。また、学級活動や児童会活動、生徒会活動などを通して、見方や考え方を働かせて諸問題を解決するための実践的な取組も行っております。御承知のとおり、今年度から、町内の小中学校におきまして、コミュニティスクールの取組が始まりました。校内にとどまらず、地域に出向いてする学習、地域の皆様との交流などを通して、探究的な学習への取組も、主権者教育につながるものでございます。主権者教育に関しましては、校内での学習と合わせて、地域と協働して取り組むことで、学習効果を高めることができますので、今後も、地域の皆様の協力を得ながら進めてまいりたいと思います。以上で佐野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） まず、1点目の小学校・中学校体育館への空調設備の導入についてというところですが、やはり金銭的に非常にお金がかかるという回答があったかと思うんですけども、こちらに関しては、補助金等もあります。補助金が2分の1あるんですけども、その補助金の優先順位としては、トップが公的避難所ということなので、優先して補助を受けられるという補助金制度というのもあります。LPガスに関してなんですけれども、過去の災害において振り返ってみますと、2011年の東日本大震災においては発生したのが冬でした。2018年の西日本豪雨においては、発生したのが夏の時期でした。2024年、皆さんも覚えているかと思うんですけども、能登半島地震においては、冬が地震が起こった季節であります。やはりですね、その地域の避難所として学校、小学校や中学校の体育館、使われることが多いので、どんな季節においてもですね、住民の方が安心して避難をする場合に、こ

ういった、そのLPガスにおける災害バルクですね、使った体育館空調設備していくことが必要なというふうに思っております。またですね、その金額ですね、リースできるというところもありますので、そういったリースの部分も含めてですね、メンテナンス料に関してもリース、組み込めるといところが、今回の提案してる部分でありますので、リース、考えてですね、導入、考えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをいたします。私事なんですけど、私もですね、西日本豪雨災害の時に、夏場、現地取材をさせていただいたことがあり、その真夏の避難所というものをですね、こういった状況なのかというものを、実際にその被災者の方の声を聞きながら、取材をさせていた経験がございます。それとですね、今回のそのLPガス、災害バルクの件なんですけれども、様々そのですね、学校の体育館の空調のやり方っていうのはあるというふうに認識をしています。リースかリースじゃないのか、LPガス以外の電気という方法があります。まずは、しっかりとそのあたりの調査研究を行うべきフェーズであるというふうに認識をしています。またですね、従前から進めている学校の体育館であったり学校施設の洋式化、トイレの洋式化であったりLEDライトの更新など、学校施設に係る大規模な、そういった事業が行われる予定となっております。ですので、そのあたりのバランスもしっかりと考えながら、今後のですね、体育館の空調整備についても検討していきたいというふうに考えている次第でございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。この空調設備ですね、国も学校体育館などへ進めていくというふうに言っているようなんですけども、2023年7月の文部科学省の通知があったようなんですけども、学校施設は子どもたちの学習生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所などとしての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化が極めて重要というふうな通知がきているようです。あとですね、2024年の11月29日、石破総理大臣の所信表明演説の中でも、避難所となる全国の学校体育館の空調整備のペースを2倍に加速するというふうに言っております。今現在ですね、学校の教室、冷房がついているかと思うんですけども、この電気代なんですけども、令和6年度の町内の小中学校の電気代を教えてくださいなんですけども、ものすごく電気代がかかっておりました。この災害バルクですね、今導入されているのは電気空調ということで、EHPというのを使っていて、導入コストに関しては安価なんですけども、ランニングコストが高いというデメリットがあります。GHPってのが、そのガスを使った空調の部分なんですけれども、導入に関しては、若干やっぱり電気に比べたら、効果というデメリットはあるんですけども、ランニングコストに関しては消費電力は90%カットできるというところがありますので、安いというメリットがあります。この電気料金についてなんですけども、過去の1年間の最大の需要電力で決定するということなので、どうしてもその夏のピーク時におっきくなるというところで、どうしてもそのEHP、電気による空調だとランニングコストがかかってしまうというところがあるかと思えます。私も長くその防災に関する仕事をしているんですけども、

やっぱりですね、災害が起こった場合、その避難所、学校が避難所になるという地域が多いかと思しますので、その高齢者とか、その避難所にはいろんな方が、その避難をしてるかと思えます。高齢者とか、障がいを持っておられる方、医療的なケアが必要な子どもとかですね、避難してくるかと思しますので、やっぱりその電源、すぐ復旧するLPガスの導入というのは急いでやるべきだと思っております。すぐに導入というのは難しいかと思うんですけども、ぜひともですね、前向きに検討していただきたいと思っております。2つ目の子どもへの主権者教育についてというところですけども、今現在、社会科と道徳の中で授業で取り上げてるということを、教育長おっしゃっていたんですけども、具体的にどういった形で授業で取り上げられているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの佐野議員の御質問にお答えをいたします。各学校、小学校・中学校でやってることっていうのは、それぞれ違うわけではございますけれども、まず社会科の方のところにつきましては、身近なものの選び方とかですね、そういうところの食料生産、水産業とか自動車の生産工場とか、そういう企業系も含めて、労働力確保というようなところの社会的な分野における学習の方に取り組んでおります。また、1、2年生、低学年の児童になりますけども、そちらの方については、もう主に各学校、地域の方に出向いて行う地域探検隊というような形で社会科、それから、もう地域の特徴を生かす学習等の方で取組の方をしております。また、中学校の方については、公民とかですね、生活の方で行っておりますけど、やっぱり公民の授業において、やっぱり政治や社会の仕組みっていうものを、授業の方の中で取組をしているという形になっております。また、高学年の方は、税の方の学習も租税教育の一環でございますけれども、そちらの方の教育の方についても、租税教室等についても、国の税金の仕組みというような形で学習の方に、全校で取り組んでいる状況でございます。以上、全部ではございませんが、概要については以上でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。過去に砥部町でもですね、主権者教育アドバイザー派遣制度というのを使ったことがあるとお聞きしました。砥部中学校と松山南砥部分校で講師を派遣してですね、そういった主権者教育、やったというふうに言っていたんですけども、これもかなり前にやったというふうに聞いております。この投票に、若い方、政治離れしていかない理由をですね、2022年に総務省がアンケートとっているんですけども、1番目、1位がですね、予定があったから投票に行かなかった、2番目が忙しかった、3番目が投票したい候補者がいなかったというところで、4番目のところがですね、4番目が興味がない、5番目が意味がない、6番目は選挙や政治がよくわからないというところで、この4、5、6に関しましては、やっぱりその教育の部分、足りないんじゃないかなというふうに思っております。愛媛県の事業で、愛媛県の事業と総務省がですね、先ほどもちらっと言ったんですけども、主権者教育アドバイザー派遣制度というのをやっているんですけども、過去にも砥部町でもやったことがあるんですが、今後またこういった制度を利用して、

主権者教育をですね、もっと深くやる、やったらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐野議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。私も、過去にそのアドバイザーの制度があって、それを利用したというようなことはですね、私は認識をしております。改めてそういったことを教えていただきましてありがとうございます。先ほど申しましたように、やはり学習の中、学校の中だけではですね、やはりいろんな知識というものを、なかなか高まらないだろうというようなことも当然考えられますので、やっぱりそのことと併せまして、やはり実践的なものとですね、併せてやるのがですね、本当に効果的なんだろうというふうに先ほど申し上げました。そんなことで、先ほどアドバイザーのお話の件につきましてはですね、十分中学校の方とですね、学校の方とですね、協議をいたしまして、可能であれば導入したいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 前向きにですね、主権者教育アドバイザーの派遣制度を導入していただけるということで、ありがとうございます。この若者ですね、投票率低いことの要因、いろいろあるかと思うんですけども、先ほどもちらっと言いましたが、やっぱりその主権者教育、積極的に行っていないことが原因かなあというふうに思っております。将来のやっぱりその有権者である子どもたちにも積極的にですね、その外部の方を招いて、政治について学んでですね、積極的に自分も政治に参加したい、投票に行きたいというふうに思えるような教育ができる環境をですね、私たち大人が真剣に考えていくべきかなというふうに思っております。3番目ですけども、親子連れ投票の啓発についてというところですけども、町長の答弁ですね、ホームページで啓発をしていただけるということでありがとうございます。7月にはですね、参院選が予定されておりますので、7月にチラシ等をつくるというのは難しいかもしれないんですけども、一応御参考までにとということで、他の地域でですね、こういったチラシがあるので紹介させていただきたいと思います。こちらお隣の伊予市が独自でつくっている…。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） チラシは駄目。

○議長（東勝一） 前もって許可してないですね。

○3番（佐野沙知） すいません失礼しました。伊予市がですね、チラシを独自で作成して、これを町内の小学校とか中学校に配布をしているということで、非常にいい取組だなあというふうに思っております。ホームページ以外にもですね、啓発の仕方あると思うんですけども、こういったチラシを作成して、今後ですね、選挙があるときにやってみたらというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。法改正以前よりで

すね、選挙人の同伴者が投票所に入ることにつきましては、やむを得ない事情があるとして投票管理者が認めた場合は入場できるということになっておりまして、実際の運用としてはですね、特に制限の方は設けてなかったのが実情でございます。あえて子どもの範囲を拡大したということですね、家族との同伴により、早期に主権者としての自覚を促して、将来の有権者への有効な啓発につなげるという趣旨があったものであると思っております。そして、町ホームページでの啓発、それから、選挙前の広報、それからSNSでの周知、街頭啓発、これらの機会にですね、周知を図ってまいりたいと思っておりますし、今回の7月の参院選につきましても、広報の中でですね、投票日の方をお知らせするとともに、18歳未満の児童につきましては、同伴と一緒に投票所に入ることができますよというようなことはお伝えをしたいと思っております。ただ、禁止事項もございまして、当然、投票所の中に入っておりますね、大声をあげたり、騒いだりという行為は当然できません。それから、選挙人に代わって投票用紙に記載する、それから、投票箱、こちらに子どもが代わって投函するという行為も本来はできないということになっております。これらの禁止事項についてもですね、併せて周知をしながら、親子連れ投票の啓発を進めてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 早急にホームページとか広報誌で、こういった親子連れ投票の啓発をしていただけるということで、ありがとうございます。あとはですね、県外の私の知り合いがですね、投票に行くときに、息子さんと投票所に入ろうとしたらですね、入り口のところで立会人の方に止められたというふうな話を聞いたことがあります。その方は、法律上認められてるので子どもと一緒に入れますよねというふうに言ったそうなんですけれども、それでもできる限り御協力くださいということで、入れなかったという事例があったようです。こういったことですね、先ほども課長がおっしゃられていましたけれども、マニュアル等にも恐らく書いてあるはずなので、本来はあってはならないことだと思うんですけれども、この投票に関わる立会人の方に対してもそうですし、投票する方でも知らない方も多くいらっしゃるかと思いますので、事前に、先ほども広報誌であったりとかホームページで周知することももちろん必要だと思うんですけども、その投票所の入り口にですね、子連れの入場はオーケーですというふうな、こういったチラシ、張り紙ですよ、そういった案内することも効果的だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。その県外の事例が、こういった事例かわかりませんが、例えばコロナ禍であったらですね、混雑を避けるために入場制限した事例はあったかもわかりません。また、投票者のスペースによってはですね、なるべく同伴を避けるという配慮も必要になる事例もあるかと思います。ただ、当日の投票所等であれば、十分スペースもありますし、入り口での周知ということも可能であろうと思っておりますので、立会人さんへの周知も含めてですね、入場者の方が入りやすいように掲示の方はさせていただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 投票所の入り口の方で、啓発、張り紙をしていただけるということで、そちらもぜひお願いできればと思います。ありがとうございます。もっとですね、若い方、2つ目の質問、3つ目の質問、つながってくるところがあると思うんですけども、もっと政治、若い方、子どもの頃から政治に触れて、投票に行ったりとか、親子でそういった会話をすることって、すごく大事なことだと思っています。私自身もSNS等でですね、できるだけ若い方に興味を持ってもらえるように、わかりやすく発信したりする工夫もしておりますし、そういったところから投票に行ってみようかなとか、政治のことを考えてみようかなというふうに思う方が増えてくれたらいいなというふうに思っております。早急にですね、ホームページとかそういったところに対応してくださるということで、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野沙知議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午後2時30分の予定です。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。1番大平将司議員。

○1番（大平将司） 議席番号1番の大平将司でございます。通告に従いまして2点質問させていただきます。1点目ですが、砥部町都市計画マスタープランの策定について質問させていただきます。砥部町は昭和46年12月20日に松山広域都市計画区域の決定がされ、運動公園入り口交差点の北側まで都市計画区域に指定されました。国道33号線の沿線は、松山から拾町交差点までが市街化区域となり、特に拾町交差点から運動公園入り口交差点までは、市街化調整区域として建物建築や土地開発の条件が非常に厳しく、原則建物が建てられない区域になっています。町の都市計画区域については、愛媛県の松山広域都市計画区域マスタープランに即することになっており、愛媛県との調整が必要です。砥部町都市計画マスタープランの策定について、今後どのように戦略的に進めていくつもりか、町長の御所見をお伺いいたします。次に2点目ですが、山村留学制度の積極的な活用について、質問させていただきます。広田地区高市の山村留学センターでは、共同生活をし、現在13名の小学生が広田小学校に通学しています。現在33年目で、日本各地から体験者数延べ581人の小学生が生活してきました。高市地域はコミュニティの絆が強いため、学校・地域・山村留学センターの三者が歩調を合わせ、数々の交流・体験活動を行い、地域活性化の効果がありません。また、この制度で生徒を確保し、生徒数が少ない広田小学校を存続できています。他県の市町によ

っては、移住による人口の増加を期待し、児童生徒だけでなく、保護者と地域住民とのつながりにより、公営住宅や空き家のあっせんを行い、親子での留学を受け入れています。本町においても、移住の相談があったものの、法整備がされていないため、受け入れできず、他町へ移住してしまった経緯があるとお聞きしました。町外、県外の方で、砥部町に関心を持っていただき、移住までお勧めできるタイミングは数多くありません。それも小学生を子に持つ働き盛りの親に移住してもらえる機会にもつながります。山村留学制度の積極的な活用について、今後どのように考えられるか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。初めに、砥部町都市計画マスタープランの策定についてとの御質問ですが、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、大規模災害への備えなど、まちづくりに求められる課題が多様化する中で、長期的な時間軸で見据えた都市の将来像を描き、具体的なまちづくりを進めていく上でも、まちづくりの指針を明確に示す必要があるものと認識しております。これらの社会情勢の変化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心して快適な生活環境を実現し、財政面においても、持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを推進する必要があることから、基本となる都市計画マスタープランと都市計画区域内のまちづくりを具体化する立地適正化計画を同時に策定し、より効率的で総合的かつ一体的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。なお、本計画の策定に向けては、既に愛媛県とも調整を始めており、引き続き連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。次に、山村留学制度の積極的な活用についてとの御質問ですが、山村留学制度は小学校の存続が目的でございますので、家族の生活拠点が広田地域にある場合は、山村留学センターに児童が入所することは想定しておりません。しかしながら、山村留学制度は町外の方と接点がおおいにあることから、移住につなげるチャンスであると認識しておりますので、学校行事や地域イベントなど、機会を捉えて広田地域と留学児童の家族等との交流を行っております。今後におきましても、広田地域内での交流を活性化させるとともに、機会を捉えて移住相談等にも関連部署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 砥部町として、都市計画マスタープランの策定と立地適正化計画の立案ということを考えられているということでありましたが、現状、そうですね、市街化調整区域っていうのが、拾町の交差点から県の公園の入り口までっていうことになっておりますが、現状としましては、市街化調整区域っていうものに対してはですね、おおむね地域の建物しか、地域に即した建物しか建たないようになっておりますので、今現状としても、飲食店、コンビニだったりとか、自動車修理工場、ガソリンスタンド等しか、基本的には制限があります。なおかつ重要なのは、面積制限がまずございます。1,000平米以内という制限がありますので、それも駐車場込み、建物も込みで1,000平米ということになりますので、基本、今現状、国道沿いは、すごく有名店というか飲食店がたくさん並んでおりますけれども、

正直あの面積以上のものが、建てれない現状でございます。それはどうしてかということ、市街化調整区域だからであるということが1点ございます。また、あの、今の現状がそういうことであるということと、あと、市街化区域の方に今後計画変更がなされると、もちろん土地の地価も上がりますし、もっと大きな建物、大きな土地の開発等もできることができます。なおかつやっぱ商業的に言いますと、いろんな、例えばホテルとか飲食店1つおいても、経営が成り立つためには、高層に、建物を高くせざるを得ない部分がございます。そうなるてくると、どうしても今、砥部町の現状としては、住宅地が主ですので、住宅地に高層建物を建てるっていうことは、なかなか難しいと思います。そうなるてくると、今の現状の、市街化調整区域の拾町交差点から運動公園の入り口までの、あの間っていうのがすごく重要でして、大体どこも国道沿いに高層の建物が建つていうことになります。唯一あのあたりが高層建物で、将来、例えばホテル事業とか、そういったものにも進めれる土地になるんじゃないかなっていうふうには思います。立地計画等も策定するというふうに言われていたけれども、そういったことも十分考えていただきたいと思います。また、愛媛県の都市計画マスタープランとも即しないといけないということでありますので、やはり計画自体、都市計画自体が昭和46年12月20日から制定されておりますけれども、それ以降、昭和46年の当時は、国道33号線も今のバイパスはできておりませんし、運動公園もできておりませんでした。動物園も移転しておりませんし、こどもの城もできていません。ということになりますと、ずっと、そもそもこの行政でも、市街化調整区域のところに、大体国道のバイパスが通るようになっていきます。地価が安いので。市街化調整区域にしておいて、その後国道を通して、その後の都市計画の変更計画っていうのは、基本地域にお任せをしないといけないっていうことになっておりますんで、都市計画ができて53年になりますけれども、一度も市街化調整区域のあの国道ができた後、沿線沿いが、何らかしら計画っていうのが、見直しがされてないっていうのは、ちょっと多分、他の市町から考えると、ちょっとあり得ないんじゃないのかなというふうには、すごく思っております。あと、愛媛県の方にマスタープランに入れてもらわないといけないんですけれども。県の方にも。その時に、やはり今の県のマスタープランを拝見いたしますと、砥部町の位置づけっていうのは、もう住宅地っていうふうになっております。それ以上のものっていうのがマスタープランにうたわれていない現状でありますので、特に愛媛県においては、動物園と運動公園とこどもの城等が砥部町にはありますし、国道33号線沿いを通って、その施設に行くっていうことになりますので、今の現状、令和5年の資料でありますけれども、約134万人の方が、その3施設には行かれてると。すごい方が施設に行かれてるっていうことなんですけれども、その間、言ってみたら、松山、例えばインターからそういう施設までの間っていうことを考えますと、すごくの多くの方が通っている可能性がある。そのときに愛媛県の顔にもなり得ますし、砥部町の顔にもなり得るあの区域っていうのを、やはり重点的に考えていくっていう点でも、砥部町もさることながら、愛媛県に対しても、そういった現状、今後の計画等を考えていっていただけないかなと思います。そうですね、今後もう1つ、やっぱ最重要なのは、多分今の建設課の方では、都市計画の、そういった担当者等がないのかもしれないんですけれども、今言

ったことを踏まえながら、担当者等の配置、今から計画をするに当たって、前向きに進めていくためにはそういったものが不可欠だと思いますので、そこら辺の前向きな意見を聞きたいと思います。お願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。確かにですね、先ほど御案内にありましたとおり、県内の各市町見たときにですね、都市計画マスタープランであったり、それに類する計画を策定し、様々なまちづくりというか、開発を行っている自治体が多くあります。砥部町も比較的そのですね、計画策定に関しては、後発であると言わざるを得ない現状でございます。ですので、そういったことを少しでもしっかりと進めていきたいという思いが、私の中でございます。マスタープランに関しては、都市計画区域内のみならず、砥部町内全域のまちづくりをどのように行っていくかという計画であると、私は認識しております。対して、立地適正化計画はですね、都市計画区域内に向けて、マスタープランと同時に並行して作成していこうというふうに考えている次第でございます。ただですね、今現状では計画策定のために、調整であったりどういう作業が必要なのかということ、スケジュール感を含めて洗い出している段階でございます。そしてですね、大平議員の御質問にもありましたけれども、担当者の配置であったり、どれぐらいのですね、技能であったり能力があるのかということも、今県であったり他市町ですね、関係者と確認をしながら、砥部町でどうやってすれば進めていくことができるのかということ、調査している段階であるというふうに聞いております。ですからですね、今は本当に準備段階ではありますけれども、これが未来の砥部町、10年後、20年後、30年後を創っていく大きなものになると思っておりますので、砥部町としても、しっかりと関係各課で連携しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 御回答ありがとうございます。スケジュールと全体の調整とそこら辺が必要だということではあるんですけども、正直53年たっております。正直、もう大至急しないといけない僕は案件だと思いますので、スケジュール感と調査もスピーディーにお願いしたいと思います。1問目の質問については、これで以上とさせていただきます。2点目の山村留学の活用方法についてなんですけれども、地域と連携をして交流を図りながらというふうに言われてたと思います。私としては、移住っていうものを、やっぱり強く進めていけたらいいなというふうに思っておりますので、そうなってきますと、やっぱり山村留学の立ち位置だったり、そこら辺のその基準、法整備っていうものの調整、改定っていうことも進めたいと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 山村留学制度に関しましては、先ほど町長が答弁したように、昔は高市小学校を存続するためにできた制度でございます。合併をしまして、今は広田小学校を存続するための制度でございます。これに関しましては、先ほど町長が答弁しましたようにですね、広田地域に生活の拠点がある、いわゆる住所があるということですね、そういう

ことに関してですね、想定をしてないというのがあって、それなら、広田地域に住所があるのであれば、広田小学校に行くということになりますので。ですから、山村入学センターと広田小学校の関係性につきましてはですね、これ以上考える、発展はなかなかしないんじゃないかなというふうに考えておるんですけども、それに併せましてですね、広田地域をどういうふうに考えていくのかっていうことが、大きな課題になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、教育委員会といたしましてはですね、学校教育課と学校教育の観点からしますとですね、今の制度をですね、変えるのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 今の制度を変えられないということではあったんですけども、私の質問の中にもありましたように、このように砥部町に関心を持っていただくタイミングっていうのは、そんなに多くはないと思います。法整備、今までがこうだったからっていうふうに今お聞きしたんですけども、どちらかというとは私は、もうこれからどうするかっていうことをお聞きしているので、どちらかと言いますと、山村留学の入学時に親御さんたちに砥部町の移住を進めていただくぐらいのことをしていただきたいなと思っております。また、私の知り合いにも数多くいるんですけども、県外から愛媛に移住をしている方もたくさんいらっしゃいますし、特に田舎の方に移住する若い世代の方も非常に多くいらっしゃいます。今世の中はもう多様の時代ですので、いろんな考えの方がいらっしゃいますので、どちらかというところじゃなければならぬっていうのではなくって、もっとグレーな、柔軟なことを考えないと、とてもじゃないけど今の現状、移住とかで砥部町を選んでいただくっていうことは、すごく難しいんじゃないかなと思うのですが、これはもう、実際教育長に対しての質問になるのか、町長に対する質問になるのか、すごく難しい部分ではあるんですけども、やっぱり将来の砥部町のことを思って、今後どのように考えていただけるかっていうことを、ちょっと質問しているので、そこら辺を回答いただきたいです。お願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをいたします。大きく文脈とって2つあるんじゃないかなというふうに考えた次第です。1つは山村留学制度をどうしていくかということ、そしてもう1つはですね、それをきっかけに、契機に、移住してくださるような人たちをしっかりと砥部に呼び込んでくる、移住という考え方、その2つがあるんだろうというふうに認識をしました。先ほどのですね、山村留学制度につきましては、教育長がお答えしたとおりですね、従前の制度について大きく変更する方向はないというところで、私もそこには異論はありません。ですが、そのですね、山村留学に来てもらった生徒、そして、そのですね、親御さんたちが興味を持ってもらったんなら、そこでしっかりと移住のですね、きっかけになったところを、砥部に住んでもらうようにどういうふうにサポートするかとか、話をしていくかという、そういう話になってくるんだろうなというふうに思います。その点ではですね、今移住の総合窓口として、地域振興課もですね、様々な制度の紹介であったり、空き家バンクの活用方法などについても説明をさせていただいております。ですので、1つ

ですね、山村留学というものを契機にして、関係課がですね、しっかりと連携をしながら、その人たちを、砥部にいかに住んでもらえるかということはどうですか、何ていうんでしょう、庁内の連携として考えること、あるのではないかなというふうに考えています。そういった形で、山村留学と移住というものを近づけて考えていきたいなというふうに思った次第でございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） そうですね、山村留学センターの存続ももちろんそうなんですけれども、やはりちょっともう、私も思うところがありまして、山村留学センターっていうのは、やっぱり町外の方が利用されるものであり、町内の方にとってみたら、ちょっと自分たちとは関係ない施設っていうふうに思われがちなんではないかなっていうふうには、私は思います。なので、そしたらその山村留学っていうのは、広田小学校存続するためっていうのでは、僕はちょっと弱いのではないかなというふうに思っております。なので、移住、田舎の方に住むとか、田舎の方に興味を持たれるっていうこのタイミングっていうのは、やはりすごく大事にしないといけないし、やっぱり、結果移住をされる方を一組でも二組でもつくりたい、やっぱそのために、やっぱり連携も図っていただかないといけないと思います。1つ質問の中で、親子の留学制度っていうのが他の県外の市町にあるっていうふうに、私はちょっと質問の中に入れてさせていただいております。要するに今の法整備では、砥部町に住まれた時点で山村留学から出ていかないといけないっていうのが、今の法律だとは思いますが、そういったことをしないために、他の県外の市町は、そういう制度を入れてるんじゃないかなと思いますし、実際最近、砥部町に移住したいということで、農山村留学に入っている生徒さんの御家族さんが入りたいて言ったのにもかかわらず、法整備がされていないので他の町に移住したっていう経緯もありますので、そこら辺はちょっと勉強していただいて、検討はできないのか、そこだけお聞きしたいです。お願いします。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 大平議員の御質問にお答えをいたします。先ほど言われたセンターに入るのをきっかけに、移住をっていう事例を御紹介いただいたんですけれども、その方につきましては、お子さんを留学センターに入れたっていうのが第1希望でございます。ですから、その部分について、同じ広田地域に住まわれるのであれば、もう広田地域の中で御一緒に家を借りられて、広田小学校に通えばいいということで、その分については、広田地域以外での砥部町内での移住というものについてもお話の方はさせていただいておりますけれども、それは御本人さんが、そうではなくて違うところを選ばれたということであろうと思います。ですから、基本的にその親子留学っていう部分でいくのであればですね、親子できていただいて、広田小学校にそこから通うということについては何ら問題もございません。ただし、あくまで留学センターに子どもだけ入れて、その広田地域でですね、自分たち保護者が、別にそこに居住を構えるということについては、そこに住まわれるのであれば、やっぱお子さんは御自分でちゃんと育てていくっていうところの基本的なところっていうのは、私ども持っておりますので、あくまでその広田地域内で一緒にその親子が移住してきて、

子どもだけ留学センターに入れるということについては、今後についても考えていないところでございますので、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 今言った内容で納得できる部分もあるんですけども、今後、山村留学に興味を持たれた御家族さんの中で、移住という話が出た折には、しっかりと耳を傾けていただき、何か移住とかができる方法を、皆さんで模索しながらしていただきたいと思えます。そこだけお願いして、今回の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 大平将司議員の質問を終わります。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 15番、若干87歳でございます。年寄りが最後を務めさせていただきます。朝から本当に立派な一般質問をされまして、本来なら私やめてもいいんですけど、通告しとる以上、そういうこともできませんので、続けて最後までおつき合い願ひまして、拙い質問でございますが、御協力をいただいたらと思ひます。先ほど大平議員の質問の中に、運動公園から、こちらの経緯でございましたが、ちょうど私が初めて議員になった年です。議論がありまして、5年後に見直すというのが当初の農林省の企画じゃったです。私は絶対ないと、5年は見直さないというので、運動公園から砥部の方を白地にしました。これは、将来私がしたことが評価されるかね、それはわかりませんが、それは事実でして、あれはゆうちゃ悪いけど、農林省がだましましたって申し上げておきます。5年で見直す言うたんですから、それを御理解していただきまして、余分でございますが、つけ加えさせていただきます。通告しておりますように、教員の時間外勤務について、以前にもお尋ねいたしましたと思ひますが、教育現場において長時間労働が見受けられるようですが、教員の業務負担の軽減、業務の効率化が必要です。また、職場環境を整えるために残業時間の削減に向けた取組も必要と考えております。教育委員会が取り組んでいる計画をお聞かせいただきたい。また、現場での勤務状態等の調査結果について把握してる状況をお伺ひし、その労働時間が法定労働時間内を超えている場合、その実態と影響について、教育長の御所見をお伺ひいたします。次に、SNSの年齢制限について。SNSの利用が年々拡大する中で、特に若年層の影響が懸念されます。使用の低年齢化が進み、利用率の増加に伴い、トラブルに巻き込まれる危険性が増加しております。SNSは現代の重要なコミュニケーションツールであり、その利用を完全に否定することはできませんが、若年性の適切な使用ガイド、年齢制限は必要であると考えます。この点について、子育て重視の町長の御所見をいただきます。これをお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。初めに、1点目の教員の時間外勤務についての御質問ですが、私の答弁のあと、教育長が答弁いたします。よろしくお願ひいたします。2点目のSNSの年齢制限についての御質問ですが、今やSNSは私たちの日常生活において、コミュニケーションツールとして無くてはならない存在となっております。そうした中で、トラブルが増加している現状を考えた場合、若年層などに対して利用を制限することの意義は理解できる反面、そのことで権利を制限することになり議論の分

かれるところでございます。リスクを回避する上では、利用制限は効果的であり、海外においても、規制に向けた法案整備が加速しているとの報道もありますが、日本では、情報を正しく安全に使うための知識・能力である情報リテラシーを育成する教育に重点を置いているものと考えております。海外における規制の効果を踏まえ、国レベルでの議論が高まることが望ましいと考えますが、現時点においては、学校、家庭において、SNSに対する正しい知識とマナーを身につけるための情報モラルについての指導に力を入れ、必要があれば親の責任において制限することが適切であると考えております。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 三谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。教員の時間外勤務についての御質問でございますけれども、まず、町教育委員会が取り組んでいる計画につきましては、県の教育委員会が策定しております「学校における働き方改革推進方針」に準じて、令和9年度までに、月80時間を超える教員をなくし、月45時間以内を目標としているものでございます。実現に向けた取組といたしましては、ICTを活用した業務の効率化や見直し、ICT支援員・スクールサポートスタッフ等、各種支援員の配置、中学校における部活動の地域展開、コミュニティスクールの取組などにより、教職員の負担軽減を図りながら、時間外勤務の縮減に努めているところでございます。次に、勤務状況でございますが、令和6年度における一月当たりの平均時間外勤務数でございますが、小学校におきましては43時間41分、中学校は50時間55分となっており、小学校は前年比較でほぼ同じとなっておりますが、中学校におきましては、2時間程度の縮減となっております。また、月80時間以上の時間外勤務を行った者の割合でございますが、小学校で6%、中学校では15%と、小中学校とも前年と比較して横ばい状況となっておりますが、年度当初や運動会等特別な行事などが実施される月が、多い傾向にあるようでございます。なお、時間外勤務による影響といたしましては、高ストレス、労働意欲や体力の低下などが考えられますが、本町におきましては、毎年全教職員を対象にストレスチェックを実施しており、その結果、高ストレスを抱える職員は12%程度存在をいたしますが、医療機関等へつなげるまでには至ってございません。教職員の時間外労働の縮減は喫緊の課題であり、目標達成に向けて、学校や地域、関係機関と連携をして、教職員の負担軽減や働き方改革などに取り組んでまいりたいと考えております。以上で三谷議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） ただいま教育長の御答弁で、小学校で43時間、中学校で50時間という報告がございました。これは、午後の勤務時間の超過でございませうか、朝の時間も入れてでございませうか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 三谷議員のただいまの御質問にお答えをいたします。先ほど答弁いたしました数値につきましては、本町で全校に入れております校務支援システムの出勤記録、退勤記録の時間を集計したものでございまして、原則、朝学校に来たときに、アプ

りですけれども、そちらの方を開いて出勤時刻を打つ、で、帰るときにそのアプリを閉じて退勤時刻を書くという形になっておりますので、学校での滞在時間というふうな形の時間となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） ただいまの答弁の中で43時間、例えば、今日私も見ました、前から見とるんですけどね、砥部小学校で、校長は7時、教頭は6時に来とんですよ。そして、早い先生、女の先生ですからね、6時30分に来とります。これをカウントしたら、今あなたが言った43時間で収まりませんよ。1回でも、小学校、中学校、どことは言わんけれど、あなた行って、現場で登校しよる先生の、あれ見たことありますか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの三谷議員の御質問にお答えをいたします。実際に砥部小学校なり他の学校、その時間にですね、学校に行って、先生の出勤の状況というものを私達の目で確認したことはございませんが、実際その砥部小学校に関しましては、校長先生にしても、教頭先生にしても、ちょっと早い先生がいらっしゃるということで把握しておりましたので、その部分については、そこまでも早く来る必要がないような形で、学校の方で、何とか体制的な部分等も整えられないかということでの協議の方は、させていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 私が申し上げたいのは、砥部町の役場、8時半までKEEP OUTでテープしとるでしょ。学校はしてないんですよ。そして、特に女性の教員、主婦であり、妻であり、女性なんです。子どもを持つとる家庭だったら、4時に起きなかったら、その作業ができませんよ。学校に着いたらね、6時半、7時までに来る先生は、恐らく4時過ぎには、もう起きとらないかんです。私が申し上げたいのは、やっぱり子育てを挙げております町長、そうですね、ベストな人間形成するために、子育ての一環を挙げてるんですよ。町長、違いますか。答弁要りませんが。ならば、教員もベストな状態で生徒に向かい合ってもらうのが、私は一番だと思います。そこはどう思いますか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 三谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。議員さんおっしゃるとおり、今なぜ教員の働き改革をするかということになってくるんだろうと思います。これは、やはり今おっしゃられたように、時間外をなくすと言いますか、縮減をして、そして、子どもに向かい合う時間をつくる、そして、しっかりと子どもと向き合っ、教育をするということが基本でございます。三谷議員さんの、朝早くから先生が登校している、その実態につきましては、本当に私ども認識をしていないところでございまして、改めまして、そのあたりしっかりと認識をした上で、小学校の方をですね、指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 先ほど答弁の中で、愛媛県は、9年度までに80時間を45時間にする

という案を出しました。こないだ日本では、文部省が出したのはね、50年ぶりに、教員の給与特別措置法というものが50年ぶりに改正されました。御存じのとおり。附則の中で、月30時間にしますというて約束しとんです。県の方針と国の方針、どちらを選択されますか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。今、県の方で出しております働き方の改革推進方針でございますけれども、こちらは、令和7年度から9年度までの3年間の計画となっております。この3年間の間で、とりあえず80時間、言うたらこれ過労死の危険ラインでございますけれども、そちらの方の時間を超える教職員については、ゼロにするという目標。月45時間以内の教職員については、そこを限りなく着実に増加をさせていくというふうなことで、そこから、いきなりすぐ3年間でゼロという形ではございませんけれども、45時間を超える先生の割合というものを削減していくという形に、ゼロの計画となっております。国の方でございますけれども、国の方のその計画の部分が、この9年度までの3年間で30時間という部分の数値っていうふうなことではなく、恐らくその10年間の中での、その取組の中で、そこを目標として、そこにやっていくっていうところで、毎年その計画を立てた上で削減をしていくっていうところが、附則に盛り込まれているところだと、こちらの方としては認識をしております。たちまち愛媛県の方については、この3年間に限定しての方針でございますけれども、この3年間で、そういう形での取組を進めていくという形になっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） これ、30時間が多いのか、少ないのか。1つの例として、総務課長、砥部役場では、職員が一体どれぐらいの残業してますか。その場でえでです。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 令和5年度ベースで、7、8時間ありました。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） すいません、突然言いまして。ということは、同じ砥部町の職場におりながら、これほどの時間差があるんですね。これは、適当な時間のことかというのと、この、教育の時間外勤務に対する教員の残業時間削減を向けた計画策定を、今年から公表することを、教育委員会に義務づけられております。御案内のとおり。ですから、これから議会で、今後はこうにしますとか報告されるかと思いますが、私が申し上げたいのは、教員、特に女性の教員の方が、そういうふうに早朝からやるということは、かなりのストレス持つと思います。パーセントで12パーセントというて言うておりますけどね、私はもっと持つてると思います。推定ですが。そうしてね、もう1つお尋ねしたいのは、砥部小学校が4,000円、広田は2,000円、宮内は5,000円、砥部中学校8,000円、ストレスチェックっちゅうのがありますね。これ、どのようにするんかね。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） ただいまの三谷議員の御質問にお答えいたします。こちらにつきましては、公立学校共済の方が実施をしておりますストレスチェックというものがござ

いますけれども、そちらの方をお願いをですね、年に1回、教職員、全教職員の方にそのアンケートを答えていただいて、それを、結果をですね、分析をしていただいて、その結果に基づいて、本当に緊急性を要するようなストレスとか状況にあるっていう分については当然出るんですけども、そうでない部分については要注意とか、そういう形の部分での結果としては出るような形になっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 私の先ほどから申し上げとるのは、やっぱり砥部の学校の教員になったら、いわゆる勤務時間も短くて残業もつけない。砥部の学校に行きたいと教員が手を挙げるような、そういう政策を義務づけられておりますんで、当然考えられると思いますが、そういうことを念頭に置いて、また、これについての質問もすることもあります。こう変わりましたよと、そして、すぐ学校長に、例えば水曜日は4時半になったらもう帰りなさいと、ほんで、朝も何時まで来ちゃ駄目ですよというぐらいなね、やっぱり教育長自ら言わなんだからね、これは減りません。一回ね、宮内でもどこでもええですから、先生が入ってるとこ見よったらあれですから、役場で見よってみてください。早い時間来ておりますよ。こんな職場で、さっき言った、役場は8時間ぐらいですよ、勤務時間。これ、約束してください。ぜひ次の9月には、こういうふうには私は計画を立てましたよというような計画を聞きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。砥部小学校のケースで言いますと、やはりさっきおっしゃられたように、もう週1日、例えば水曜日はもう6時までに帰りなさいというようなですね、ことはやっている、努力はしているということではございますが、なかなかそれだけでは進まない、生ぬるいということではございます。それで、今おっしゃられたように、給特法の改正によりまして、働き方改革と言いますか、これを計画を立てて、そして公表をするというような制度になってございます。これにつきましては、施行が恐らく来年度ということになりますので、今年度中にですね、計画を立てるということに、そういう作業になるかと思っておりますので、これにつきましては学校も含めてですね、しっかりと計画を立ててですね、実行をしていきたいというふうに思っております。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 最後になりますが、今教育長が言われたように、教員の時間外勤務軽減するためには、いろんな計画を立てる、絵にかいた餅にならないように、砥部の方に、削減しましたと自慢ができるような、教育長、あなたならできるんですから、ぜひそれを考えてください。そして町長、あなたもそれに協力してですね、さすが砥部だよと、我らのまちは見てくれというように、町長、よそで言えるように、立派な教育行政につながっていくことを切に要望いたしまして、長時間言葉整いませんが、失礼をいたしましてありがとうございます。以上で終わります。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員の質問を終わります。本日の一般質問は以上とします。明日、引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

午後3時21分 散会

## 令和7年第2回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                      |                                                                                                                              |                                                                                                                         |                                                             |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                | 令和7年6月6日                                                                                                                     |                                                                                                                         |                                                             |
| 招集場所                                 | 砥部町議会議事堂                                                                                                                     |                                                                                                                         |                                                             |
| 開 会                                  | 令和7年6月6日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                        |                                                                                                                         |                                                             |
| 出席議員                                 | 1 番 大平将司<br>4 番 高橋久美<br>7 番 柿本 正<br>10 番 小西昌博<br>13 番 佐々木隆雄                                                                  | 2 番 木下いずみ<br>5 番 日野恵司<br>8 番 東 勝一<br>11 番 佐々木公博<br>14 番 西岡利昌                                                            | 3 番 佐野沙知<br>6 番 木下敬二郎<br>9 番 原田公夫<br>12 番 松崎浩司<br>15 番 三谷喜好 |
| 欠席議員                                 | なし                                                                                                                           |                                                                                                                         |                                                             |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 古谷崇洋<br>教育長 大江章吾<br>企画財政課長 小中 学<br>商工観光課長 森本克也<br>保険健康課長 岩田恵子<br>子育て支援課長 堀潤一郎<br>農林課長 池田晃一<br>上下水道課長 松田博之<br>学校教育課長 伊達定真 | 副町長 門田敬三<br>総務課長 松田 勲<br>地域振興課長 善家孝介<br>税務課長 佐々木毅<br>介護福祉課長 白形大伸<br>建設課長 門田 作<br>町民課長 土居 透<br>会計管理者 古川雅志<br>社会教育課長 山本勝彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 議会事務局長 藤田泰宏<br>専門員兼庶務係長 酒井英生                                                                                                 |                                                                                                                         |                                                             |
| 傍 聴 者                                | 9人                                                                                                                           |                                                                                                                         |                                                             |

令和7年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第2号 専決処分第4号の承認について  
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第3号 専決処分第5号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第4号 専決処分第6号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 報告第2号 専決処分第3号の報告について  
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第3号 専決処分第7号の報告について  
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第4号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第8 報告第5号 令和6年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第6号 令和6年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第7号 令和6年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第11 議案第31号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第32号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第33号 令和7年度砥部町一般会計補正予算(第2号)

日程第 14 議案第 34 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 35 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 36 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 37 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 38 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

・散 会

令和7年第2回砥部町議会定例会

令和7年6月6日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。それでは質問を許します。12番松崎浩司議員。

○12番（松崎浩司） 12番松崎浩司でございます。議長のお許しをいただきましたので、2点質問をさせていただきます。1問目は、野良猫被害の防止策をとということで質問いたします。今、全国的に野良猫は増加傾向にあり、本町でも生息が確認されている地域が複数箇所あります。野良猫は環境問題であり、生息している現場近くでは、個人の庭や遊歩道への糞尿による異臭、花壇や農作物、駐車車両への被害があります。また、ロードキル、これは、道路上で起こる野生動物の死亡事故であり、2022年現在、全国で約20万頭、これは殺処分の約17倍であり、処分費用は自治体負担となつております。これら様々な被害が発生しております。野良猫による環境問題悪化を防止する観点から、町長はどのような御所見をお持ちなのか、お尋ねいたします。2点目は、今後の水利組合の在り方ということでお伺いいたします。本町では、昭和30年代・40年代を境に、稲作から果樹や野菜栽培に転換する農家が増加し、さらに市街化区域におきましては、住宅造成・企業誘致など開発が進み、稲作面積が大幅に減少しております。そのため、水の需要が極端に減っており、水をいかに田畑に引っ張ってくるかから、いかにスムーズに重信川などの河川に流していくかが課題となっております。また、稲作農家の減少・高齢化に伴い、水利組合員も減少し、農業用水路などの維持管理に苦慮しているのが現状で、役員の確保も難しくなっております。このような現状に、町長はどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えします。初めに、野良猫被害の防止策をとの御質問ですが、本町におきましても、松崎議員の御指摘のとおり、野良猫による被害を認識いたしております。野良猫は、飼い猫や、飼い主の無計画な繁殖による子猫の遺棄などにより発生し、繁殖を繰り返すことにより増加することから、猫を捕獲して不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す、TNR活動の推進が、有効な対策であると考えております。本町におきましても、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金として、1件5,000円を上限とし、費用の2分の1を補助しており、愛媛県獣医師会による地域猫活動に対する支援や、役場ロビーでのパネル展、各小学校での出前講座で、TNR活動の啓発や動物愛護に関する学習を進めております。野良猫の増加に伴う糞尿被害等の生活環境問題により、人間との双方に不幸

な状況が生じないよう、その地域の状況に応じて、野良猫が起因となる様々な問題に柔軟かつ粘り強く対応し、不幸な命の発生の抑制に努めるとともにですね、愛猫家とそうでない方が共存可能な生活環境問題の解決と、動物愛護の両立に取り組んでまいりたいと考えております。次に、今後の水利組合の在り方はどの御質問ですが、水路などの法定外公共物は、財産管理を町が担い、草刈りや補修などの機能管理につきましては、従来からの慣習や受益者負担の観点などから、水利組合などの地元での管理としております。しかしながら、松崎議員の御指摘のとおり、担い手や農地の減少などから、地元での維持管理が困難となりつつあることは認識しております。身近にある水路は、自然環境の保全にも大きな役割を果たしており、次世代に引き継ぐべき大切な財産であることから、地域だけの課題でなく、町全体の課題として捉え、他市町の管理方法などを調査するなど、今後の維持管理の在り方について、検討する必要があると考えております。なお、地域の方が、農業用水路などの維持管理に苦慮する場合には、農業者や地域住民などで構成する活動組織が、水路や農道などの保全活動を行うことにより、10アール当たりの交付単価に基づき交付される、国の多面的機能支払交付金の活用が考えられます。本交付金は、外注することも可能であり、地域からの要望があれば、担当である農林課において、御相談に対応してまいります。以上で松崎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） 今、町長も野良猫の増える原因というのをおっしゃってくださいました。私の方で調べた中では、まず1番目に、飼い主の高齢化、これは飼い主が施設に入所したり、病気になって入院したり、また、あるいは亡くなったりすることによる飼育放棄、これが、今後は一番増えてくるのではないかとと言われております。あと、ほかに飼い主のいない猫への無責任な餌やり、また、無計画な飼育による多頭飼育崩壊といったような原因が考えられます。これらに、全てに共通した唯一の解決策は、町長おっしゃいましたように、不妊去勢手術、俗に言うTNRです。しかしながら、これはボランティアの活動におきましては、人手、体力、資金、時間の全てにおいて限界がある上、ボランティア単体での活動は効率が悪く、スピード感も満足に発揮されません。猫というのは、1回の出産で1頭から5頭、真冬を除き年3回程度出産します。1頭から、1年間で50頭から100頭に増える可能性が机上の計算ではございますが、あります。そのため、現状は全く猫の増殖スピードに見合っておらず、対応が遅れば遅れるほど、人手、体力、資金、時間の全ての負担が増してきます。それで、今の砥部町の現状があるわけです。ですから、私も調べたところ、松野町とか鬼北町は、ほぼこのTNRの手術代を、全額町で負担しております。ほかのところは砥部町レベルだと思いますけども、何がしかの理由があつての施策だと思いますが、やっぱり砥部町にも猫のボランティアという方がいらっしゃるんですね、猫がかわいそうだというので。一番の問題点は、手間は惜しみませんが、この費用ですね。1頭2万円前後する去勢不妊手術の中で、5,000円では、1頭当たり1万5,000円ぐらいの個人負担が必要になってきます。10頭だと15万円ですね。若干ばらつきがありますが、そのぐらいの費用がいる。砥部町全体に野良猫が何頭、何匹いるか、ちょっとこれはもう把握しきれておりませんが、ある

地域では60頭いるよとか、そういうような現状なんです。そして、自分たちではなかなかや  
っていくことができないんで、そういう、外部からお手伝いしてくれる人がおったらありが  
たいなという声も聞いております。ですから、手間は惜しみませんが、経済的に、費用的に  
厳しいということですので、そこんところにつきましては、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えをします。私もですね、そのTNR活動  
実際に行ってらっしゃる方とお話をさせていただいて、その方々ですね、猫を思う、とて  
も大切にしようという、その命を大切にしようという思いを聞かせていただいたことがござい  
ます。そのあたりのですね、思いと、そして負担ということもですね、十分私も理解してい  
るということですね、まず前置きに話をさせていただければと思います。その中でですね、  
2つ問題点があるというふうに感じました。野良猫の発生の原因が多頭飼育による飼育の崩  
壊であったり、飼い主の高齢化等があるというところでもございました。まずはですね、ここ  
に対してもですね、しっかりと周知ということが必要なんだろうというふうに思います。や  
はり無責任な飼育というものをですね、防ぐことが、まず不幸な命の増殖・増加を防ぐこと  
ができるという考え方もあると思いますので、その責任であったりですね、地域への影響な  
どについて、町としても広報などを活用しながら、しっかりとですね、周知をしていく。これ  
が、まず早急にできることなのかなというふうに考えた次第でございます。そして、もう  
1つがですね、そういったボランティアの方がいる一方で、なかなかTNR活動について、  
地域の方に知っていただいているのではないかとということですね、私は考えております。  
ですので、こういった制度がありますよということであったりですね、こういう1件当たり  
5,000円の補助がありますということですね、その関係者以外の方、町民の方に多く知っ  
ていただくということも、これは間違いなく必要なんではないかなというふうに思ってお  
ります。そういったボランティアの方に全て頼ってしまうわけではなくて、町民一人一人に  
ですね、しっかりそのサポートの制度などを知ってもらいながらですね、町民全体で、まずは  
こういった対策を行っていくことを、まず第一歩として進めていくべきなのではないかと考  
えた次第でございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） 私は正直申し上げましてね、やっぱり100%までは言いませんけども、  
それに近い補助金を出していただいて、そしたら野良猫の一扫はできるんじゃないか、これ  
は、去勢不妊手術をすれば、その次の世代は絶対に生まれませんからね。ですから、これか  
ら3年、5年ぐらいの間に、ある程度の予算をつけていただいたら、もう次は、砥部町に野  
良猫はほとんどいなくなる。それに伴いまして、また、今のような5,000円程度の補助金で  
もやっていけるんじゃないかと思えますけども、ここ3年、5年、できれば予算をつけてい  
ただくような考えはありませんか。お尋ねします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えをします。この3年、5年をという話で  
ございますけれども、確かに地区によって、かなり状況が様々であるというふうに認識をして

います。麻生小校区のとある地域では、かなり問題になっていたり、砥部小校区のですね、結構山際のところでも、問題と言われています。まずはですね、その実需のところを、しっかり確認するところからですね、動いていくべきかなというふうに考えます。その中で、3年、5年というのがいいのか、それとも、今ではなく、少しまだ見ていいのかというところもですね、判断するべきポイントなのかなというふうに思いますので、まずはその地域の皆さんの実情というものを、しっかりと把握するところから始めて、調査研究を行っていききたいというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） 予算的には厳しいということですので、他市町の場合でしたら、クラウドファンディングを利用して、お金を集めてるところもあるように聞いております。例えばホームページの隅と言いますかね、これは、グローバルナビゲーションと言うらしいです。よく言うところのサイドメニューですね。そこに、猫を差上げます、TNR済みの猫を差上げますというサイドメニューをつくったり、あるいは、そこから入っていくと、いろんな猫の写真があって、自分はこの猫が欲しいなと思ったら、役場に電話して手続を踏んだ上でもらって帰る。それともう1つは、先ほど申しましたクラウドファンディングの要綱をつくって、これもサイドメニューに入れる。いきなり何百万、何千万集まるということはないかと思いますが、結構な、これは効果になるのではないかと思います。言ってみりゃあ、ふるさと納税の野良猫バージョンですね。松山市なんかでは1,000万の目標に対して、105%達成と。大洲市も目標が100万が、119%達成しております。今治、伊予市、新居浜も、それぞれの数値目標を掲げて達成しております。ですから、その猫をもらってくれる方のサイドメニューとクラウドファンディングのサイドメニューをつくるようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 松崎議員の御質問にお答えをします。その手法について、そういうことがあるんだということですね、今勉強させていただいたところでございます。まずはですね、その他自治体の、今事例も挙げていただきましたけれども、そのあたりの事例の調査をやったりしないといけないところかなと思いますので、そのあたりの効果をしっかりと確認しながらですね、砥部でもできる方法があれば、実施の方向もですね、検討するべきかなというふうに考えました。まずは、その調査をさせていただきたいというふうに思った次第です。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） これから調査・研究していただいて、補助率のアップ等々につきましては、一生懸命取り組んでいただけたらと。やはり今だったら、まだ間に合う。これから、もう本当に何千匹、何万匹になる可能性もありますので、やはり住民環境、人間にとっての環境をよくするという観点で、取り組んでいただくように要望しておきます。それでは、2点目の水利組合の在り方につきまして、再度お尋ねいたします。今、多面的機能支払交付金という言葉が出ました。これ、私も農林水産省の資料を拝見して読んでみましたが、結

構やっぱり難しいですね。中には、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金というような項目が載っております。なかなか、水利組合にどの項目が適用されるのか、また、水利組合というのは、御案内のとおり1つの行政区だけで成り立っているものはないんじゃないかと思うんですね。やっぱり複数の、2つ、3つ、4つの行政区から水が流れてきて、例えば砥部川に流れたり、重信川に流れたり、そういうふうになってるかと思いますので、また、水利組合の在り方としても、連合体のような水利組合もありますし、個々でやってる水利組合もありますから、これは、町長も今相談は受け付けますというふうなお答えいただきましたので、これは、1回ですね、農業委員会と同様のような形で、全体的な会議をした上で、説明会をした上で、個別の水利組合との対応もしていただくようなお考えはありますでしょうか。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 松崎議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、この多面的機能支払交付金の活動内容というのは多岐に渡って、水利組合だけの活動を想定されているのであれば、かなり困難だと思われま。現在砥部町で、この交付金を利用している地区は、満穂地区の1か所です。ここでは、満穂の環境保全隊という組織をつくって、農業者だけではなくて、区長や老人会なども構成メンバーに入ってます。なので、これは、この活動をされるのであれば、単純に水利組合だけではなく、自治会や老人会などの別の組織も一緒に活動組織で構成されるべきだと思います。その前段で、どのような説明会が必要かと言いますと、まずそうですね、これ、要望される地区がどこかというのを、まず特定させていただく必要があると思うんですが、個別に水利組合の長にあたってみたり、区長会で、また投げかけてみますので、それからスタートということで、よろしくをお願いします。

○議長（東勝一） 松崎議員。

○12番（松崎浩司） 先ほど、第1質問で申しましたように、本来でしたら、自分とこの田畑に水を引っ張ってくる、そのための水利組合だったわけですが、今は、もう本当に大きな河川に、いかに流していくか、これがテーマになっているのが、今の水利組合でございます。ですから、これまあ本来でしたら、そこに家を建てた、工場を誘致した、そういった方々も維持管理に協力していただきたいわけですが、なかなか最初にそういう義務が免除されている中で、途中で皆さんもお入りいただいて、維持管理に協力してくださいねということは、難しい面があります。ですから、これは、今後町当局とも話し合いの上で、いかに水利組合の維持をしていくか、水路の幅を広げたり、深めたり、そういったことも含めて、ハード面も含めて、町長以下担当課と話を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で私の質問を終わります。

○議長（東勝一） 松崎浩司議員の質問を終わります。14番面岡利昌議員。

○14番（面岡利昌） 14番面岡でございます。2問質問をさせていただきます。まず最初ですね、大変最近朝と夜の温度差が大きくなっておりまして、体調には十分気をつけていただきたいと思っております。それでは1問、稲作農家への応援について質問をいたします。全国的に米不足が生じ、2024年、昨年くらいからですね、米の価格が相当高騰をしております。これまで市場価格が低い、値段が低いということが続いてきた、そういうことですね、稲作に魅力が

感じられなくなった生産者、特に若い後継者が減少をしてきました。米作より高級農産物への注目が高まり、本町も産地化の拡大として、補助金等により応援をしております。この取組は大変よいことだと思いますが、それと同様にですね、中山間地の水田農業についても、大きな応援をしてあげたらと思います。それも、希望者がいればということでもございますが、積極的に生産基盤の整備と補助金等によって応援をすべきと思います。町長の御所見をお伺いいたします。2問目でございます。中小零細企業者への支援についてお尋ねをいたします。2023年以降、大幅な賃上げが始まり、よい傾向と感じているところがございますが、一方、物価上昇も続いており、原材料等の資材も値上がりし、公共工事においても、入札不調などにより、予算や事業内容の見直しが行われております。また、特にですね、食料品の価格高騰は、品数も多く、値上げ幅も大きくなっております。世界の経済状況も大きく変化をしていく中でですね、大きな大企業も厳しい見方をしております。このことから、本町の中小零細企業者も不景気に苦しむと思われれます。そのような時に、地域経済の活性化が期待できるプレミアム付商品券など、何らかの企業支援をするお考えがあるかどうかを、町長のお考えをお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えします。初めに、稲作農家への応援についての御質問ですが、本町の稲作の状況につきましては、年々規模が縮小しており、昨年度の米の出荷額は466万円で、農産物出荷額およそ10億円のうち、0.5%程度となっております。また、本町の農地は、水稲不利地がほとんどであり、小規模かつ自給用に生産している農家が多くを占めているとともに、国の交付金を活用し、ナスやイチゴなど、高収益な作物に転換している農家も多くなっています。本町の現状において、水田整備に対する補助金は、現時点で町独自に補助する考えはございません。なお、稲作農家への支援につきましては、生産基盤の整備として、区画整理に対する国の補助事業があり、今後、連担した農地の区画整理の要望があれば、担当である建設課において、御相談に対応してまいります。次に、中小零細企業者への支援についての御質問ですが、面岡議員の御指摘のとおり、物価高騰の影響は、事業所の皆さまにとっても深刻な問題となっており、原材料費やエネルギーコストの上昇は、経営を直撃し、事業活動が困難になっているとの声もいただいております。私としましても、地域経済を支える基盤である事業者を守ることは、極めて重要であると認識をしております。しかしながら、佐々木隆雄議員の一般質問でも答弁したように、町の財政には限りがあり、今後は、より対象を絞り、実効性の高い支援に集中していくことが重要となっております。町民の皆様の生活支援とのバランスを勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） まず水田の質問でございますが、大体一番のピークのときからですね、現在どれぐらいな面積の推移がありますか。大まかでよろしいですから、お尋ねをいたします。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 面岡議員の御質問にお答えいたします。あいにくピーク時の生産量や面積については、資料を持ち合わせておりませんが、ここ最近の比較でしたら、手元に令和3年度と令和5年度の作付面積がございます。令和3年度は、当時の面積は11ヘクタールです。令和5年度は、逆に言われたと思われるんですが、17ヘクタールです。米の動向については、面積だけでは判断できなくて、実際の生産量や生産額も勘案していただく必要があるんですが、令和3年度は、米の生産量は29トンです。29.1トン。令和5年度が22.2トン。最新の令和6年産が確定値ではないんですが、約18トンです。生産額になると、令和3年度が536万、令和5年度が409万3,000円です。このとおり、傾向としては減少傾向というの間違いございません。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） また、その詳しいことは、後で教えていただきたらと思います。次ですね、職業はいろいろございます。多様でございます。そういう中でですね、農業の優先順位はどのくらいというふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。誰でもよろしいです。町長でも。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 御質問の優先順位というのは、言いかえれば、砥部町で今推進している、特に補助金を手厚くしている農産物が何かということになろうかと思うんですが、現在一番力を入れているのは、御想像のとおり柑橘を中心とした果樹です。これには理由があって、砥部町の収益の、農業の収益の柱というのは、約9割が果樹です。町長の答弁の中で、本町の農業生産額が約10億円と申し上げましたが、そのうち柑橘が約8億です。キウイなどの落葉果樹が14億、野菜が5億で、米は先ほど申し上げたとおり数百万ということですので、砥部町は、今力入れているのは果樹ということになります。以上です。

○議長（東勝一） 池田課長、1.4億円やない…、14億と言った。

○農林課長（池田晃一） 先ほどの答弁を訂正いたします。落葉果樹は1億4,000万です。失礼しました。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 何の職業も私は高いと思います。そういうところでございますけれども、私の個人的な考えでは、農業は、優先順位、非常に高いと思います。それは、なぜかといいますとですね、農業は、御承知のようにね、米が、今不足を大変しております。米作りは、農業の本命本丸ということだと思います。それは、なぜかといいますとですね、いろいろ国民の財産、生命、町民も同じです。そういう中ですね、皆さんの、消防署の職員であったりとかですね、皆さん、職員さんもあるんだろうし、大きく言えば、自衛隊の隊員の皆さんとか、いろいろございます。それぞれ予算もたくさんとってですね、いろいろやられておりますけれどもですね、ちょっと変な言い方かもしれないんですけども、腹が減っては戦はできない、そういうふうなことですね、米は日本の主食でございます。これは、大変頑張っていたかなくてはいけない。そういう中ですね、いろいろあって、その中で、あまり関心ないよということはないんかかもしれないんですが、町長さんの、ちょっとそこら辺

の御所見というか、お考えを、ちょっと聞きたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。本当にですね、昨今ニュースでも取り上げられております、令和の米騒動などという言われ方をしている中で、この水田であったり、稲作の捉え方というものが再評価、そして、取組を変える時期にも来ているんだらうということは、皆さんも御案内のとおりでございます。国のですね、政策も大きく変化するタイミングでもあると認識しておりますので、砥部町としても、その国の動向をしっかりと注視しながら、できることをですね、国の補助と併せてやっていくことが必要であるというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） その上でですね、中山間地の米作り、田んぼですね、こういうところにですね、やはり、もう放棄しないように、しっかりとやれるような応援をしていく。そういう中で、やはり畦と言いますかね、そういうコンクリで作る、普通は僕らが穴開けたりとか、プラスチックの貼ったりとか、非常に手間がいてですね、もう、その割には米価は安いというんで、だんだんやめられる方が多いと思いますが、そこら辺をですね、もっとやりたい人がおれば、中山間地の田もですね、しっかりと作っていただくような、農機具入りやすい道とか、畦畔と言いますかね、そういうもんを作る、そのために費用を、もっと応援したげる考えがあるかどうかを、お伺いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。農業に従事される皆さんの支援というものはですね、必要に応じて、しっかりと、その実需に応じながらですね、実施をしてきているというふうに理解しております。その中で、コンクリートの畔についての御質問ですけれども、コンクリート製の畦についてはですね、その効果というものが、評価が分かれるところであるというふうに、私も理解しております。そのですね、費用対効果などの面もありますので、今のところ特に実需等も上がってきておりません。ですので、今のところは検討はしていないというところが回答でございます。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） ちょっと危機感を感じられていないようでございますね。軽視を、農業の田んぼ作りにおられるんではないかというような感じはいたします。補助ですから、そのね、100%、100万あるもんを100万出せということではなしに、やっぱり持ち主さんが80万出すよと、それで20万ぐらいではどうでしょうかというようなときには、やっぱり考えてあげてですね、こういう大事な仕事ですから。主食がなくなったら本当に何もできませんよ。やっぱりそういうことをですね、砥部町だけでそういうこと、やってもどうかということでもありますけども、小さな第一歩としてですね、町から始まって、そういう考えは持っていた方が、私はいいいんではないかと思うんですが、農林課長どうですか。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 面岡議員の御質問にお答えします。議員のお気持ちも十分わかる

んですが、承知しておるんですが、先ほど町長が申し上げたとおり、現在のところ、畦畔をコンクリート化したいと要望は聞いておりません。むしろ、それよりも今は、水田から他の作物に作付転換をするという方や、水田を手放すという方の方が多くて、むしろいかに農地を保全していくの方が問題となります。おっしゃってるコンクリート畦畔についても、県内の先進地では、コンクリートでなしに、むしろ土土手というのが主流でございます。その意味でも、町長がメリット・デメリットがあるとお伝えしたところなんですけど、なので、まずは要望をつかむところからスタートしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） これは、どちらが先か、卵か鶏かということでございますから、ちゃんとやっぱりね、応援をしてあげて、きちっとしたそういう水田、あと、費用のかからない、まあまあ比較的楽で、農業ができるというようなことになれば、そういう耕作放棄地とか、だんだん農業をやめていくという方が減ってくるんだらうと思います。これは、先ほど言ったように、主食ですから、米はですね。そんな、あんまり簡単に考えられてですね、もうお任せします、もうやめたらそれでいいんじゃないですかという問題ではないような気がするんですけど。あまりちょっと考え方が、人それぞれですから、それはもうそうだろうと思いますけれども。もうちょっと、やっぱそういうことには、というのが、やっぱり中山間地のはですね、そういう水田はですね、水源管理は、先ほど言われた、ため池の小型版的なものもありますから。そういうもんが、やっぱしっかり機能しておれば、水源にも、夏の干ばつとかですね、洪水のときの調整弁に、少しは寄与すると思いますから。そういうことはあまり考えられませんか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。その流域治水という考え方に基づく水田ダムということの重要性については、十分に理解をしているつもりでございます。一方で、過去のですね、砥部町の農業生産の作付の転換が行われていることであつたりですね、砥部町が従前のおり果樹のところに特に力を入れてきたことによる、農業の、そのですね、何ていうんでしょう、農業の、政策のこれまでの推移というものもあり、現状のですね、売上げ、生産高、面積になっていることというふうに理解をしております。ですので、回答にはなりますが、その重要性については十分に理解をしておりますので、これからのですね、国含めた米に対する政策の変化の動向を見ながら、砥部町としても取れる方向を考えていくべきだというふうに思っているというところが、私の答弁でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 米作りは農業の本丸ですから。そして、やっぱり国民の一番根本でございます。農は国の元と言われるような言い方もありますが、もうちょっと真剣に、しっかりと考えていただきますようお願いをいたします。次、第2問のですね、中小企業の応援。これはですね、いろいろあるとは思いますが、予算の使い方、いろいろあるとは思いますが、やはり、ちゃんとまちのいろいろな業界がですね、しっかりと機能をしていくように応援をしたげる。それは、形はいろいろですから、プレミアム券をつくるということ

も1つですよという具体的な提案をただけで、いろいろあると思います。やはり、あのね、蜜蜂でも働き蜂があって、ちゃんとできるんですから、そういう人が働いていただいて、税金をちゃんと納めていただくから、町政が成り立つんですよということもありますが、そういうことも頭に置いて、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。そのですね、町内の事業者の皆さんがこれまでと同様に、元気に、そのですね、商業活動に取り組んでいただくことが、砥部町にとっても、本当に大きな、大事なことであるというふうに認識をしています。もちろんそれはですね、砥部町の税収の安定化という側面もありますが、それ以上に、地域の事業者の方が、この砥部町に様々な形で還元をしていただいているということも含めての発言でございます。そういったですね、中で、中小事業者の皆さんがしっかりと生産活動、商業活動していくための支援というものも、もちろん必要であるというふうに考えるんですが、昨日の一般質問で佐々木隆雄議員からですね、町民の皆さんの声のお話がありました。そういった、本当に困窮をされている地域の方もいらっしゃいます。そういった皆さんのですね、バランスをしっかりと見ながらですね、そのあたりは考えていけないといけない。これもですね、限られた財源の中でありますので、その難しさというのは十分にあるんですが、しっかりと皆さんの声に耳を傾けながらですね、その支援というものを考えていきたいなというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） しっかりといろいろと考えてるという町長のお言葉をですね、受けとめて、見守っていききたいと思っております。例えばですね、いろいろな中小企業ございます。その中で、特にですね、今、南海トラフとか、いろいろ災害が近づいておるといような事でございますが、そういう中で、やはり地元ですね、建設業の皆さんがしっかりと活躍をしていただかなければですね、もし災害が起こったときには、もう大変なことになりますから。もう防災士とかね、いろいろな人をたくさん養成するのも、これも私は大切なことだと思っておりますけれども、実際に災害が起こったときに役に立つのは、やっぱりね、重機であったり、そういうことができるオペレーターとか、そういう人がいなくてはですね、なかなか前向いて災害復旧などは進んでいきません。水道にしたって、何にしたって、そういうところのお考えは、ちょっとどういうお考えをしたらいいのかお聞きしたいんですが、誰でもいいです。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをします。その災害時におけるですね、建設事業者の皆さんの力というものは、本当に大切でありますし、砥部町としてもですね、しっかりと、どんな形で手をつなげばいいのかということ、今考えております。それはですね、具体的に、例えば協定を結ぶとか、そういったことができないかということ、今、防災の担当でも考えておりますので、そういった形で、町内の事業者の皆さんと、南海トラフ巨大地震等が発生した際、しっかりと対応していただけるような形を、今模索しているところでございます。もちろんですね、建設業の方もそうですし、町内には製造業の方で

あつたり、運送業の方もですね、多くいらっしゃるところで、そういった多種多様なですね、事業者の皆さんと、どういうふうに連携を進めていくべきかというのは、今必死に検討しているところでございますので、その重要性和、これからについては、十分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） いろいろ多様な職業がございましてですね、今、特に町長言われた、運送業とかも言われましたけれどもですね、道路が崩壊してですね、もう家が倒れて道がふさがれたよっていうときには、やっぱり業者が来てですね、きちっと整備をしなくては、なかなか通れませんから。そういうことも含めてですね、しっかりと考えをさせていただいて、多分していただけたらと思います。本当に将来、砥部町はよかったなど、皆さんが安心な、そういうこともきちっとできるまちだから行きたいなというような、まちを目指していただきたいと思います。今日は、いろいろとめんどいことを申し上げたような気がしますが、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（東勝一） 面岡利昌議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時35分の予定です。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。5番日野恵司議員。

○5 番（日野恵司） 5番日野恵司でございます。2日目の、もう最後の質問者になります。あとしばらく御辛抱していただけたらと思っております。それでは通告に従いまして、2問の質問をさせていただきます。熱中症に関する取組についてということでございます。近年、地球温暖化の影響による夏季の気温上昇は顕著であり、全国的にも熱中症による緊急搬送や死亡例が増加をしております。特に、高齢者や子ども、基礎疾患のある方は重症化のリスクも高く、住民の命と健康を守るため、行政の対応が強く求められております。また、熱中症警戒アラートの運用が始まり、町民への情報提供や対策支援の在り方も問われておるのが現状でございます。このような背景から、本町における熱中症予防への具体的な取組についてお伺いをしたらと思います。まず1つ目、過去数年間の熱中症による緊急搬送の件数やその傾向について。2つ目には、一人暮らしの高齢者や高齢世帯への見守りや支援策はどのようになっているのか。3つ目には、保育所・幼稚園・学校における熱中症対策の実施状況と指導体制は。4つ目は、警戒アラート発生時の対応をどういうふうに行っているのかと。5つ目には、住民や関係機関への周知方法、これはどうなっておるのかと。6つ目でございますが、誰もが一時的に涼をとれるクーリングシェルターの募集状況は。気候変動による猛暑が常態化する中、今後どのような対策を本町として強化していくのか、町長の御所見をお願いをし

たいと思います。大卒2つ目の質問でございます。孤独・孤立対策推進法に関する取組について。令和6年4月に施行されました孤独・孤立対策推進法は、地域社会における孤独・孤立の問題に取り組むため、国及び自治体に対しまして、関係機関や民間団体との連携を推進し、必要な支援を講ずることを求めています。現代社会におきまして、高齢者のみならず、若者、ひとり親家庭、障がい者、生活困窮者など、多様な人々が孤独・孤立への不安を抱えており、本町においても無縁社会の進行が懸念をされとります。本町が、この問題にどう取り組んでいくのか、具体的な支援策について、以下の内容をお伺いをしたいと思います。1つ目、孤独・孤立の実態調査や分析は実施しているのかどうか。2つ目、各課との連携による横断的な支援体制及び窓口の設置状況はあるのかないのか。3つ目、関係機関・民間団体、民生委員や福祉団体あるいは地域ボランティアなどがございますけれども、連携をした支援は構築されておるのかどうか。4つ目、高齢者・若者・子育て世代・ひとり親家庭への支援策はあるのかどうか。5番、住民同士のつながりを促す取組や交流拠点として、居場所づくりなどの方針はあるのかどうか。以上の内容について町長の御所見をお願いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えします。初めに、熱中症に関する取組についてとの御質問ですが、まず、過去数年間の熱中症による緊急搬送の件数やその傾向につきましては、2021年9件、2022年14件、2023年13件と10件前後でありましたが、昨年度は、6月から9月までの4か月間で41件と激増しており、そのうち、65歳以上の高齢者が26件と全体の63.4%を占めていることから、独居高齢者や高齢者世帯への対策の必要性を実感しております。なお、18歳未満の子どもについては5件と全体の12.2%となっております。2つ目の一人暮らしの高齢者や高齢世帯への見守りや支援策はどのように行っているのかにつきましては、介護認定調査員や地域包括支援センターのケアマネージャーが訪問する際に、厚生労働省や環境省の熱中症予防のリーフレットを、毎年、熱中症が危惧される6月から配布しております。また、民生児童委員と社会福祉協議会の職員が、一人暮らしや高齢者のみの世帯を訪れる見守り訪問の際にも、同リーフレットを配布しております。3つ目の保育所・幼稚園・学校における熱中症対策の実施状況と指導體制は及び4つ目の警戒アラート発生時にどのような対応をしているのかにつきましては、まず、保育所及び幼稚園では、熱中症ガイドラインを策定し運用しております。内容としましては、熱中症指数計を導入し、暑さ指数に応じた活動を行うとともに、定期的な給水や、常時、水筒補充用のお茶や乳幼児用のイオン飲料、経口補水液を用意しております。なお、警戒アラート発生時の対応につきましては、プールを含めて屋外活動を極力避けるとともに、エアコンを適宜使用し、温度管理や換気を徹底しております。また、町内の小中学校では、授業や学校行事での熱中症防止項目を掲げ、国、県の通知やマニュアル、ガイドラインを基に、各校で定めている危機管理マニュアルに沿って対応しております。具体的には、暑さ指数WBGTを基準として、運動や活動量の制限、また、運動前、運動時の健康観察や適度な休憩、水分補給などへの配慮にも心がけております。熱中症の未然防止だけにとどまらず、熱中症にかかった場合にとるべき緊急

時の対応についても、教職員間の共通認識を図るよう努めております。5つ目の住民や関係機関への周知方法はどのように行っているのかにつきましては、昨年度は、7月の第1週に熱中症警戒アラートが初めて発令されてから、住民や関係機関への周知として、防災無線による一斉放送を6回、防災メールを4回、ラインを1回と、合計11回の熱中症対策の注意喚起を実施しております。また、今年度は、7月広報と併せて、熱中症対策に関するチラシを全戸に配布することとしております。6つ目の誰もが一時的に涼をとれるクーリングシェルの募集状況はにつきましては、県内に熱中症特別警戒アラートが発表された際には、本庁舎1階、中央公民館2階及びひろた交流センター1階のロビーを開放することとしております。なお、現在、民間施設からの応募がなく、指定している施設はない状況となっております。地球温暖化の影響による猛暑は、今後も継続することが見込まれることから、土日祝日にも開放可能な施設の検討や、民間施設などへの働きかけを行ってまいります。日野議員の御指摘のとおり、近年の夏の気温上昇は顕著であり、今夏も例年に比べ、全国的に高いと予想されております。また、昨年4月1日から施行された改正気候変動適応法の施行規則において、過去に例のない広域で危険な暑さを想定した熱中症特別警戒情報が新たに規定されております。県内において、熱中症特別警戒アラートの発令は、昨年はありませんでしたが、これまで申し上げた取組の徹底・強化を努めてまいりたいと考えております。次に、大卒2点目となる孤独・孤立対策推進法に関する取組についての御質問ですが、まず、孤独・孤立の実態調査や分析は実施しているのかにつきましては、法律に基づいた実態調査は実施していませんが、今年3月に完成した砥部町第3次健康づくり計画の策定に当たり、令和5年12月に無作為抽出の住民アンケートを実施し、20歳から74歳までの814人から回答を受けております。最近1か月の間に自分は孤独だと思ったことがありますかという質問では、43.9%の方が全くない、33.3%の方があまりない、16.7%の方が時々ある、4.3%の方がよくある、1.8%の方が無回答という結果となっており、およそ21%、171人の方が「ある」と回答されております。また、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定するに当たり、無作為抽出した高齢者の方にアンケートを実施し、閉じこもり傾向リスクに該当する方の割合は13.7%で、年齢構成別に見た該当者の割合は、後期高齢者が19.3%、前期高齢者が9.1%、また、家族構成別に見ますと、一人暮らしの方が17.3%と最も高いことから、後期高齢者で一人暮らしの方の閉じこもり傾向が多くなっております。2つ目の各課との連携による横断的な支援体制及び窓口の設置状況につきましては、孤独・孤立の状態となる要因やその状態が多様であることから、窓口を一本化せず、関係する課が連携し、一体となって、横断的に個別の支援から地域支援へとつなげております。3つ目の関係機関・民間団体と連携した支援は構築されているのかにつきましては、複雑化、多様化する課題に対し、社会福祉協議会、民生児童委員、地域ボランティア、地域サロン、カフェ、老人クラブといった住民同士の集まりの場などと連携を図り、多様な人々や組織と協力し合うネットワークを構築することにより、課題解決につなげるとともに、必要な支援を行っております。4つ目の高齢者・若者・子育て世代・ひとり親世帯への支援策はあるのかにつきましては、まず、高齢者への支援といたしましては、老人クラブの会員が、地区の一人暮らしの高齢者を訪問するふれあい訪問

事業、日中の見守りを兼ねた配食サービスや、もしもの時の緊急通報装置設置事業における健康相談などを行っております。次に、子育て世代に対しましては、NPO法人とベ子育て支援団体ぽっかぽかに委託して実施している「つどいの広場」や、児童館で実施している「幼児クラブ」、子育て支援課横の「とべっくら」など、コミュニケーションの場を設け、子育て中の孤立や悩みに適宜対応するとともに、生後4か月までに保健師等が全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、子育て世代と積極的に関わりを持っております。また、ひとり親に対しましては、経済、就業、生活支援や各種相談窓口を掲載した「ひとり親家庭のしおり」を配布するなど、支援策の周知に努めております。さらに、愛媛県が運営しております「えひめ孤独・孤立対策相談窓口・支援情報サイト」も活用し、必要な支援につながるよう情報の提供も行っております。5つ目の住民同士のつながりを促す取組や、交流拠点として居場所づくりなどの方針はあるのかにつきましては、法の趣旨にのっとり、孤独・孤立対策は、予防の観点が必要であり、当事者や家族等が支援を求めやすく、周りの方が当事者への気づきや対処しやすい環境を整備すること、また、日常の様々な分野において、緩やかなつながりを築けるような多様な居場所づくりを推進するよう考えております。国が提案する「つながりサポーター」の養成まで行いたいところですが、既存の団体や協議体を活用した地域課題の共有、関係者間のネットワークづくり、3つ目で答弁しました住民同士の集まりの場の活用、また、障がいのある方にはなりますが、地域活動支援センターなどの居場所を活用してまいりたいと考えております。近年深刻化している孤独・孤立問題を社会全体で解決するためにも、孤独・孤立対策推進法が制定され、本町としましても、孤独・孤立は誰にでも起こりうる問題として捉え、支援を求めている人の課題を関係機関と共有しながら、包括的に支援していく体制を整えてまいりたいと考えております。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 大変多くの答弁をいただきまして、ありがとうございます。控えるのも大変でございまして。それでは、まず一番最初の熱中症に関する取組についてでございますが、これは、実は令和4年の第3回定例会におきまして、盛夏期における熱中症対策についてはということで、前回の時に質問をさせていただいております。あれから3年たっておりますので、その後の気象状況の変化とか、あるいは行政の取組内容というものも含めて、ちょっと今回は詳しく、前回のときは大枠な考え方を中心にお聞きしたわけでございますが、今回は質問形式で、細かい部分について、ちょっとお聞きしたいなという形で、こういう形にさせていただきました。まず1つ目の数年間の緊急搬送の状況でございます。先ほど聞きますと、2021年とか22年、23年については大方10件とか13件とかいうふうな形で推移しておったんですが、昨年の25年については41件と、4倍近く増えてると。この状況をですね、これは、なぜこのような状況になってるのかということは、分析されておりますかどうか。その点、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 日野議員の御質問にお答えさせていただきます。分析ということま

ではしておりませんが、恐らくコロナ禍であったことの影響もあるのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 件数が減ってるのは、コロナの影響もあるだろうと。あの時には、外出が大分控えておりましたので、そういう点で室内におったということなので、熱中症の緊急搬送が少なかったからと言うふうなことだと思いますけれども。実はこれ、全国的な傾向も一緒でございますけれども、愛媛県もですね、同じように調査をしてるんですね。緊急搬送の実態調査というのをやっております。一つにはですね、これは、どこだったですかね、愛媛県気候変動適応センターというのが東温市にありまして、そこが調査をしておる内容だと思いますが、愛媛県における熱中症による緊急搬送の状況というふうなことで、平成22年以降、毎年700人前後で推移をしておったと。平成30年には1,200人を超えた。元年には及び令和2年も800人ぐらい。先ほど言われました、令和2年、3年はコロナ禍の影響で減少の可能性があったと。令和6年にはですね、砥部町も41件と増えておりますけれども、過去最多となる、愛媛県で1,478人がですね、緊急搬送されてると。全国では9万7,578人。非常に、平成20年以降、第1位だそうです。そのぐらい昨年度はですね、暑かったのか何かちょっとわかりませんが、緊急搬送が急激に増えたというふうな状況でございます。傾向としては砥部町も一緒だと思いますが、年齢別に言いますと、高齢者が最も多いということですね。砥部町も、先ほど63.4%ですか、41人のうち26人については高齢者だと。6割強ですね。この愛媛県もそうなんですね。高齢者が最も多いということでございます。発生場所ですが、砥部町の方は、先ほど回答にはございませんでしたけれども、発生場所がですね、これも前回の、私が令和3年に質問した時も同じでございますけども、住居が一番多いと。住居がですね。ですから、高齢者の場合の方になりますと、多少体調のこともあって、温度的な変化があんまりこう感じられない人もいらっしゃるかなというふうなことなりですね、あるいは、クーラーをつけて電気代がいるからといって我慢されてる方も当然ながらいらっしゃるわけでございます。そういう方々がですね、熱中症で、住居でかかり得る可能性が高いということですね。ですから、これが熱中症の一番のベースなんですね。これ、年齢が若くなるにつれて、件数が減ってくるはずなんですね。それは、なんでかといいますと、小学校、中学校なんかになりますと、通学するだけでもですね、暑さにだんだんだんだん慣れてくるわけですね。慣れてくると、熱中症にはかかりにくい。ですから、年齢が低くなるほど、かかりにくいだろうと。先ほど、砥部町も18歳以下で5件、12%というような話をされておりますので、本当に少ない。だから、小中学校でもですね、外で運動するから熱中症にかかりやすいだろうというふうな、側面的にはそう思いがちなんですけども、結果的には、暑さに慣れてる関係でですね、熱中症の方には、あんまり体力的に、適応能力があるみたいな、そういう形になってるわけですね。それが特徴だと思います。これは、もう全国的にも同じような内容でございます。愛媛県だけじゃございません。それから、問題のですね、熱中症警戒アラート。これが、令和6年の発表もですね、合計47回発生をしております。7月が15回、8月に23回、9月が9回、合計47回。これは、熱中症警戒アラートの方でございます

ますが、それからしますと、8月がですね、極めてやっぱり、7月、8月がもうポイント。8月の場合は、学生さんは夏休みに入りますので、自宅でおるというふうなことになりますけれども、高齢者の場合はですね、この7月、8月、要注意というふうなことでございますね。ここにですね、全国の都道府県別の緊急搬送のですね、令和6年の7月だけでございませぬ、7月だけでございませぬけれども、資料がございませぬ、先ほど、愛媛県の場合はですね、全体的には1,478人と言いましたけれども、この1,478人のうちの、606人は7月だけに発生しておるわけですね。もう数値はおんなじで、高齢者が一番多いと。若年層になるにつれて少なくなってくると。一つ注目するところ、注目といいますか、この603人のうちですね、3人はお亡くなりになつとるんですね。熱中症によって亡くなっておると。ですから、熱中症は、本当にもう死と直結する。高齢者の場合はですね、その可能性が高いと。したがって、このところを重点的にケアしなければならんというのが、私は現状じゃなかろうかと思っております。そこで、質問になるわけですが、2番目のですね、一人暮らしの高齢者、高齢世帯の見守りの支援策はということでございませぬけれども、社協とかですね、民生委員の方の訪問の際のリーフレットの配布をですね、やりますよと。前回のときもですね、人が集まる教室かなんかのときに、そういうリーフレットを配りますよというふうな形ですとるんですが、なかなかそれをですね、高齢者がいただいて、それを実践的に家庭内でやるかといったら、なかなか難しいのかなあと。もう少しですね、強力な、なんていいますか、周知方法はいるんじゃないかと。とりわけ警戒アラートのときにはですね、先ほども出ておりましたですけども、防災無線ですとか、あるいはもうLINEですとか、メールを送るとかというやつですね、何回かこう対応されておりますが、なかなかその高齢者についてはですね、LINEやメールをしたところで、それを見るかどうかの問題もありますし、なかなかそこまで徹底できないというのが状況だろうと思えますし、また、防災無線、こういうなものもですね、してはおりますけれども、屋外におればよく聞こえるんですけど、室内だとお耳の悪い方もいらっしゃると思いますので、なかなかそれはどういうふうな内容を言はんじゃろかというふうなことはですね、なかなか聞きづらい方もいらっしゃる。だから、この周知の方法が非常に難しいというふうなことは、正直私も思っております。したがって、先ほど広報と一緒にですね、7月に、パンフレットを全世帯に配るというふうなお話がありましたんですけども、非常にありがたい話で、そのパンフレットをですね、もういつでも目に見えるところに置いていただくというふうなものも含めて、記載をしていただいたらですね、非常にありがたい。前回の質問の時にですね、もう冷蔵庫のところに貼れるようなですね、もう常に目に見えるところに、対策としては、こういう飲料水を飲んだ方がいいですよとか、薄着がいいですよとか、風通しをよくしてくださいねとかですね、あるいはもちろん冷房をつけてくださいというふうなことも含めて、そういう細かいことをですね、高齢者にわかるような文言でもって、パンフレットをつくっていただいて、配布していただいたらというふうには思っております。それから、3番目のですね、保育所・幼稚園・学校における熱中症対策の実施状況ということでございませぬけれども、幼稚園と保育所については、熱中症のガイドラインがあると。中学校については、その危機管理マニュアルというのがありま

すので、その中に、熱中症関係の文言を入れてるというふうなことでございますが、実はここにですね、「学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引き」というふうなことで、これは、文科省とですね、環境省が出しておる令和6年4月の追補版でございます。この1ページ目にですね、こういう書き方をしております。環境省・文科省は、令和3年5月、学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会において検討を経て、学校において実際に行われる熱中症対策の事例や判断の参考となる事項について取りまとめた「学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引き」を作成したと。これを見本につくってくださいということなんでしょけれども、この手引きについては、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成改訂に資することを目的としてつくられておるということでございます。最後、ちょっと中を抜きますけれども、各学校設置者におかれましては、本追補版や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において、熱中症対策の推進が図れるよう、ガイドラインの策定改訂が必要な指導や助言等を行っていただくようお願いいたしますということで、これは、義務化でないんですね。推奨なんです、ぜひつくってほしいという、環境省とかですね、あるいは文科省の要望でもあるように、私は思っております。ちなみにここにですね、松山市のガイドラインがあります。松山市立学校熱中症対策ガイドライン、令和5年5月につくってるもので、もう最近ですしね、最近つくってるもん。これ、松山市教育委員会がつくっておりますが、これは、いわゆる文科省と環境省のですね、手引きを参考にしてつくつとるもんだと思うんですね。ほぼ中身としてはおんなじなんですけど、私が、一番ちょっと注目したいのはですね、熱中症警戒アラートの活用についてということで、熱中症警戒アラートの発表時の対応例というのがございます。熱中症アラートというのはですね、翌日の5時に発表があります。当日の5時、2つ発表するわけですね。その時に、学校に、事細かく書いてるんですね。8時に、暑さ指数の測定をまずすると。それを記録する。そして、誰先生が、それを記録するということまで書いてるんですね。それを、8時5分にですね、指針に基づいて、授業等の対応を決定すると。ですから、あんまりその警戒アラートが出てですね、授業に支障があるのであれば、この時点で、もう体育の授業、今日やめようかと。あるいは、室内に変えようかという判断を、この時点でやるということですね。そういうふうなことを、全て、こう流れ的に書いてるんですね。今現在、中学校にあるですね、危機管理マニュアルというのは、もう本当に十行ぐらいのところ、いろんな災害とか、いろんなものが入ってる中の1つのものとして熱中症の項目があって、それをやっていると。あとは、県のこれと同じですね。これと同じようなやつを、恐らく参考にしながら、中学校の方は、もう小学校もほうですけど、運営されてるんだらうと思いますが、これをですね、やはり自分とこで、砥部町として、教育委員会として、作成したらどうかというふうに私は思うんですが、教育長のお考えを聞きたいというふうに考えております。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 日野議員の御質問にお答えいたします。日野議員のおっしゃるとおりですね、危機管理マニュアルについては、各学校ごとに作成をしております、そ

の中で、熱中症に関する対策等をしております。確かに書いてる内容については、もう本当に箇条書き程度の文で、別で、基本的にその対応・対策、それとチェックリストというところで、個別に対応しているという現状でございます。なかなかそれだけではちょっとわかりにくい、ちゃんとしたガイドラインをとという御指摘だと思いますので、そういう形で、また各校ともですね、相談をして、よりわかりやすく、なお、またその中で、砥部町独自で、何かこう盛り込んだらいいようなこともあるようであればですね、その辺を加味しながら、また、作成については、前向きに検討の方をさせていただきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ぜひですね、前向きに、独自のものを含めた内容の熱中症ガイドラインを作成していただきたいというふうに思っております。それから、住民の周知方法、その前の保育所・幼稚園の方については、そういう形でいいです。警戒アラート発生時の対応についてもですね、これは、先ほど言ったガイドラインができれば、その内容で、しっかりとやっていただく。幼稚園の方についても、熱中症予防対策マニュアルというですね、こういうふうなものをちょっといただいてありますが、ちゃんとしたのができておりますので、これに、もう少し具体的な内容も少し盛り込んでいただくと、大変助かるなというふうに思いますので、それも含めて、御検討をしていただいたらというふうに思います。それから6番目のですね、クーリングシェルターの募集状況はということで、現在のところは1件もないということでございます。これも、熱中症特別警戒アラートが出たときにだけ開設するというふうなことで、今現在は、先ほど町長答弁のありました中央公民館とですね、この下という形で、これと、広田と3か所ですが、これ、担当課長にお聞きしたいんですが、これ、募集してですね、去年の4月1日で募集案内を出してると思うんですが、もう既に1年以上たってるんですが、それでもないということですけど、これは、どのようにお考えなのか。どういう理由でないのか、そこら辺、少しお考えになったことございますか。ちょっともしお考えがあれば、お聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） 日野議員の質問にお答えいたします。確かに1年ほどたって、1件もまだ募集がない状況ということで、周知の方がまだ足りてないところも考えております。今後といたしましてはですね、町内の大型スーパーとか、イトインスペースを備えたコンビニ等、こちら、休憩スペースございますので、こちらに対して、今度は協力の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 周知の方法もですね、しっかりとまたお願いをしたらと思いますが、私の方で考えますとね、例えば、フジとか、セブンスターとか、Aコープとか、こういうところにお買い物に行けばですね、当然冷房が効いてるわけなので、そこで30分ぐらい買い物したら、そこそこ涼はとれるというふうなことは思うんですけども、こういうふうにはですね、特別警戒アラートが発生したときに、こういうクーリングシェルター、誰でも行けるクーリ

ングシェルターっていうのは、国の方からは推奨されてるわけで、本町の方においても、とりあえず3か所はつくってると。それも、民間にどんどん拡大してくださいよという意味合いだろうと思うんですが。これ、町長にお伺いしたいんですが、今2か所ですね、広田1か所、これ、向こうの方に1つもないんですね。行くんであれば、やっぱり近くじゃないと、なかなか行きづらいというか、その、近くにあってもですね、わざとそこまで行くということも、非常に厳しい方もいらっしゃるわけですね。ですから、例えばここまで、例えば高田の方から来ると、もう、それだけでも大変だということを思いますが、もう少し、この下といえますか、松山寄りの方にもですね、拡大する方向が検討されてないのかどうか、その点お伺いしたらと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えをいたします。新たにほかの地域の偏在を変えるために、対象としてはどうかという御質問だというふうに理解をしました。確かにそこに関しては、前向きに検討していくべきだなというふうに考えております。具体的には、原町の総合福祉センターであったりというのも対象でありましょうし、そのほかにもですね、砥部地域のものもですね、新たに追加するなどというのは、十分に考えられるのかなというふうに思っております。先ほどですね、町民課長からもですね、回答いたしました。民間企業のクーリングシェルの導入状況を踏まえて、じゃあ砥部町がどこを開いていくのかってということもですね、併せて考えていくことが必要であるというふうに考えておりますので、その、新たな民間と砥部町としての施設ですね、クーリングシェルの設置については、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ぜひ民間のところもね、ちょっとバランス取りながら、やっぱりしていただいた方が、やっぱり確かにいいと思いますので、その内容で、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思っております。以上で私の方の1問目の質問についてはですね、終わりたいと思いますけれども、最後に、今年の夏についてもですね、恐らく災害級の暑さがかかるだろうというふうなことが予定をされております。先ほど言いましたように、一歩間違えば死に直結する内容でございますので、個人はもとよりですね、行政として、対応していただくようお願いをして、この1問目の質問については終わりたいと思います。大枠2問目のですね、孤独・孤立対策推進法に関する取組でございますけれども、実態調査はしてないと言うことでございますが、なかなかこれはですね、私も質問をつくるに当たって、いろんなその方面で検討をしてみてわかったんですが、なかなか難しい。難しいというのはですね、どういうことかと言いますと、いろんなところとかぶってるんですね。保険健康課、例えば子育て支援課とか、総務もそうでしょうけど、いろんなところとかぶってるので、ここだけ特記してですね、するというのはなかなか難しいのかなというようなことは、質問する側ではございますけれども、いろいろ調査をしておいたら、そういうふうには実際は感じております。したがって、この法律自体もですね、知らなかったというふうな方も、かなりおるんじゃないかと思いますが、そういう中で、なかなか実施してるのは、数少ないだろうと思

ますが、実は愛媛県の方がですね、実はやってるんですね。愛媛県の方が、この調査、国もそうですけども、愛媛県の方は2,000人ぐらい、国は2万人ぐらいを対象にしてですね、これ、Webの方でやってますね。いちいちこう本当に無作為にやってるんだと思いますが、そういう中で調査をしてる内容、この内容が、愛媛県の孤独・孤立実態把握に関する調査概要版という調査書なんですけども、令和5年の3月に愛媛県がやってます。先ほど言いましたように、16歳以上の個人に対して2,000人、調査の方法としてはWebモニター調査ということで、令和4年の12月27日から令和5年の1月5日までの間ですね、2,000人やってるようでございます。この中には、先ほど答弁の中にありましたように、一人暮らしの高齢者の方が、一番そういう感覚を持つてるなというふうなことの調査内容も、全国も一緒だと思いますけども、詳しく載ってるんですけども、なかなかこの孤立あるいはその孤独というのはですね、非常に難しいですね。どういうものを、そしたら孤立と言って、どういうものを孤独だって言うんだと。この、何というか、さじ加減とか境界というのは、非常にわかりにくいんですけども、まず孤独というのはですね、主観的な感情でございます。周囲に人がいても、つながりを感じられない、心が満たされないといった内面的な寂しさや疎外感があるということですね。孤立とはですね、もう客観的に、家族やあるいは地域との接触は全くない、こういう方が孤立になるんだそうです。したがって、孤独の場合はですね、心の状態、主観的な心の状態、孤立の場合はですね、客観的な社会的な状態、こういうものを孤立・孤独として分けておるようでございます。そういうことからすると、先ほどの実態調査するのも、なかなか難しいなと。どういう人たちにしたらいいのか、本当にもう無作為に送ってですね、書類を送って、このアンケートの内容で回答してみてくださいというふうな形でないと、なかなか難しいのかなと。したがって、やるのも難しいと。先ほど答えにもありましたような、例えばですね、3月にできとった健康プランのガイドがありました。ガイドの本が。ああいう中で、つくる段階において、アンケートを実施してですね、これと似たようなアンケートになると思うんですが、その中で、大体一人暮らしの方の閉じこもりが多いですよというふうなことだと思います。それから、各課との連携、これについてもですね、窓口を設置したらという質問を私はしたんですが、なかなか、その窓口一本化するの難しいと思います。私としては、どこに行ったらいいのかと、こういう例えば悩みの方がですね、どこに行ったらいいのかと、民生委員さんなんか、その見守りの中で、こう話しに行って、こういう悩み持っとなよと、そしたら、1回相談に行ってみるかねと言うて、民生委員さんと一緒に来たときなんかだと、またその行き場所がわかるんですけども、個人でなかなかここに来るとするのは、なかなか勇気がいる。ですから、そういう人たちがですね、悩みを受けれるようなところを、どこにするのかと。例えば、そこに行ったらとしてもですね、次はあっち行ってくださいとか、次は向こう行ってくださいとかって、こういう何かこう回されると、本当にもうその時点で、悩み相談なんかは、なかなかできないような状況になりますので。できたらですね、例えば、介護福祉課に行きましたよと、介護福祉課に行ったらですね、もうそこでワンストップの対応ができるかどうかと。そういうことは可能ですか、どうでしょうか。担当課長にお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。相談窓口の一本化をということではございますが、介護福祉課、特に高齢者等ではございますが、地域包括支援センター、こちらの方で、総合相談という形で相談を受付しております。ちなみに例を挙げますと、令和6年度中は、いろんな相談を受ける中で、孤立・孤独に関する相談、8件ございました。御本人さんからも5件ございました。あとは、民生児童委員であるとか、県のケースワーカー、社協からも受付しております。また、そのほかですね、社協には、社会福祉協議会になるんですけども、困窮の相談という形で、困窮から孤立・孤独に結びつくという場合もございますので、その中で、13件ほど受けておまして、その受けた後ですね、弁護士であるとか司法書士、また、役場の方ですね、子育て支援課、保健センターで、先ほど申しました地域包括支援センター、こちらの方にもつなげております。当町の考え方としてですね、ワンストップ、窓口のワンストップ化ということで、たらい回しにするようなことは、ちょっと考えておりませんので、当課で受ける、また、保険健康課で受ける、そうした場合に、必要に応じて、こちらの職員の方が出向いて行って、御説明なり、情報を提供するという方法をとっておりますので、できるだけそういった形で、対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。一番心配するのは、先ほど課長も言われたようにですね、ありとあらゆるところを回らないと、なかなかそれを相談ができないというのが、一番相談しに行った人間にとっては迷惑な話のことで、それは、ぜひないようにしていただきたいというふうに思っております。あとですね、地域の居場所づくりについてなんですけど、先ほど地域活動センターなんかを活用するというふうなことでございますけれども、新たな活動の拠点整備とかですね、あるいは公共施設の利活用による常設型の交流スペースの創設というようなことも考えてみられたらどうかと思うんですが、その点について、何かもしお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。新たな集まりの場ということではございますが、現在、高齢者については、サロンであるとかカフェ、また、老人クラブ等の集まりがございます。そこらあたりの活用を、またするようということでは進めてまいりたいと思います。また、こういった方の方ですね、協議をすることで、社会福祉協議会の方となっております生活支援体制整備事業、こちらの方で住民座談会であるとか、そういったものがありますので、そういったところにもつなげていくですとか、新たなところ、ちょっと場所ですとか、いろいろこれから検討しなくてはいけないところがございますので、あと、またそのあたり、今後検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。確かに座談会なんかは、麻生、宮内、砥部な

んかでやられておりますから、そういう中で、積極的に参加をできるような形で、呼びかけ等についても、ぜひお願いしたらと思っております。最後になりますけれども、孤独・孤立は、誰でも起こりうる社会のその課題であるわけでございます。その予防と支援は、行政と地域社会が一体となって取り組むべき重要なテーマだと私は考えております。本町においても、住民一人一人がつながりを実感できるような地域づくりを進めていただくよう、今後の施策と充実に、実効性のある対応を強く要望いたしまして、以上で本日私の2問の質問については終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 日野恵司議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

~~~~~  
日程第2 承認第2号 専決処分第4号の承認について  
(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第2、承認第2号、専決処分第4号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） 承認第2号について御説明いたします。承認第2号、専決処分第4号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、資料2枚目、専決第4号をお願いいたします。専決第4号、専決処分書。令和7年3月31日に第217回通常国会において、介護保険の1号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、4月1日に専決処分したものでございます。今回の改正内容でございますが、令和6年度から実施しております第1号被保険者の保険料の軽減につきまして、住民税非課税世帯の被保険者の保険料に当たる第1段階から第3段階の介護保険料の軽減を、引き続き令和7年度も実施すると改正した内容でございます。介護保険料につきましては、第1段階の保険料を1万3,100円減じた2万2,000円に、第2段階の保険料を1万5,400円減じた3万7,400円に、第3段階の保険料を400円減じた5万2,800円に軽減するものでございます。なお、この改正によりまして、第1号被保険者のおよそ2,800人、総額にしまして2,900万円程度の軽減が図れるものと見込んでおります。附則でございます。第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第2号は、承認することに決定しました。

~~~~~  
日程第3 承認第3号 専決処分第5号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第3、承認第3号、専決処分第5号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木毅） それでは、承認第3号について御説明いたします。承認第3号を御覧ください。承認第3号、専決処分第5号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第5号、専決処分書でございますが、令和7年3月31日付けで、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは、承認第3号、資料の新旧対照表で要点のみ御説明させていただきます。新旧対照表1ページを御覧ください。第18条は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正となっております。2ページをお願いします。第34条の2から5ページ、6ページの第36条の3の3までは、町民税の所得控除における特定親族特別控除の創設に伴う改正となっております。7ページをお願いします。7ページ、8ページの第82条と、8ページ、9ページの第89条は、排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下の新基準バイクの車両区分創設に伴う改正となっております。13ページをお願いします。13ページから19ページにかけての附則第10条の3では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申請手続の見直しと、適用期限の延長を行う改正となっております。22ページをお願いします。22ページから24ページにかけての附則第16条の2の2では、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う改正となっております。そのほか法改正に伴う規定の整備や項ずれの対応を行っています。専決処分書にお戻りください。4ページをお願いします。附則でございますが、附則第1条は施行期日を定めております。附則第2条では、公示送達に関する経過措置を、附則第3条から5ページの第6条にかけましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に関する経過措置を設けております。以上で承認第3号の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。質疑

ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~  
日程第4 承認第4号 専決処分第6号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第4、承認第4号、専決処分第6号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木毅） それでは、承認第4号について御説明いたします。承認第4号を御覧ください。承認第4号、専決処分第6号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、次の専決処分書を御覧ください。専決第6号、専決処分書でございますが、令和7年3月31日付けで、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。改正の内容は、政令の改正に合わせた課税限度額の引上げと、軽減判定所得の見直しでございます。課税限度額の引上げにつきましては、基礎課税額に係る限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を24万円から26万円に、軽減判定所得の見直しにつきましては、軽減判定所得の算定基準となる被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減世帯では29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減世帯では54万5,000円から56万円に引き上げる改正でございます。附則でございますが、附則第1項では施行期日について、この条例は、公布の日から施行する。附則第2項では適用区分について、改正規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までについては、従前の例によることとしています。以上で承認第4号の説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。よって、承認第4号は、承認することに決定をいたしました。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時37分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分第3号の報告について  
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(報告、質疑)

○議長（東勝一） それでは再開します。日程第5、報告第2号、専決処分第3号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 報告第2号、専決処分第3号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、専決処分書の方を御覧いただきたいと思います。こちら、公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分の方をさせていただいております。相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、令和7年2月11日午前11時53分ごろに、給食センターの敷地内駐車場でございますけれども、そちらに、給食の配食を終えて帰ってきた配送車ですけれども、それが駐車場に入ってきたところ、相手方が、車を後進出庫するために後進した際、そのトラックの、前方ドアの方と衝突したものでございます。こちらの本件事故における過失割合でございますけれども、全国自治協会と相手方と協議した結果、町の過失割合を10分の3と認め、相手方損害額を賠償するものでございます。相手方の車両の損害額ですけれども、14万5,288円となっております。そのうちの3割を町が賠償をするということで、4万3,586円を賠償額として定めるものでございます。なお、資料でつけさせていただいております写真、詳細につきましては、後ほど御確認をいただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

日程第6 報告第3号 専決処分第7号の報告について  
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(報告、質疑)

○議長(東勝一) 日程第6、報告第3号、専決処分第7号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長(岩田恵子) 報告第3号について御説明をいたします。専決処分第7号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。次の専決処分書を御覧ください。令和7年4月9日に専決第7号により専決処分いたしました事項について、御説明をいたします。公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。まず、3の事故の概要でございますが、こちらから御説明させていただきます。令和7年2月、会議に出席する町長を公用車で会場に送り、指定駐車場に侵入する際、公用車の右前バンパーが駐車場の発券機と接触したものでございます。原状回復のため、発券機塗装費用を賠償いたしました。相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額は5万5,000円でございます。なお、資料といたしまして、事故車両と発券機の写真をつけておりますので、後ほど御確認ください。以上で説明を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。  
以上で報告第3号を終わります。

日程第7 報告第4号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について  
(報告、質疑)

○議長(東勝一) 日程第7、報告第4号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。池田農林課長。

○農林課長(池田晃一) 報告第4号について御説明いたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、別添の第33期定時株主総会資料をお願いします。初めに1ページをお願いします。まず、6年度の事業報告についてですが、今回のポイントとしては、下から3行目のとおり、5年度のような大口の事業、つまり北川毛地区の園地造成に伴う支障木伐採のような事業がなかったために、前期と比較して林業収入が大幅に減少いたしました。このことは、後ほど御説明する決算の状況につながります。次に2ページをお願いします。ここから決算

の報告となりますが、主に、前年比で大きく変動したものを中心に御説明します。初めに貸借対照表です。貸借対照表というのは決算時点、つまり、令和7年3月31日時点における会社の資産の状況を表しています。2ページ目が、資産の全貌を表しています。この次の3ページは、この資産の元手となったもの、つまり、財源を表しております。2ページに戻ってください。まず2ページ目の資産の部です。一番上の科目Ⅰ、流動資産のうち、大きく変動したのものとして、1行目の現金及び預金が、前期と比較して約800万円減額しています。これは、林業収入が大幅に減ったことが影響しています。次、4行目の未収入金が700万円増額しています。これは、昨年度は交付がなかった町からの補助金が、今期は700万円交付されることとなったためです。決算時点においては、まだ未収金でありますので、この帳簿のとおり整理されてます。次に、その下の科目Ⅱ、固定資産のうち、一番上の有形固定資産を御覧ください。この中で、下から2行目の車両運搬具が約500万円減額しています。これは、キーパーの所有する大型トラックの減価償却を行ったためです。次に、3ページに移ります。このページの下半分にある純資産の部を御覧ください。一番上の科目Ⅰ、株主資本のうち、アラビア数字3の利益剰余金のマイナスの額が、前期より約400万円大きくなっております。これは、林業収入が大幅に減少したことに伴って、赤字決算となったためです。続きまして、4ページの損益計算書を御覧ください。損益計算書は会社の1年間の経営成績を表します。各科目のうち、今期のポイントとなる箇所を御説明します。まず、一番上の科目Ⅰの売上高をお願いします。売上高は前年比で約2,500万円の減額となっております。これは、林業収入が大幅に減少したためです。これに伴って、今期は、町からの補助金約700万円が交付されたものの、収益自体は悪化いたしました。その結果、一番下の当期純利益を御覧ください。今期は、マイナス412万6,311円で、赤字決算となっております。以上が6年度の決算の状況です。次に7ページをお願いします。令和7年度の事業計画です。7年度の経営方針のポイントとしては、搬出間伐に併せて、支障木伐採や災害時の倒木処理にも対応するとしております。次に8ページをお願いします。7年度の収支予算です。予算のポイントとしては、科目Ⅰの売上高を御覧ください。林業収入は、前年比で740万円の減となっております。これは、大規模な支障木が伐採がないことを見込んで、林業収入全体としては収益が少なくなることを見込んでいます。次に10ページをお願いします。グリーンキーパーの経営改善案の変更についてです。これは、昨年度の1年前の総会で、一旦可決された経営改善案の一部を見直すものです。真ん中どころの変更前をお願いします。変更前、昨年度の総会においては、今後の方向性として会社を解散して、従業員は森林組合の職員とする案でした。その下の、変更後の案としては、砥部町の保有する株式を全て森林組合に譲渡して、同組合の子会社にするとしております。すなわち、会社を解散せずに存続することとなります。なお、子会社化の目標の期日は、令和8年4月1日としております。次に11ページをお願いします。資本金の減少についてです。現在のキーパーの資本金9,090万円が、会社の規模と比較して過大であることから、4,040万円を減少して、資本金を5,050万円としております。また、減額した4,040万円を原資として、1株につき2万円を各株主に分配いたします。本町は2,000株保有しておりますので、4,000万円の分配がある予定です。以上で株式会社グリーンキー

パーの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） お尋ねしたいのですが、最初に言われました500万という金額は、減価償却に充てる金額なのか、もしそれならば、減価償却の原本は、大きな機械か自動車かというのがまず第1点。そして、この子会社になるために、株主の意見は当然聞かんといかんと思います。全員の賛成があったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 三谷議員の御質問にお答えします。まず、質問の1つ目の500万円の取り扱いなんですけど、先ほどの御説明で、減価償却で500万円減額したとお伝えしたところなんですけど、これは、大型トラックの減価償却が3年目であるために、このような額となりました。トラックは、約2,000万円で調達したものなんですけど、定率法で償却しております、年々半額ずつになっていきます。なので、今回は500万円の減額です。次に、もう一つの第3号議案の経営改善案で、子会社化とする方針について、株主の賛否がどうだったかについてなんですけど、去る5月の21日の、このキーパーの総会において、この可決については、株数で可決することとなっております、2,019対1で可決されました。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 可決したということは、法的に、これ認められたもんですから、問題ないと思います。その「1」という人の意見は、やっぱりこれ、私どもも聞いておく必要があると思います。それで覆るわけじゃないですけど、やっぱり少数意見というものを、私どもも理解せんといかんと思いますので。それが1点と、今言われました500万の減価償却と言いましたね。結局、3年目2,000万で、3年目になりますと、最後幾らか減価償却の場合は、法人の場合は残さんといけません、この減価償却の計画、ちょっとお聞かせください。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 三谷議員の御質問にお答えします。まず、1つ目の否決した株主の方の御意見については、当日は、それは確認できませんでしたので、今後、改めて確認をさせていただきます。もう1点の、減価償却の今後の行方についてですが、先ほど申し上げたとおり、このトラックの減価償却は、償却率0.5の定率償却をしております。定率法で償却しておりますので、この後は、500万円の後は、翌年度は250万円の償却、その後125万円というふうに、ゼロに近くなるまで続きます。今ちょっとシミュレーションを行うことは困難なんですけど、何年かは今後も継続していく予定です。最終的には、形態を残すため1円が残る予定です。以上です。

○議長（東勝一） よろしいですか。

○15番（三谷喜好） はい。

○議長（東勝一） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。



日程第8 報告第5号 令和6年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長(東勝一) 日程第8、報告第5号、令和6年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長(小中学) それでは、報告第5号について御説明申し上げます。令和6年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。令和6年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、別紙繰越計算書を御覧ください。本件は、令和6年度に御議決いただきました繰越明許費に係る繰越計算書の報告です。9事業、総額2億3,976万5,486円を7年度へ繰り越したもので、その内容は、次のとおりとなります。まず、住民税非課税世帯物価高騰支援給付金支給事業は、給付金の申請期限が令和7年6月30日までとなっており、給付金の支給等の事業執行を年度内に完了することができないため、4,325万1,486円を繰り越しました。次に、上水道第7配水池築造事業は、他事業との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、水道事業会計への出資金4,000万円を繰り越しました。次に、永立寺川取水堰改修事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、500万円を繰り越しました。次に、町道宮内上組線道路改良事業は、関係機関との協議や地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、671万円を繰り越しました。次に、町道客大谷線道路改良事業は、支障工作物の物件移転に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、1,130万円を繰り越しました。次に、高尾田地区雨水排水対策事業は、関係機関との協議や地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、2,650万円を繰り越しました。次に、消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築事業は、関係機関との調整及び建築工事に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、5,210万8,000円を繰り越しました。次に、避難所生活環境改善事業、トイレカーの購入でございますが、こちらにつきましては、国交付金の決定通知が令和7年3月末であり、事業を年度内に完了することができないため、1,289万6,000円を繰り越しました。次に、公共土木施設現年災害復旧事業は、災害査定終了後、交付決定前着工申請を行い、2月に入札執行し、工事請負契約を締結したが、標準工期が確保できず、年度内の完成が見込めなくなったため、4,200万円を繰り越しました。以上、9事業につきましては、1日も早い事業の完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第6号 令和6年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（東勝一） 日程第9、報告第6号、令和6年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 報告第6号につきまして御説明申し上げます。お手元に報告第6号をお願いいたします。報告第6号、令和6年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和6年度砥部町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。それでは、別紙繰越計算書を御覧ください。事業名の欄、詳細設計委託業務におきまして、3,018万円を国等関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越し、その下の、現場技術業務の1,520万2,000円、その下、下水道整備工事の1億6,317万4,000円は、工事中の迂回路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。別紙報告第6号資料を御覧ください。現場技術業務でございますが、こちらは、4月末に業務を完了しております。その下、詳細設計委託業務でございますが、公共下水道管渠実施設計は、先月5月末に業務を完了しております。下水道工事に伴う水道管移設工事調査設計修正業務につきましては、今月末に完成の予定です。その下、下水道整備工事でございますが、一番上の、公共下水道管渠布設工事の76工区は、今月末に完成予定で、それ以外の工事につきましては、4月末に完成をしております。以上、報告とさせていただきます。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第7号 令和6年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（東勝一） 日程第10、報告第7号、令和6年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 報告第7号につきまして御説明申し上げます。お手元に報告第7号をお願いいたします。報告第7号、令和6年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和6年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷

崇洋。それでは、別紙繰越計算書を御覧ください。事業名の欄、砥部町上水道第7配水池築造工事に伴う変更設計業務におきまして25万円を、その下、砥部町上水道第7配水池築造工事1期におきまして2億2,176万円を、その下、砥部町上水道第7配水池電気計装工事に伴う変更設計業務におきまして25万円を、その下、砥部町上水道第7配水池電気計装工事1期におきまして6,120万4,000円を、現地調査及び他事業との調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。その下の、第4水源池紫外線照射装置更新工事におきましては1,500万円を、資材の調達等に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。別紙報告第7号資料を御覧ください。砥部町上水道第7配水池築造工事と、それに伴う変更設計業務、砥部町上水道第7配水池電気計装工事と、それに伴う変更設計業務は、8月末の完成予定でございます。最下段の第4水源池紫外線照射装置更新工事は、今月末の完成予定でございます。以上、報告とさせていただきます。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。  
以上で報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第31号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第11、議案第31号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） それでは、議案第31号について御説明申し上げます。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年6月6日、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、道路運送法の一部改正に伴いまして、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、同法第9条第4項で定める運賃協議会において協議するものと規定されたため、所要の改正について提案するものでございます。新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の右側の現行の欄を御覧ください。附属機関である砥部町地域公共交通会議が担任する事項において、「運賃・料金並びに」を削る改正を行っております。これは、砥部町が実施しておりますのりあいタクシーの利用者料金を見直す場合に、これまでは、砥部町地域公共交通会議において協議を行っていましたが、道路運送法の改正によりまして、交通会議とは別に、運賃協議を定めようとするタクシー事業者、国土交通省の地方運輸局、地域住民の代表及び市町村の職員で構成された運賃協議会において協議を行うこととされました。なお、この運賃協議会の構成員につきましても、砥部町地域公共交通会議の委員の兼務も認められておりますので、本町におきましても、砥部町地域公共交通会議委員から選任する予定としております。議案書にお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第31号の説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 31 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。



日程第 12 議案第 32 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第 12、議案第 32 号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 32 号について御説明を申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 6 月 6 日提出、砥部町長古谷崇洋。下段の提案理由を御覧ください。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投開票管理者等の基準報酬額が改定され、7 月執行の第 27 回参議院議員通常選挙から適用されることから、所要の改正について提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。非常勤特別職の報酬額を定めた別表中、選挙長、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人、期日前投票立会人及び開票立会人の日額又は日額の上限について、改正案の欄のとおりそれぞれ 1,200 円から 1,700 円の間で増額するものでございます。議案書にお戻りください。附則となります。この条例は、公布の日から施行いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 32 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。



- 日程第 13 議案第 33 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 34 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 35 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 36 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 37 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 38 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長 (東勝一) 日程第 13、議案第 33 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号から日程第 18、議案第 38 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 6 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長 (小中学) それでは、一般会計の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 33 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号ですが、第 1 条では、今回の補正は 3 億 9,697 万 1,000 円を追加し、補正後の総額を 98 億 9,046 万 5,000 円としています。第 2 条では、債務負担行為の変更及び追加について定めています。また、第 3 条では、地方債の変更及び追加について定めています。令和 7 年 6 月 6 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。まず、1 款議会費は、21 万 6,000 円増額します。横浜市で開催される第 26 回全国女性消防操法大会の旅費 19 万 3,000 円の追加などです。2 款総務費は、1 億 685 万 5,000 円増額します。生成 AI 導入のための関係経費 255 万 5,000 円、また、令和 6 年度実施の定額減税補足給付金の追加給付に関する経費 9,367 万 8,000 円及び第 27 回参議院議員通常選挙からの特別職の報酬改定等関係経費 93 万 5,000 円の追加などです。3 款民生費は、1,894 万 3,000 円を増額します。避難行動要支援者個別避難計画作成のための委託料 102 万 9,000 円、また、保育所、幼稚園等において大規模災害時に落下物から身を守るための園児及び職員用防災頭巾等購入費用 170 万円及び第 2 子以降の保育料無償化実施のための関係経費 281 万 6,000 円の追加などです。4 款衛生費は、2,988 万 7,000 円増額します。高齢者の予防接種委託料 2,827 万 7,000 円の追加などです。6 款農林水産業費は、7,631 万 5,000 円増額します。果樹生産基盤を強化するための未来型果樹産地強化支援事業費補助金 2,199 万 1,000 円や、農作業の省力化を図るための果樹産地強化支援事業費補助金 1,646 万 8,000 円及び森林整備のための造林事業費補助金 700 万円の追加などです。7 款商工費は、512 万 6,000 円増額します。旧麻生幼稚園跡地の水道配水管を移設するための測量及び設計に対する負担金 450 万円の追加などです。8 款土木費は、1 億 2,530 万円増額します。町道 3 路線の拡幅工事に係る経費 9,849 万 6,000 円及び川下第 2 団地の外壁改修工事に係る経費 1,669 万 4,000 円の追加などです。9 款消防費は、1,569 万 8,000 円増額します。罹災証明書発行に要する時間を短縮するための支援システム構築委託料 832 万 7,000 円の追加などです。10 款教育費は、1,863 万 1,000 円増額します。宮内小学校及び砥部小学校のキュービクルに接続されている

高圧気中開閉器の更新費用 232 万 7,000 円及びアートベンチャーエヒメフェス 2025 において、アートを介した交流人口の拡大や地域活性化を図るための事業委託料 200 万円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源といたしまして、12 款分担金及び負担金を 1,421 万 2,000 円減額、13 款使用料及び手数料を 471 万 3,000 円減額、14 款国庫支出金を 1 億 8,656 万 1,000 円増額、15 款県支出金を 2,123 万 7,000 円増額、16 款財産収入を 4,000 万円増額、17 款寄附

金を 30 万 9,000 円増額、19 款繰越金を 1 億 1,993 万 9,000 円増額、20 款諸収入を 565 万円増額、21 款町債を 4,220 万円増額します。4 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為補正でございます。陶街道五十三次事業に係る公用車借上料に対する債務負担につきまして、契約期間の始終期を変更することなどに伴う負担限度額の変更等、学校給食センター端末用パソコン借上料に対する債務負担の追加です。期間、限度額につきましては、記載のとおりとなっております。5 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正です。町道五本松原うね線道路改良事業等の財源として、公共事業等債 3,510 万円を追加し、限度額を 3,790 万円に変更します。次に、文化会館舞台機構設備改修事業の財源として、一般単独事業債 210 万円を追加し、限度額を 8,780 万円に変更します。次に、Jアラート受信機更新事業の財源として、緊急防災・減災事業債 380 万円を追加します。最後に、中央公民館体育館屋根改修事業の財源として、防災対策事業債 120 万円を追加いたします。続きまして、国保特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 34 号、令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に 15 万 7,000 円追加し、補正後の総額を 21 億 7,819 万 6,000 円としています。令和 7 年 6 月 6 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。事業勘定の歳出でございます。1 款総務費を 15 万 7,000 円増額します。マイナ保険証の利用促進に関するリーフレットの作成費用 7 万 4,000 円及び国民健康保険中央会へ支払うオンライン資格確認等運営負担金 2 万 8,000 円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源として、3 款国庫支出金を 7 万 4,000 円と 5 款繰入金を 8 万 3,000 円増額します。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書をお願いします。議案第 35 号、令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、歳入歳出予算に 9 万 7,000 円を追加し、補正後の総額を 4 億 932 万円としております。令和 7 年 6 月 6 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出でございます。1 款総務費を 9 万 7,000 円増額します。資格確認書等郵送用封筒増刷費用 9 万 7,000 円の追加です。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源として、4 款繰入金を 9 万 7,000 円増額します。続きまして、介護保険特別会計補正予算書をお願いします。議案第 36 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算に 7 万円追加し、補正後の総額を 23 億 1,557 万 2,000 円としています。令和 7 年 6 月 6 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出でございます。4 款地域支援事業費を 7 万円増額します。地域包括支援センターの事業評価について、運営協議会を開催するための委員報酬 7 万円の追加でございます。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、3 款国

庫支出金を2万6,000円、5款県支出金を1万3,000円、7款繰入金を1万3,000円、8款繰越金を1万8,000円増額します。私からの説明は以上です。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、私からは議案第37号、第38号を一括で御説明申し上げます。まず初めに、議案第37号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第37号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号。第1条、令和7年度砥部町下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、令和7年度砥部町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で、マンホールポンプの異常検知により分解整備が必要となり、補正予定額を80万3,000円増額し4億2,655万4,000円とし、支出合計を4億3,749万9,000円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費で、砥部浄化センター内の雑用水給水ユニット空気補給槽及び周辺配管の不足により取替えが必要となり、補正予定額を465万9,000円増額し3億5,636万6,000円とし、支出合計を5億2,823万1,000円とするものでございます。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第37号の説明を終わります。続きまして、議案第38号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。議案第38号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第1号。第1条、令和7年度砥部町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、令和7年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業で、測量機器更新及び電気計装設備工事1,419万円を補正するものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款水道資本的収入、第1項企業債で、計測機器更新及び電気計装設備工事分として、補正予定額を1,200万円増額し6,700円とし、その下、第4項工事負担金で、旧麻生幼稚園跡地利用に伴う配水管布設替工事測量設計委託料として、補正予定額を450万円増額し9,900万円とし、収入合計を1億6,778万円とするものでございます。支出につきましては、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費で、配水管布設替工事測量設計委託料、計測機器更新及び電気計装設備工事の補正予定額を1,869万円増額し1億9,609万円とし、支出合計を3億5,108万円とするものでございます。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。限度額の補正予定額を1,200万円増額し、限度額の合計を6,700万円とするものでございます。令和7年6月6日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第33号から議案第38号までの説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 一般会計の補正でお尋ねいたします。03-02-01-08の子育て支援についてお尋ねします。新規に19万5,000円、いわゆる計上されております。これには、前にお尋ねしたヤングケアラーと、あるいは虐待等についての内容でございましたが、これ、計上するという事は、何人かそれに該当する方ができたと理解してよろしゅうございましょうか。

○議長（東勝一） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。まず、この虐待とか、6年度の実績を御説明させていただきますけれども、まず、虐待についても何種類かございます。身体的虐待、これは暴力ですね、その件数が8件ございます。疑いも含めて8件ございます。その8件のうち、4件が一時保護の対象となっておるところでございます。ほかにもですね、心理的虐待、皆さん御存じない、私も知らなかったんですけども、心理的虐待っていうのはですね、子どもに対する暴言であったりとか、子どもの前で親子げんかする、ごめんなさい、夫婦げんかするっていうのも、夫婦げんかをですね、子どもに見せるのも虐待と言われております。この件数がですね、11件。あとは、育児放棄といいましょうか、ネグレクトという形で、うちの方で取り扱った件数が3件。計、虐待といたしましては、22件ございますんで、今後、そういった虐待を未然に防ぐという意味で、今回2件の事業を、新規でやらしていただいたらというところでございます。また、ネグレクトにつきましてはですね、疑いがあるかなっていうところはあるんですけども、実際ネグレクトとしてきちっと対応した件数についてはですね、今だかつていないという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） ただいまの報告を聞いて驚いております。町長、03-02-01-08のこの支援についての、ただいま報告で、どうお感じになりましたか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをします。こういったですね、凄惨な状況があるということ、私も心を痛めました。私もですね、妻がそういった虐待を受けている子どもをですね、実際に乳児院というところで、世話をする仕事をしております。そういった状況に置かれた子が、精神的にも、そして発達のにも、本当につらい状況にあるということですね、本当に近い体験談として、日々聞いております。ですので、砥部町としても、こういった問題に関してはですね、しっかりと予算を組んで、そういったことが未然に防げるように、取り組んでいくべきだというふうに考えております。それを含めてですね、みんなが安心して暮らせるまちをつくるのが、私の理想でございますので、ここに関しては、力を入れていきたいというふうに考えております。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） ただいま町長の御答弁がありましたように、幾ら子育てでね、成果を上げて、こういう子どもさんが1人でもおるっていうことはね、これは、プラスマイナスしたら、私は1人の方が重いと思います。ぜひこれは、子どもは町の財産でございますし、

国の財産でもございます。そこらには後れをとらないように、十分担当課の方にもやれよと、町長の方から支援していただいて、できるだけそういう子どもを1人でも減すように、万全を、注意していただくことをお願いいたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） ほかに質疑ございませんか。13番佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 同じく一般会計の補正予算のところで、概要の6ページ、真ん中どころに、広田地域の医療等の在り方を検討するための検討委員会を開催しますというふうなことで、9人予定をされてるということなんですが、この委員の構成がどのようなことになってるのか。それから、5回とありますが、この年度内で5回で、ほぼ方向性を決定づけるのか、いや、まだ来年度まで、ひょっとしたら中身によってはですね、続く可能性もあるかなと思うんですが、その辺については、担当課の方ではどのようなお考えなのかを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課（岩田恵子） 佐々木議員さんの御質問に回答させていただきます。まず、地域医療等検討委員会委員の構成メンバーでございますが、まず、地元の方ということで、5名の方。区長の代表、民生委員の代表、広田の保育所のPTAの代表、元気の会の代表の方と、あと、小学校のPTAの代表の方。あとですね、町内の医療の代表ということで、内科医代表、歯科医師代表。あと、地元の福祉施設の代表ということで、特養広田の代表の方。それと、専門ということで、医療技術大学の教授ということで、9名の方を考えております。今回、5回の会議の報酬の方を組ませていただいておりますが、予定としては、できればもう今年度に方向を決めたいと思っておりますが、また、それはまだ1度も会も始まっておりませんので、会の中で検討をしながら話し合いを進めていきたいと思っております。以上、御説明させていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 今の出ました老人会のメンバーというのは入ってないんですかね。それから、後で結構なんですが、この中に、現在来ていただいている医師が入らないというのも、何かこう意見を聞く意味では必要かなというふうには思ったりもしたんですが。メンバーの中には入っていないようなんですけども、その辺については、どう判断されてるんでしょうか。

○議長（東勝一） 岩田保険健康課長。

○保険健康課（岩田恵子） 佐々木議員さんの御質問にお答えさせていただきます。老人クラブの方っていうのはですね、区長の代表さんが老人クラブも兼ねております。地元の代表の方っていうのが、老人クラブにも属している方が多いとなっておりますので、あえて老人クラブの方っていうのは選んでないというところです。あとですね、現在診療所の方におられる内科医の方は代表としては入ってはないんですが、歯科医の方の代表で、週に1回砥部町の方から、下から上がっていただいております稲田先生を、歯科医の代表として入れさせていただきます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番 (佐々木隆雄) いずれにしても、令和9年度末で医師が退職されるというようなことなんで、一定、もう方向性は決めておかないといけないなと思いますが、しかし、やはり医療問題ってのは、なかなか難しい面もありますので、丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。それから、続いてもう1点質問させてください。おんなじ概要の13ページです。教育委員会の関係で、坂村真民記念館で使用しているパソコン5台、サポート終了するんで、更新するというふうにかかれておりますが、5台というのは、具体的にどういう方が使われてるんでしょうか。

○議長 (東勝一) 山本社会教育課長。

○社会教育課長 (山本勝彦) ただいまの佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。坂村真民記念館のパソコンでございますが、1台は西澤館長、もう1台は学芸員、あとの台数につきましては、パートの従業員が共有して使うパソコンでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長 (東勝一) 佐々木隆雄議員。

○13 番 (佐々木隆雄) 館長はわかりました。学芸員というのは、お1人でしたですかね。関連して、あと、パートの方がいうふうに言われたんですが、何人ぐらいでそれを共有しているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 (東勝一) 山本社会教育課長。

○社会教育課長 (山本勝彦) ただいまの御質問に回答させていただきます。学芸員は、1名でございます。あとの窓口とか、簡易な事務を行う職員が4名います。その4名でパソコンを共有して使うこととしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長 (東勝一) 佐々木隆雄議員。

○13 番 (佐々木隆雄) 若干人が多のかなというふうな気はしたんですけども、この中にはですね、直接触れられてはないんですけども、ずっと毎年のように、何て言うんですかね、すいません何でしたっけ、募集して、提唱とかしてる方がおいでますよね。その方たちは、お客さんに対応するような仕事もしてもらいますようなことで、なんていう言い方でしたですかね。ボランティアガイド、はいはい。ああいう方は、毎年のように募集して、そして研修して、そのあと、ボランティアでガイドお願いしますよというふうなことをよくやっていますよね。そういう方たちは、このパソコンに触れるというふうなことはないんですか。

○議長 (東勝一) 山本社会教育課長。

○社会教育課長 (山本勝彦) ただいまの御質問に回答させていただきます。ボランティアガイドの方については、このパソコンを使うことはありません。ガイドの方はですね、年に6回ぐらいの講習を、館長の研修を受けることはあるんですけども、パソコンを使っている作業ってことはしておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (東勝一) 佐々木隆雄議員。

○13 番 (佐々木隆雄) さっきも言いましたように、やや中身からすると、ちょっと台数も多いのかなというふうな感じなんです。やっぱりしかも、これ93万6,000円、5台ですから、20万近くというふうなことになりますかね。やや使いすぎじゃないかなというふうな気

はします。町長いかがでしょうか。町長、適正かどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをしますと、私は、適正であるというふうに理解をしています。前提といたしまして、坂村真民記念館ですが、御存じのとおり経営が厳しい状況で、かなり人数を、まず絞っております。運営のですね、会計年度任用職員を含め、かなりの見直しを行って、もう本当に最低限度に近いような形で回しているというふうに認識をしています。その中で的人数、4人の中で、そのパソコンを共有するということですので、本当にですね、その人員と、そして、このアセット、パソコンについてもですね、本当に必要最低限であるというふうに理解をしておりますので、ここに関しては、これ以上減らすということは、現状難しいのではないかなというふうに考えております。ですので、回答としては、再度になりますが適正であるというふうに理解をしています。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 関連して、町長お尋ねしますが、毎年、かなりの負担をしております坂村真民記念館に対する町長のお考え、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。まず議員の皆さんの御案内のとおり、坂村真民記念館というものは、かなり厳しい経営状況であるということと言わざるを得ません。毎年のように何千万円以上のもので、赤字を計上しているという状況でございます。やはり私としては、まずこの赤字に関しては、看過できないということですので、もうすでにですね、社会教育課、そして、坂村真民記念館含めですね、会話を始めて、協議を始めております。具体的にこれからどのような取組をして、その状況を改善していくのか、そして、坂村真民記念館の経営状況、どこまで目標として定めるのかということをして、本当に、副町長、教育長、社会教育課含めて、今全力で取り組んでいるところでございます。ですので、そこに関しても、この経営状況に関して、私は放っておかないという、しっかりと何とか手を打ちたいということで、動いているというところでございます。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） 今、町長から率直な御意見を聞いておりますし、私も、当時建設した建設委員長として、期待したほどの人も集まらんし、かなりの経費の負担ということで、もう頭を痛めておる1人でございます。しかし、やはりこういう施設を増やすということは簡単ですが、減らすことも大変な英断がいるわけですね。ですから、そういう協議をされた結果、大体いつごろぐらいまで結論を持ってね、僕はこうしたいという意見が、出る予定でございますか。お尋ねいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。まずは、その目標設定のと

ころで言いますけれども、私の今回の進め方で言うと、その経過もしっかりと発表をしながらやりたいなというふうに思っております。まず、関係の社会教育課などで議論した内容については、今年度に間に合えばですから、来年度ぐらいまでには、しっかりとその目標の数値というものを、見える形でしっかりとお示しをしたいというふうに思っております。これも、議論の進捗にはよるんですけども、恐らく今年度末、来年度ぐらい、2年ぐらい見ていただいたらというふうに思っております。そこで、具体的に坂村真民記念館のですね、経営改善に向けた計画を何年に策定するかとかもですね、その発表するタイミングでしっかりとお示しできると思っておりますので、少し気持ちに余裕を持っていただければ幸いです。答弁としては以上です。

○議長（東勝一） それでは質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号から議案第38号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第38号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告につきましては、6月13日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時25分 散会

## 令和7年第2回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招集年月日	令和7年6月13日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和7年6月13日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 10 番 小西昌博 13 番 佐々木隆雄	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 11 番 佐々木公博 14 番 西岡利昌	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 12 番 松崎浩司 15 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 古谷崇洋 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 佐々木毅 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 古川雅志 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
傍 聴 者	1 人		

令和7年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第31号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第32号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 令和7年度砥部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第34号 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第35号 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第36号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第37号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第38号 令和7年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議員派遣

追加日程第1 議案第39号 財産の取得について  
(避難所生活環境改善トイレカー購入)

追加日程第2 議案第40号 財産の取得について  
(GIGAスクール用端末購入)

・閉 会

令和7年第2回砥部町議会定例会

令和7年6月13日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第31号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第1、議案第31号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第31号については、道路運送法の一部改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、運賃協議会において協議するものと規定されたため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第32号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第2、議案第32号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第32号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第32号については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、第27回参議院議員通常選挙から改定後の基準額が適用されるため、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第33号 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第34号 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第35号 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第36号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第37号 令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第38号 令和7年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第3、議案第33号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第2号から日程第8、議案第38号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第1号までの6件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第33号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の主なものは、給食センター栄養教諭及び栄養士が使用している端末用パソコンのサポートが終了することに伴い、パソコンを更新するための借上料に対する債務負担行為を設定しております。民生費の社会福祉費関係では、市町村の努力義務とされた避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進するための関係経費102万9,000円を追加しています。また、児童福祉費関係では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、第2子以降の保育料無償化を

実現するための関係経費 281 万 6,000 円を追加しています。教育費の社会教育費関係では、10 月にとべもりプラスで開催されるアートベンチャーエヒメフェス 2025 において、砥部ミュージアム通りに誘客するソフト事業に係る委託料 200 万円を追加しています。審査において、委員から、本町出身の集客力のある著名人へ積極的に働きかけるなど、集客活動に尽力願いたいとの要望に対し、トップセールスも含め、あらゆる可能性を探るとともに、砥部町のために尽力していくとの説明がありました。また、中央公民館体育館において、雨漏りが発生しており、修繕工事のための設計を行います。委託料 169 万 2,000 円を追加しています。財源として、防災対策事業債 120 万円を充当します。次に、議案第 34 号、令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、事業勘定に 15 万 7,000 円追加しています。支出の主なものは、マイナ保険証の利用促進についてのリーフレット作成経費 7 万 4,000 円を追加しています。審査において、委員から、マイナンバーカードへの保険証の登録と利用状況はとの質問に対し、登録は約 70%で、そのうちマイナンバーカードの健康保険証利用は約 20%であるとの説明がありました。次に、議案第 35 号、令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、9 万 7,000 円追加しています。不足が見込まれる資格確認証等郵送用の専用封筒の印刷製本費で、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 36 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、保険事業勘定に 7 万円追加しています。地域包括支援センター等運営協議会委員の報酬 10 人分です。審査において、委員から、包括支援センターの事業評価とはとの質問に対し、6 年度に実施した個別の事業について事業内容を検証するとともに、質疑修正等の指導をいただくものであるとの説明がありました。よって、議案第 33 号、第 34 号、第 35 号及び第 36 号の 4 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第 33 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費の総務管理費関係では、職員の業務効率化と住民サービスの質の向上を図るため、生成 A I の導入に係る関係経費 255 万 5,000 円を追加しています。また、県外からの移住者が本町の空き家バンクに登録されている物件に対して、住宅改修費用の一部を補助する制度として、400 万円を追加しています。審査において、委員から、生成 A I 導入の意図はとの質問に対し、砥部町第 2 次 D X 推進計画で掲げる具体的な施策の一つで、生成 A I の導入により、職員の事務作業の軽減により得られた時間を、政策立案や住民サービスの向上といった業務に、より注力できるようにするものであるとの説明がありました。農林水産業費の農業費関係では、新規就農者の確保・育成の強化を図るため、J A 等が実施する取組に要する経費の一部補助として、担い手総合支援事業補助金 309 万 9,000 円を追加しています。審査において、委員から、新規就農時に援助するのであれば、少しでも早い時期に補助金を受領できる仕組みにならないかとの質問に対し、新規就農者の補助金に関しては、交付決定する前に面談を行い、営農計

画や資金計画を確認している。また、面談後、審査を経て就農していただくようになっており、申請者も年間必要経費を把握しているため、一定の資金が必要なことは理解いただいているものと考えているとの説明がありました。次に、議案第 37 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号は、公共下水道事業において、収益的支出を 80 万 3,000 円増加、資本的支出を 465 万 9,000 円追加しています。支出の主なものは、浄化センター内の故障した雑用水給水ユニット関連機器を取り替えるための工事請負費 465 万 9,000 円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 38 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号は、資本的支出を 1,869 万円追加しています。支出の主なものは、故障した大内野上組浄水場の濁度計を更新するための工事請負費 550 万円を追加しています。また、第 2・第 3・第 4 水源池、第 6 配水池、麻生配水池設置の遠隔測定装置を改修するための工事請負費 572 万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 33 号、第 37 号及び第 38 号の 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。議案第 33 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 33 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 34 号、令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 34 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号、令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 36 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 36 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 37 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 38 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。準備が整い次第、開催いたしますので、よろしく願います。なお、タブレット端末を持って協議会室へお入りください。

午前 9時50分 休憩  
午前 10時18分 再開

~~~~~  
日程第9 議員派遣

○議長（東勝一） それでは再開します。日程第9、議員派遣を議題とします。

お諮りします。8月8日にANAクラウンプラザホテル松山で開催される愛媛県町村議会議長会、令和7年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りします。ただいま古谷町長から議案第39号及び議案第40号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第40号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 議案第39号 財産の取得について  
(避難所生活環境改善トイレカー購入)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第1、議案第39号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○松田総務課長（松田勲） それでは議案第39号について御説明を申し上げます。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、砥部町長古谷崇洋。下段の提案理由ですが、災害時の避難所における衛生環境の改善、避難者の健康被害軽減を目的に、小型トイレカー2台を購入するため、提案するものでございます。取得する財産の内容ですが、1、財産の種類は車両、2、取得の方法は随意契約、3、取得する財産は避難所生活環境改善トイレカー2台、4、取得金額は1,283万2,380円、5、取得の相手方は福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2933番地9、株式会社モンテリオン、代表取締役佐藤友香となっております。議案第39号資料をお願いいたします。本件は、当初指名競争に

より、5月12日に入札を執行いたしました。が、予定価格に達せず入札が不調となっております。全国的にトイレカーの需要が高まる中、年度内の調達を確実なものとするため、仕様書の見直しを行い、随意契約により指名4社の見積りを徴した結果、2ページのとおり最も安価な価格で入札した株式会社モンテリオンを採用することといたしました。購入車両の仕様概要を3ページに示しておりますけれども、ベース車両は軽自動車、洋式便座各1基を備えた2室仕様のものとなっております。4ページを御覧ください。納入期限を令和8年2月28日とし、5月29日に仮契約を締結しております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第2 議案第40号 財産の取得について

(G I G Aスクール用端末購入)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第2、議案第40号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 議案第40号の方をお願いいたします。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございます。令和2年度に購入いたしましたG I G Aスクール用端末について、児童生徒及び教員が使用する端末を更新するため、提案するものでございます。それでは、取得する財産の内容でございます。財産の種類につきましては備品でございます。取得の方法については随意契約。取得する財産はG I G Aスクール用端末1,865台となっております。取得金額は1億2,517万7,756円。取得の相手方でございますけれども、松山市平和通三丁目2番地14、四国通建株式会社松山支店、支店長岡本裕基でございます。それでは、資料の方、1ページの方を御覧いただきたいと思います。こちらの方でございますけれども、購入台数の内訳でございます。各小中学校の児童生徒用の端末1,511台、それと、予備端末といたしまして224台、また、教職員用の端末として130台の1,865台となっております。

今回の端末の購入に当たっての契約につきましては、資料2の方を御覧いただいたらと思います。こちらにつきましては、愛媛県教育委員会及び県内の市町教育委員会で構成される公共任意団体であります愛媛県GIGAスクール推進協議会におきまして、共同で調達するため入札を行っております。こちらの資料にありますとおり18団体が参加をいたしまして、入札の方を実施した結果、落札業者として四国通建株式会社の方が決定されたため、本町においても、この四国通建株式会社の方と随意契約の方をさせていただいております。資料3ページの方を御覧いただいたらと思います。仮契約書でございますけれども、こちらにつきましては、令和7年6月6日に仮契約の方を締結させていただきまして、契約期間としては令和8年3月31日までとしておりますけれども、本品の納品期間といたしましては、令和7年9月30日までとさせていただいております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。13番佐々木隆雄議員。

13番（佐々木隆雄） 1点だけお尋ねします。予備端末が合計で15%以内というふうなことで、実際に224台ありますが、ちょっとなんか多いなというふうには感じたんですが。これは、なぜなのでしょう。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。こちらは、今回契約をいたします内容につきましては、端末の保守の方のと、修繕の契約の方は含んでおりません。ですから、故障した場合についてはですね、その都度費用を負担して、修繕というものが必要になってきます。この保守、修繕の方でございますけれども、5年間で契約をいたしますと約年間1,000万で、5,000万近い金額がかかることから、これは、壊れた分をですね、修繕に出す方が安いのではないかとということで、今回は、予備機の方を購入をいたしまして、併せて、その予備機で対応しながら、壊れた分につきましては、修繕をして活用していくというふうにしております。なお、この予備機につきましても、国庫補助の対象になるということで、こちらの方についても、そういう形で購入を、本年度はさせていただくというふうにしております。以上で説明を終わります。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員、よろしいですか。

13番（佐々木隆雄） はい。

○議長（東勝一） 他にございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項につきましては議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項につきましては所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。  
古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たりまして、まず御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。議員の皆様におかれましては、5日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。御議決いただきました補正予算の執行に当たりましては、高いコスト意識をもって臨み、費用対効果を最大限発揮できるよう、調査・研究を続けてまいります。また、今会期中、議員の皆様からいただいた御指摘・御指導は、今後の町政運営、行政事務遂行に生かしてまいりますので、引き続き御指導賜りますようお願いを申し上げます。会期中に四国地方も梅雨入りを迎え、既に町内の一部で土砂崩れや倒木による通行止めなどが発生し、おとといからは自主避難所も開設いたしました。職員の迅速な対応もあり、幸い大きな被害はございませんでしたが、本格的な出水期に当たり、引き続き消防署をはじめとする関係機関との連携を密にし、住民の安全・安心を最優先に、適切な対応に努めてまいります。気象庁の予報では、今夏もですね、猛暑となる見込みであり、熱中症への対策も必要となりますが、議員の皆様も体調管理に十分留意され、町政の発展に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（東勝一） 以上をもって、令和7年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      東                  勝      一

砥部町議会議員      日      野      恵      司

砥部町議会議員      木      下      敬      二      郎